

介護老人福祉施設

足羽利生苑 運営規程

(事業所の目的)

第1条 社会福祉法人足羽福祉会が老人福祉法並びに介護保険法に規定する介護老人福祉施設として設置経営する特別養護老人ホーム並びに指定介護老人福祉施設 足羽利生苑（以下「事業所」という。）が行う介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員、生活相談員、介護職員及び看護職員等の職員が、入所する要介護者に対し施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態にある利用者に対し、適切な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、身体上又は精神上により要介護状態になった利用者に対して、一人ひとりの意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。さらに、必要に応じて居宅における日常生活が可能かどうか検討し、退所が必要な利用者には適切な指導援助等を行う。

2. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、事業所の職員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
3. 本事業の運営にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設及び居宅サービス事業者、保険・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人福祉施設 足羽利生苑
- (2) 所在地 福井県福井市梅野町20番地7号

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所の職員の職種および員数は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 施設長 (管理者) | 1名 (B 1名) |
| (2) 課長 | 1名 (B 1名) |
| (3) 事務員 | 2名 (B 2名) |
| (4) 生活相談員 | 1名以上 |
| (5) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (6) 介護職員 常勤換算で | 18名以上 |
| (7) 看護職員 常勤換算で | 3名以上 |
| (8) 機能訓練指導員 | 1名 (B 1名) |
| (9) 栄養士 | 1名 (B 1名) |
| (10) 用務員等 | 3名以上 (A 1名 B 2名 C 1名) |
| (11) 医師 (非常勤) | 2名 (C 2名) |

※A 常勤専従 B 常勤兼務 C 定時専従 D 定時兼務

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、事業所を代表し、事業運営を統轄する。
- (2) 課長は、施設長を補佐するとともに、事業所設備等の管理及び地域社会との連携を図りながら各部署の事業が円滑に進められるよう連絡調整を行うとともに指導監督する。
- (3) 事務員は、施設介護サービスの提供に伴う法に定める利用料などの徴収の他会計全般、庶務、接遇を主な業務とし、必要に応じて利用者の援助業務を行う。
- (4) 生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、適切な相談・助言、家族との連携・交流、行政機関における諸手続きなどの代行事務、入退院時の必要な便宜など、日常(社会)生活上必要な援助を行う。
- (5) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者及びその家族の希望や相談により要介護認定申請及び更新にかかる援助、施設サービス計画と評価、入退所にかかる援助などを主な業務とし、利用者の自立生活を支援する。
- (6) 介護職員は、利用者の心身の状況に応じて食事、排泄、入浴その他日常生活上の世話など、施設サービス計画に基づいた施設介護サービスを提供するとともに家族との連携・交流の援助を行う。

- (7) 看護職員は、常に利用者の症状及び心身の状況を把握し、嘱託医師の指示に基づいて日々の健康を管理し、機会あるごとに家族への説明に努める。利用者の症状からみて医療の提供が必要と判断した時は嘱託医師の指示により、協力病院その他適当な病院への通院の措置を講じ、必要に応じて入退院時の必要な便宜を図る。
- (8) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況などを踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持、安楽な姿勢保持のための機能訓練を行う。
- (9) 栄養士は、給食委託業者との連携を密に図りながら、利用者の栄養・身体状況・嗜好を考慮した栄養ケアマネジメントを推進する。
- (10) 用務員等は、公用車の運転業務及び事業所内外の環境美化、洗濯・掃除などの生活環境整備を主な業務とし、介護職員などの補助業務を行う。
- (11) 医師は、看護職員との連携により、常に利用者の症状及び心身の状況を把握し日々の健康を管理するとともに事業所において必要な医療の提供が困難な時は、協力病院その他適当な病院への措置を講じる。

(入所の定員)

第6条 事業所の入所定員は59名とする。

(入所手続き等)

- 第7条 事業所は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所申込者またはその家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得る。
- 2. 事業所は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。
 - 3. 事業所は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証に認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

(入退所)

- 第8条 事業所は、「福井県特別養護老人ホーム入所指針」に基づき入所決定を行う。
- 2. 事業所は、身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる者を対象にサービス提

供を行う。

3. 事業所は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。
4. 事業所は、入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
5. 事業所は、災害その他やむを得ない事情がある以外は、入所定員及び居室定員を越えて入所させてはならない。
6. 事業所は、入所申込者が入院加療を要する者または継続的な医療が必要な者等、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた時に、速やかに医療機関を紹介する等の適切な措置を講じる。
7. 事業所は、利用者の心身の状況に照らし、要介護認定の結果等を踏まえ、その者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかについて定期的に検討する。その検討に当たっては介護支援専門員、生活相談員、介護及び看護職員等で協議する。
8. 事業所は、利用者の心身の状況及び環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる者に対し、利用者及び家族の意向、退所後の生活環境等を踏まえた上で、退所に必要な援助を行う。
9. 事業所は、利用者の退所に際し、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者との密接な連携に努める。

(要介護認定の援助)

第9条 事業所は、施設サービスの提供の開始に際し、入所申込者について要介護認定の申請を確認し、未申請の場合は入所申込者の意志を踏まえて速やかに申請が行われるよう援助する。

2. 事業所は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、利用者に対し援助する。

(利用料その他費用)

第10条 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けとることが出来るものとする。

2. 前項の他、次の各号に掲げる費用を徴収する。

(1) 居住費

①従来型個室〔室料、光熱水費〕 1, 230円(1日あたり)

②のうち経過措置対象者〔光熱水費〕 920円(1日あたり)

③2～4人部屋〔光熱水費〕 920円(1日あたり)

但し、居住費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

(2) 食費〔食材料費、調理費用〕 1,500円(1日あたり)

但し、その内訳は朝食300円、昼食600円、夕食600円とする。

但し、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

(3) 利用者の選定する特別な食事

利用者の選定する特別な食事を提供するための追加費用〔食材費〕
実費

水分補給用飲み物 140円

(4) 利用者の希望により行う支払い及び預り金管理費
(1か月当たり) 1,000円

(5) 理美容代 業者による有料散髪 実費

(6) 入所、退所時の送迎費用

片道2時間以上 1kmごとに 50円

(7) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業所が提供する場合に係る費用。

個人用の日用品等 実費

(8) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業所が提供する場合に係る費用。

クラブ活動等の材料費等 実費

(9) 利用者の希望による外出、買い物、行楽等に係る費用。

交通費等 実費

(10) 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等)

実費

(11) 私物の洗濯代(個別に外部の業者に取り継ぐ場合のクリーニング代)

実費

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

4. 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用の内容お

よび金額を変更することがある。

5. 前項の変更を行う場合は、変更の1ヶ月以上前に利用者またはその家族に対し、変更内容について文書により説明した上で、変更に同意する旨の文書に署名を受ける。
6. 前項の費用の支払いは、現金または利用者の指定する口座より、指定期日までに受ける。

(サービス計画の作成)

第11条 施設長（管理者）は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2. 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたり、利用者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努める。
3. 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたり、適正な方法により、利用者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握する。
4. 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握にあたっては、利用者およびその家族に面接して行う。この場合においてはその主旨を利用者およびその家族に対して十分の説明と同意を得る。
5. 介護支援専門員は利用者の希望および利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望を勘案して、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
6. 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求める。
7. 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者またはその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得る。
8. 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には当該施設サービス計画を利用者に交付する。
9. 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の

実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

10. 介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況にあたっては、利用者およびその家族並びに担当者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、①定期的な利用者との面接、②定期的にモニタリング結果の記録、を行う。
11. 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について担当者から専門的な見地からの意見を求める。
12. 介護支援専門員は、施設サービス計画に関する業務の他、利用者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資する為、居宅介護支援事業者に対して情報を提供する等の業務を行う。

(サービス提供の記録)

第12条 事業所は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(利用者に対するサービスの内容)

第13条 事業所は、施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

2. 事業所は、サービスの提供にあたっては、施設サービス計画に基づき、漫然、かつ、画一的なものとならないよう配慮して行う。
3. 事業所の職員は、サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族から求められた時は、理解しやすいように説明する。
4. 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
5. 事業所の事業に係る介護福祉施設サービス内容は次のとおりとする。

(1) 介護

介護サービスの提供にあたっては、利用者の人格に充分配慮し、施設サービス計画に基づいて残存機能の維持向上が図られる様念頭において介護サービスを提供する。

- ① 入浴は利用者の心身の状況に応じ、週2回以上の入浴の機会を設け、入浴が困難な場合は清拭を行う。
- ② 排泄の介護は、利用者の排泄状況をもとにトイレ誘導等の自立支援を

行う。おむつの使用をせざる得ない場合は、その心身、活動状況に適したおむつを提供した介護を行う。

③ 日常生活自立度の低い利用者は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行なうと共に、その発生を防止する為の体制を整備する。

④ 事業所は、利用者の生活の場であることから離床、着替え、整容その他の日常生活は、通常の一日の流れに沿った世話を行なう。

(2) 食事の提供

利用者の心身状況及び嗜好を考慮し、必要に応じて治療食などを栄養士の管理のもとに提供する。また、利用者が通常のメニューの他に希望する特別な食事などについては、健康に充分配慮すると共に、家族の同意を得たうえで提供する。

(3) 機能訓練

利用者の心身の状況に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の改善または維持のための訓練を行う。

(4) 健康管理

常に利用者の健康の状況に注意するとともに健康保持の為の適切な措置を講ずる。

(5) 相談、援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談、助言と必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会、利用者の外出の機会を確保するよう努めるとともに、必要に応じて行政機関における諸手続きなどの代行事務、適宜のレクリエーション行事その他日常生活におけるいろいろな便宜を供与する。

(7) 入院期間中

利用者に入院の必要が生じた場合、概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者の希望を踏まえて、必要に応じて日常生活上必要な便宜を図るとともに、止むを得ない場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所出来るよう援助する。

(8) その他

事業所の目的、運営の方針に係る必要な援助を行う。

(身体拘束の廃止)

第14条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしない。

2. 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催し、施設長や医師の意見を求めながら、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか充分検討すると共に、その結果について介護職員その他職員に周知徹底する。

3. 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

4. 事業所は、介護職員その他職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

5. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

6. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者やその家族等に出来る限り詳細に説明する。

7. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の権利を擁護し、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報する。

（事業所の入所にあたっての留意事項）

第16条 利用者は、事業所から介護福祉施設サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。
- (2) 火災防止に努め、指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (3) 暴力、喧嘩などによる迷惑行為、設備などの汚損、破壊行為をしないこと。
- (4) サービス内容について苦情、相談及び意見がある時はいつでも申しでること。
- (5) その他施設長が管理上支障があると認めた事項。

(勤務体制の確保)

第17条 事業所は、利用者に対し、適切な施設サービスその他のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によって行う。

2. 事業所は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 職種別研修 随時

(非常災害対策)

第18条 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に職員に周知する。

2. 事業所で火災及び地震等の災害が発生した場合、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに火災の場合は、初期消火に努めることとする。

3. 事業所は、非常災害に備えて防災計画を策定し、防火管理者または、火気、消防などについての責任者を定め、避難訓練その他必要な訓練と消防用設備の点検をそれぞれ年2回行う。

4. 事業所は、非常災害に備えて緊急連絡体制、食料や設備の備蓄を整備するとともに、冷房設備、暖房設備の定期点検を行う。

(衛生管理)

第19条 事業所は、サービス提供に使用する機器備品類を常に清潔に保持するための衛生管理を次のとおり行う。

- (1) 寝具類は年2回の丸洗い乾燥と消毒。
- (2) 居室、共用空間の清掃及び害虫駆除は業者委託にて管理する。
- (3) 医療品及び医療用具は嘱託医の指導の下、看護職員が適正管理する。

2. 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の指針の整備。
- (2) 給食サービス及び設備は給食管理マニュアルに基づいて実施。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会及び介護職員、厨房職員その他の職員に対する研修会の定期的実施。
- (4) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止対策を職員に周知徹底する体制の整備。

(緊急時の対応)

第20条 事業所においてサービスを提供している際に、利用者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに嘱託医か協力病院に連絡し適切な措置を講じる。

(協力病院)

第21条 事業所は、入院治療を必要とする利用者のために、次のとおり協力医療機関を定める。

(施設名) 恩賜財団 福井県済生会病院

(住 所) 福井市和田中町舟橋7番地1

2. 事業所は、次のとおり協力精神科医療機関を定める。

(施設名) 医療法人 松原病院

(住 所) 福井市文京2丁目9-1

3. 事業所は、次のとおり協力歯科医療機関を定める。

(施設名) 医療法人 御幸歯科クリニック

(住 所) 福井市御幸3丁目16-34

(施設名) ヒロ歯科クリニック

(住 所) 福井市文京2丁目17-1

(秘密の保持)

第22条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らしてはならない。

さらに、職員であったものが正当な理由なく、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(利益供与等の禁止)

第23条 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者または、その職員に対し、当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2. 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者または、その職員から、当該事業所からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

第24条 事業所は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する、利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2. 事業所は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求め又は、当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業所は、市町から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。

4. 事業所は、提供した指定介護福祉サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2号の規定による調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5. 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第25条 事業所は、事故発生及び再発することを防止する為、次の措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応及び事故発生防止の為の指針の整備。

(2) 事故が発生した時又は、それに到る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備。

(3) 事故発生防止の為の委員会及び介護職員その他の職員に対する研修会の定期的実施。

2. 事業所は、利用者に対し、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族に連絡を行うと共に必要

な措置を講じ、当該事故の状況および事故に際して採った処置を記録する。

3. 事業所は、利用者に対し、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第26条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 事業所は、利用者に対する介護福祉サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 具体的なサービス内容等の記録
- (3) 市町への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(第三者評価の実施状況)

第27条 事業所は、提供するサービスに対し、定期的に福祉サービス第三者評価を受審するものとする。

2. 直近の受審日 平成30年7月12日
3. 評価機関 福井県社会福祉協議会
4. 評価結果の開示状況 足羽福祉会ホームページにて開示

(その他運営に関する事項)

第28条 事業所は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料、その他サービス内容及び協力病院に関する事項を掲示しておく。

2. 事業所は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。
3. 事業所は、本事業の会計とその他の事業の会計を区分する。
4. この規程に定める事項の他、本事業の運営に関する必要事項は、当法人の理事長と施設長が協議して定める。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成13年4月1日 一部改正

平成15年4月1日 一部改正

平成17年4月1日 一部改正

平成17年10月1日	一部改正
平成18年4月1日	一部改正
平成21年4月1日	一部改正
平成22年7月1日	一部改正
平成26年4月1日	一部改正
平成27年4月1日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和元年10月1日	一部改正
令和元年11月1日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正
令和6年6月1日	一部改正
令和6年8月1日	一部改正

足羽利生苑 運営規程

(事業所の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人足羽福祉会が老人福祉法並びに介護保険法に規定する特別養護老人ホーム並びにユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設として設置運営するユニット型地域密着型介護老人福祉施設 足羽利生苑（以下「事業所」という。）が行うユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員、生活相談員、介護職員及び看護職員等の職員が、入居する要介護者に対し地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態にある利用者に対し、適切なユニット型地域密着型指介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は、身体上又は精神上により要介護状態になった利用者に対して、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。さらに、必要に応じて居宅における日常生活が可能かどうか検討し、退居が必要な利用者には適切な指導援助等を行う。
2. 事業所は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、第11条に規定する施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が継続したものとなるよう、各ユニットにおいて役割を持った生活を支援しながら利用者が社会関係を築き、自律的な日常生活を営む事が出来るよう施設サービスを提供する。
 3. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、事業所の職員は、利用者の人格を尊重し、プライバシーの確保に配慮しながら、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
 4. 本事業の運営にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設及び居宅サービス事業者、保険・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 5. 施設サービスの提供に当たっては、利用者の人権に十分配慮し、心身の虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、利用者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 足羽利生苑
- (2) 所在地 福井県福井市柁野町20番地7号

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所の職員の職種および員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (B 1名)
- (2) 課長 1名 (B 1名)
- (3) 事務員 2名 (B 2名)
- (4) 生活相談員 1名 (B 1名)
- (5) 介護支援専門員 1名 (B 1名)
- (6) 介護職員 常勤換算で8名以上
- (7) 看護職員 常勤換算で1名以上
- (8) 機能訓練指導員 1名 (B 1名)
- (9) 栄養士 1名 (B 1名)
- (10) 用務員等 3名以上 (B 3名 C 1名)
- (11) 医師 (非常勤) 2名 (C 2名)

※A常勤専従 B常勤兼務 C定時専従 D定時兼務

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所を代表し、事業運営を統轄する。
- (2) 課長は管理者を補佐するとともに、事業所設備等の管理及び地域社会との連携を図りながら担当部署の事業が円滑に進められるよう連絡調整を行うとともに指導監督する。
- (3) 事務員は、施設サービスの提供に伴う法に定める利用料などの徴収の他会計全般、庶務、接遇を主な業務とし、必要に応じて利用者の援助業務を行う。
- (4) 生活相談員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、適切な相談・助言、家族との連携・交流、行政機関における諸手続きなどの代行事務、入退院時の必要な便宜など、日常生活上必要な援助を行う。
- (5) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者及びその家族の希望や相談により要介護認定申請及び更新にかかる援助、施設サービス計画と評価、入退所にかかる援助などを主な業務とし、利用者の自立生活を支援する。
- (6) 介護職員は、利用者の心身の状況に応じて食事、排泄、入浴その他、日常生活上の世話など施設サービス計画に基づいた施設介護サービスを提供するとともに家族との連携・交流の援助を行う。
- (7) 看護職員は、常に利用者の症状及び心身の状況を把握し、嘱託医師の指示に基づいて日々の健康を管理し、機会あるごとに家族への説明に努める。利用者の症状からみて医療の提供が必要と判断した時は嘱託医師の指示により、協力病院その他適当な病院への通院の措置を講じ、必要に応じて入退院時の必要な便宜を図る。
- (8) 機能訓練指導員は、利用者の心身の状況などを踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持、安楽な姿勢保持のための機能 訓練を行う。
- (9) 栄養士は、給食委託業者との連携を密に図りながら、利用者の栄養・身体状況・嗜好を考慮した栄養ケアマネジメントを推進する。
- (10) 用務員等は、公用車の運転業務及び事業所内外の環境美化、洗濯・掃除などの生活環境整備を主な業務とし、介護職員などの補助業務を行う。
- (11) 医師は、看護職員との連携により、常に利用者の症状及び心身の状況を把握し日々の健

康を管理するとともに事業所において必要な医療の提供が困難な時は、協力病院その他適当な病院への措置を講じる。

(入居の定員)

第6条 事業所の入居定員は、18名とする。

ユニット数	2ユニット
ユニットごとの入居定員	9名

(入居手続き等)

第7条 事業所は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得る。

2. 事業所は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。
3. 事業所は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証に認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿って施設サービス提供を行う。

(入退所)

第8条 事業所は、「福井県特別養護老人ホーム入所指針」に基づき入居決定を行う。

2. 事業所は、身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる者を対象に施設サービス提供を行う。
3. 事業所は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。
4. 事業所は、入居申込者の入居に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
5. 事業所は、災害その他やむを得ない事情がある以外は、入居定員及び居室定員を越えて入居させてはならない。
6. 事業所は、入居申込者が入院加療を要する者または継続的な医療が必要な者等、自ら必要な施設サービスを提供することが困難であると認めた時に、速やかに医療機関を紹介する等の適切な措置を講じる。
7. 事業所は、利用者の心身の状況に照らし、要介護認定の結果等を踏まえ、その者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかについて定期的に検討する。その検討に当たっては介護支援専門員、生活相談員、介護及び看護職員等で協議する。
8. 事業所は、利用者の心身の状況及び環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかと認められる者に対し、利用者及び家族の意向、退所後の生活環境等を踏まえた上で、退居に必要な援助を行う。
9. 事業所は、利用者の退居に際し、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者との密接な連携に努める。

(要介護認定の援助)

第9条 事業所は、施設サービスの提供の開始に際し、入居申込者について要介護認定の申請を確認し、未申請の場合は入居申込者の意志を踏まえて速やかに申請が行われるよう援

助する。

2. 事業所は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、利用者に対し援助する。

(利用料その他費用)

第10条 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けとることが出来るものとする。

2. 前項の他、次の各号に掲げる費用を徴収する。

(1) 居住費

ユニット型個室(室料、光熱水費) 2,080円(1日あたり)

但し、居住費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

- (2) 食費(食材料費、調理費用) 1,500円(1日あたり)

但し、その内訳は朝食300円、昼食600円、夕食600円とする。

但し、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

- (3) 利用者の選定する特別な食事

利用者の選定する特別な食事を提供するための追加費用(食材費)	実費
水分補給用飲み物	140円

- (4) 利用者の希望により行う支払い及び預り金管理費

(1か月当たり) 1,000円

- (5) 理美容代(業者による有料散髪)

実費

- (6) 入居、退居時の送迎費用片道2時間以上 1kmごとに 50円

- (7) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場
合に係る費用。(個人用の日用品等) 実費

- (8) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場
合に係る費用。(クラブ活動等の材料費等) 実費

- (9) 利用者の希望による外出、買い物、行楽等に係る費用。(交通費等) 実費

- (10) 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等) 実費

- (11) 私物の洗濯代(個別に外部の業者に取り継ぐ場合のクリーニング代) 実費

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

4. 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用の内容および金額を変更することがある。

5. 前項の変更を行う場合は、変更の1ヶ月以上前に利用者またはその家族に対し、変更内容について文書により説明した上で、変更に同意する旨の文書に署名を受ける。

6. 前項の費用の支払いは、現金または利用者の指定する口座より、指定期日までに受ける。

(サービス計画の作成)

第11条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2. 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたり、利用者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サ

ービス計画上に位置付けるよう努める。

3. 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたり、適正な方法により、利用者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握する。
4. 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握にあたっては、利用者およびその家族に面接して行う。この場合においてはその主旨を利用者およびその家族に対して十分な説明と同意を得る。
5. 介護支援専門員は利用者の希望および利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望を勘案して、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標およびその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
6. 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について担当者から専門的な見地からの意見を求める。
7. 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者またはその家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得る。
8. 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には当該施設サービス計画を利用者に交付する。
9. 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
10. 介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況にあたっては、利用者およびその家族並びに担当者との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、①定期的な利用者との面接、②定期的にモニタリング結果の記録、を行う。
11. 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について担当者から専門的な見地からの意見を求める。
12. 介護支援専門員は、施設サービス計画に関する業務の他、利用者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資する為、居宅介護支援事業者に対して情報を提供する等の業務を行う。

(サービス提供の記録)

第 12 条 事業所は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(利用者に対するサービスの内容)

- 第 13 条 事業所は、施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
2. 事業所は、サービスの提供にあたっては、施設サービス計画に基づき、漫然、かつ、画一的なものとならないよう配慮して行う。
 3. 事業所の職員は、サービスの提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族から求められた時は、理解しやすいように説明する。

4. 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
5. 事業所の事業に係る施設サービス内容は次のとおりとする。

(1) 介護

施設サービスの提供にあたっては、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。また利用者の心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行えるよう、人格に充分配慮し、施設サービス計画に基づき適切な技術を持って行う。

- ① 入浴は利用者の心身の状況に応じ、身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会を提供すると共に、止むを得ずに入浴がさせられないときは清拭を行う。又、一律の入浴回数でなく、利用者の意向に応じた入浴の機会にも配慮する。
- ② 排泄の介護は、利用者の排泄状況をもとにトイレ誘導等の自立支援を行う。おむつの使用をせざる得ない場合は、その心身、活動状況に適したおむつを提供した介護を行う。
- ③ 日常生活自立度の低い利用者は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行なうと共に、その発生を防止する為の体制を整備する。
- ④ 事業所は、利用者の生活の場であることから離床、着替え、整容その他の日常生活は、通常の一日の流れに沿った世話を行なう。

(2) 食事の提供

利用者の心身状況及び嗜好を考慮し、必要に応じて治療食などを栄養士の管理のもとに提供する。また、利用者が通常のメニューの他に希望する特別な食事などについては、健康に充分配慮すると共に、家族の同意を得たうえで提供する。

(3) 機能訓練

利用者の心身の状況に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の改善または維持のための訓練を行う。

(4) 健康管理

看護職員は嘱託医と連携し、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、介護職員と連携しながら必要に応じて健康保持の為の適切な措置を講ずる。

(5) 相談、援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談、助言と必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会、利用者の外出の機会を確保するよう努めるとともに、必要に応じて行政機関における諸手続きなどの代行事務、適宜のレクリエーション行事その他日常生活におけるいろいろな便宜を供与する。

(7) 入院期間中

利用者に入院の必要が生じた場合、概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者の希望を踏まえて、必要に応じて日常生活上必要な便宜を図るとともに、止むを得ない場合を除き、退院後再び当該地域密着型指介護老人福祉施設に円滑に入居出来るよう援助する。

(8) その他

事業所の目的、運営の方針に係る必要な援助を行う。

(身体拘束の廃止)

第 14 条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしない。

2. 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催し、施設長や医師の意見を求めながら、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか充分検討すると共に、その結果について介護職員その他職員に周知徹底しなければならない。
3. 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備することとする。
4. 事業所は、介護職員その他職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施することとする。
5. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
6. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者やその家族等に出来る限り詳細に説明する。
7. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報する。

(事業所の入居にあたっての留意事項)

第 16 条 利用者は、事業所から施設サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。
- (2) 火災防止に努め、指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (3) 暴力、喧嘩などによる迷惑行為、設備などの汚損、破壊行為をしないこと。
- (4) サービス内容について苦情、相談及び意見がある時はいつでも申しでること。
- (5) その他管理者が管理上支障を及ぼすと認めた事項。

(勤務体制の確保)

第 17 条 事業所は、利用者に対し、適切な施設サービスその他のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、施設サービスの提供は当該職員によって行う。

2. 事業所は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 職種別研修 随時

(非常災害対策)

第 18 条 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に職員に周知する。

2. 事業所で火災及び地震等の災害が発生した場合、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに火災の場合は、初期消火に努めることとする。

3. 事業所は、非常災害に備えて防災計画を策定し、防火管理者または、火気、消防などについての責任者を定め、避難訓練その他必要な訓練と消防用設備の点検をそれぞれ年 2 回行う。

4. 事業所は、非常災害に備えて緊急連絡体制、食料や設備の備蓄を整備するとともに、冷房設備、暖房設備の定期点検を行う。

(衛生管理)

第 19 条 事業所は、サービス提供に使用する機器備品類を常に清潔に保持するための衛生管理を次のとおり行う。

- (1) 寝具類は年 2 回の丸洗い乾燥と消毒。
- (2) 居室、共用空間の清掃及び害虫駆除は業者委託にて管理する。
- (3) 医療品及び医療用具は嘱託医の指導の下、看護職員が適正管理する。

2. 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の指針の整備。
- (2) 給食サービス及び設備は給食管理マニュアルに基づいて実施。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会及び介護職員、厨房職員その他の職員に対する研修会の定期的実施。
- (4) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止対策を職員に周知徹底する体制の整備。

(緊急時の対応)

第 20 条 事業所においてサービスを提供している際に、利用者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに嘱託医か協力病院に連絡し適切な措置を講じる。

(協力病院)

第 21 条 事業所は、入院治療を必要とする利用者のために、次のとおり協力医療機関を定める。

(施設名) 恩賜財団 福井県済生会病院

(住 所) 福井市和田中町舟橋 7 番地 1

2. 事業所は、次のとおり協力精神科医療機関を定める。

(施設名) 医療法人 松原病院

(住 所) 福井市文京2丁目9-1

3. 事業所は、次のとおり協力歯科医療機関を定める。

(施設名) 医療法人 御幸歯科クリニック

(住 所) 福井市御幸3丁目16-34

(施設名) ヒロ歯科クリニック

(住 所) 福井市文京2丁目17-1

(秘密の保持)

第22条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らしてはならない。

さらに、職員であったものが正当な理由なく、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(利益供与等の禁止)

第23条 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者または、その職員に対し、当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2. 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者または、その職員から、当該事業所からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

第24条 事業所は、提供した施設サービスに関する、利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2. 事業所は、提供した施設サービスに関し、法第23条の規定による市町が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求め又は、当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業所は、市町から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町に報告する。

4. 事業所は、提供した指定介護福祉サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2号の規定による調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5. 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第25条 事業所は、事故発生及び再発することを防止する為、次の措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応及び事故発生防止の為の指針の整備。

(2) 事故が発生した時又は、それに到る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備。

(3) 事故発生防止の為の委員会及び介護職員その他の職員に対する研修会の定期的実施。

2. 事業所は、利用者に対し、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、

速やかに市町、利用者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じ、当該事故の状況および事故に際して採った処置を記録する。

3. 事業所は、利用者に対し、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第 26 条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 事業所は、利用者に対する介護福祉サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 具体的なサービス内容等の記録
- (3) 市町への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する事項)

第 27 条 事業所は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料、その他サービス内容及び協力病院に関する事項を掲示しておく。

2. 事業所は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。
3. 事業所は、本事業の会計とその他の事業の会計を区分する。
4. この規程に定める事項の他、本事業の運営に関する必要事項は、当法人の理事長と施設長が協議して定める。

附 則 この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年	4 月	1 日	一 部改正
平成 30 年	4 月	1 日	一 部改正
平成 31 年	4 月	1 日	一 部改正
令和 1 年	10 月	1 日	一 部改正
令和 1 年	11 月	1 日	一 部改正
令和 3 年	4 月	1 日	一 部改正
令和 6 年	6 月	1 日	一 部改正
令和 6 年	8 月	1 日	一 部改正

足羽利生苑（介護予防）

ショートステイサービスセンター運営規程

（事業の目的）

- 第1条 社会福祉法人足羽福祉会が老人福祉法並びに介護保険法に規程する老人短期入所運営事業及び介護予防老人短期入所運営事業として設置経営する足羽利生苑ショートステイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の職員が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的或いは精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。
2. この規程は、ユニット型介護老人福祉施設に空きがあり、空床利用の事業を実施する場合に準用するものとする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の職員は、利用者が要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
2. ユニット空床利用にあつては、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことが出来るよう介護サービスを提供する。
3. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、事業所の職員は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
4. 本事業の運営にあつては、地域との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 足羽利生苑ショートステイサービスセンター
- (2) 所在地 福井県福井市梅野町20番地7号

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所の職員の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 所長(管理者) 1名(B1名)
- (2) 生活相談員 1名(B1名)
- (3) 介護又は看護職員 4名(A4名)
- (4) 機能訓練指導員 1名(B1名)
- (5) 栄養士 1名(B1名)
- (6) 運転手 3名(B2名)(D1名)
- (7) 医師(非常勤) 2名(C2名)

※A常勤専従 B常勤兼務 C定時専従 D定時兼務

2. 上記の事業所職員は、併設の介護予防短期入所生活介護事業所の人員を兼務する。

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者またはその家族に対して、相談助言にあたる。さらに、サービスの調整及び居宅介護支援事業者等他の機関との連携を行う。
- (3) 介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、適切な世話及び介護を行う。看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握し、健康保持のために適切な措置を講じる。
- (4) 栄養士は利用者の身体状況等を勘案し、栄養及び嗜好に対して適切な給食を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の維持に努めるため適切な訓練を行う。
- (6) 運転手は、サービス利用者の送迎に係る運転を行う。
- (7) 医師は看護職員との連携により、常に利用者の症状及び心身の状況を把握し、日々の健康を管理すると共に、事業所において必要な医療の提供が困難な時は、協力病院その他適当な病院への措置を講じる。

(利用の定員)

第6条 事業所の定員は、併設の介護予防短期入所生活介護事業所と合わせて15名とする。

従来型、ユニット型介護老人福祉施設に空きがある場合、空床利用の事業も実施する。

(入所手続き等)

第7条 事業所は、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に際し、あらかじめ短期入所及び介護予防短期入所利用申込者または、その家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、短期入所利用申込者の同意を得る。

2. 事業所は、サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。さらに認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

(利用料その他の費用)

第8条 短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けとることが出来るものとする。

2. 前項の他、次の各号に掲げる費用を徴収する。

(1) 滞在費

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| ① 従来型個室〔室料・光熱水費〕 | 1,230円(1日あたり) |
| ①のうち経過措置対象者〔光熱水費〕 | 920円(1日あたり) |
| ② 2～4人部屋〔光熱水費〕 | 920円(1日あたり) |
| ③ ユニット型個室の空きベッドを利用する場合〔室料・光熱水費〕 | 2,080円(1日あたり) |

ただし、滞在費 負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

また、特別養護老人ホームの空きベッドを利用する場合は同額とする。

(2) 食費〔食材料費・調理費用〕 1,500円(1日あたり)

但し、その内訳は 朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円
とする。

ただし、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

(3) 利用者の選定する特別な食事

利用者の選定する特別な食事を提供するための

追加費用〔食材費〕実費

水分補給用飲み物

140円

(4) 理美容代

業者による有料散髪

実費

(5) ホーム喫茶利用料

1品 50円

(6) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用。

個人用の日用品等

実費

(7) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用。

クラブ活動等の材料費等

実費

(8) 利用者の希望による外出、買い物、行楽等に係る費用。

交通費等

実費

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または、その家族に対し、事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

4. 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用の内容および金額を変更することがある。

5. 前項の変更を行う場合は、変更の1ヶ月以上前に利用者またはその家族に対し、変更内容について文書により説明した上で、変更に同意する旨の文書に署名を受ける。

6. 前項の費用の支払いは、現金または、利用者の金融機関口座から自動引き落としにより、指定日までに受ける。

(通常を送迎の実施地域)

第9条 通常を送迎を要する実施地域は、福井市内とする。

(サービス計画の作成)

第10条 事業所は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については利用者の心身の状況、希望等を踏まえて、利用するサービスの継続性に配慮して、

サービスの目標、サービス内容等を記載した介護計画を作成する。

2. 事業所は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って短期入所生活介護計画を作成する。
3. 事業所は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者または、その家族に対し、説明し、文書により利用者の同意を得る。
4. 事業所は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護サービスを作成した際には、当該短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付する。

(サービス提供の記録)

第11条 事業所は、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録する。

(利用者に対するサービスの内容)

第12条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減または、悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行なう。

2. 事業所は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮してサービスを提供する。
3. 事業所の職員は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
4. ユニット空床利用にあたっては、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことが出来る様支援すると共に、それぞれが役割を持った生活を営むことが出来る様配慮する。
5. 事業所は、提供する短期入所生活介護の質の評価を行ない、常にその改善を図る。
6. 事業所の事業に関する内容は次のとおりとする。
 - (1) 短期入所生活介護サービス計画及び介護予防短期入所生活介護サービス計画に基づくサービスの提供、管理及び評価。
 - (2) 利用者の心身の状況に応じ①入浴（週2回以上、困難な時は清拭を実施）、②排泄（トイレ誘導、おむつの使用をせざるを得ない場合は活動に適したおむつを提供）、その他日常生活に必要な世話等の介護。
 - (3) 利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間と可能な限り食堂での摂取を支援する食事の提供。
 - (4) 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活

機能の改善又は維持のための機能訓練。

- (5) 利用者の健康状況等を踏まえた健康管理。
- (6) 希望に応じての送迎。
- (7) 利用者又はその家族に対する相談、助言に関すること。
- (8) その他、家族との連携を図る様努めると共に、適宜のレクリエーション行事の実施。
- (9) ユニット空床利用にあたっては、入浴は一律の入浴回数でなく、利用者の意向に応じた機会の設定、食事は生活習慣を尊重した時間の確保、又、利用者相互の社会的関係を築けるよう配慮した支援を行うと共に、常に家族との連携を図りながら利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動等自律的な活動の支援。

(身体拘束の廃止)

第13条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしない。

2. 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催し、施設長や医師の意見を求めながら、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか充分検討すると共に、その結果について介護職員その他職員に周知徹底する。
3. 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
4. 事業所は、介護職員その他職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
5. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
6. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者やその家族等に出来る限り詳細に説明する。
7. 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第15条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意する。

(1) 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。

(2) 火災防止に努め、指定された場所以外で火気を用いてはならない。

(3) 暴力、喧嘩などによる迷惑行為、設備などの汚損、破壊行為をしないこと。

(4) サービス内容について苦情、相談及び意見がある時はいつでも申し出ること。

(5) その他、施設長が管理上支障があると認めた事項。

(勤務体制の確保)

第16条 事業所は、利用者に対し、適切な短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によっておこなう。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。

2. 前項の職員の勤務体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活を送ることが出来るよう、継続生活を重視したサービスの提供に配慮するものとする。

3. 事業所は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 職種別研修 随時

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に職員に周知する。

2. 事業所で火災及び地震等の災害が発生した場合、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに火災の場合は、初期消火に努めることとする。
3. 事業所は、非常災害に備えて防災計画を策定し、防火管理者または火気、消防などについての責任者を定め、避難訓練その他必要な訓練と消防用設備の点検をそれぞれ年2回行う。
4. 事業所は、非常災害に備えて緊急連絡体制、食料や設備の備蓄整備するとともに、冷房設備、暖房設備の定期点検を行う。

(衛生管理)

第18条 事業所は、サービス提供に使用する機器備品類を常に清潔に保持するための衛生管理を次のとおり行う。

- (1) 寝具類は年2回の丸洗い乾燥と消毒。
 - (2) 居室、共用空間の清掃及び害虫駆除は業者委託にて管理する。
 - (3) 医療品及び医療用具は嘱託医の指導の下、看護職員が適正管理する。
2. 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。
- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の指針の整備。
 - (2) 給食サービス及び設備は給食管理マニュアルに基づいて実施。
 - (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会及び介護職員、厨房職員その他の職員に対する研修会の定期的実施。
 - (4) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止対策を職員に周知徹底する体制の整備。

(緊急時の対応)

第19条 事業所においてサービスを提供している際に、利用者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに嘱託医か協力病院に連絡し適切な措置を講じる。

(協力病院)

第20条 事業所は、入院治療を必要とする利用者のために、次のとおり協力医療機関を定める。

(施設名) 恩賜財団 福井県済生会病院

(住 所) 福井市和田中町舟橋7番地1

2. 事業所は、次のとおり協力精神科医療機関を定める。

(施設名) 医療法人 松原病院

(住 所) 福井市文京2丁目9-1

3. 事業所は、次のとおり協力歯科医療機関を定める。

(施設名) 医療法人 御幸歯科クリニック

(住 所) 福井市御幸3丁目16-34

(施設名) ヒロ歯科クリニック

(住 所) 福井市文京2丁目17-1

(秘密の保持)

第21条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らしてはならない。さらに、職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(利益供与等の禁止)

第22条 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者または、その職員に対し、当該事業所を紹介することの代償として金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2. 事業所及び職員は、居宅介護支援を行う事業者または、その職員から、当該事業所から退所する旨を紹介することの代償として金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

第23条 事業所は、提供した短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者および家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2. 事業所は、提供した短期入所生活介護サービス内容及び介護予防短期入所生活介護サービスに関し、法第23条の規定による市町が行なう文書、その他の物件の提出、若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町が行なう調査に協力するとともに、市町からの指導または助言を受けた場合は当該指導又は、助言に従って必要な改善を行なう。

3. 事業所は、市町から求めがあつた場合には、前項の改善内容を市町に

報告する。

4. 事業所は、提供した短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス内容に関する利用者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会が行なう法176条第1項、第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
5. 事業所は、国民健康保険団体連合会から求めがあつた場合には、前項の改善内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第24条 事業所は、事故発生及び再発することを防止する為、次の措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応及び事故発生防止の為の指針の整備。
 - (2) 事故が発生した時又は、それに到る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備。
 - (3) 事故発生防止の為の委員会及び介護職員その他の職員に対する研修会の定期的実施。
2. 事業所は、利用者に対し、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡を行うと共に必要な措置を講じ、当該事故の状況および事故に際して採った処置を記録する。
 3. 事業所は、利用者に対し、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第25条 事業所は、職員、設備および会計に関する諸記録を整備する。

2. 利用者に対するサービスの提供に関して、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - (1) 短期入所生活介護計画
 - (2) 具体的なサービス内容等の記録
 - (3) 市町への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容の記録
 - (5) 事故の状況および事故に際して採った処置の記録

(第三者評価の実施状況)

第26条 事業所は、提供するサービスに対し、定期的に福祉サービス第三者評価を受審するものとする。

2. 直近の受審日 平成30年7月12日
3. 評価機関 福井県社会福祉協議会
4. 評価結果の開示状況 足羽福祉会ホームページにて開示

(その他の運営に関する事項)

第27条 事業所は、そのサービスの用に供する設備について、併設の介護予防短期入所生活介護事業と共用する。

2. 事業所は、見やすい場所に運営規程の概要、勤務体制、利用料その他サービス内容に関する事項を掲示しておく。
3. 事業所は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。
4. 事業所は、本事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。
5. この規程に定める事項の他、本事業の運営に関する必要事項は、当法人の理事長と事業所の所長が協議して定める。

附 則 この規程は 平成12年4月1日から施行する。

平成13年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成16年7月22日	一部改正
平成17年4月1日	一部改正
平成17年10月1日	一部改正
平成18年4月1日	一部改正
平成22年7月1日	一部改正
平成26年4月1日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和1年10月1日	一部改正
令和1年11月1日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正
令和6年7月1日	一部改正
令和6年8月1日	一部改正

足羽利生苑デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人足羽福祉会が介護保険法及び老人福祉法に規程する事業として設置経営する足羽利生苑デイサービスセンター（以下「事業所」という）が行う通所型予防給付相当サービス及び通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の職員が要支援又は要介護状態にある利用者に対し、社会的孤独感の解消及び可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように、心身機能の維持回復を図り、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は、要支援又は要介護状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄食事等の介護その他必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
2. 事業所は、明るく家庭的な雰囲気有し、事業所の職員は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
 3. 本事業の運営にあたっては、福井市、地域包括支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 4. 事業所は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
 5. サービスの提供にあたっては、利用者の人権に十分配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、利用者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 足羽利生苑デイサービスセンター

(2) 所在地 福井県福井市榑野町20番地7号

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所の職員の職種、員数は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 所長（管理者） | 1名 |
| (2) 生活相談員 | 1名 |
| (3) 介護職員 | 2名以上 |
| (4) 看護職員 | 1名以上 |
| (5) 機能訓練指導員 | 1名 |
| (6) 管理栄養士 | 1名 |

2. 上記の事業所職員は、通所介護と通所型予防給付相当サービスの人員を兼務する。

（職員の職務内容）

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、サービスの実施に関し、事業所の職員に対し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 課長は所長を補佐するとともに、施設設備等の管理及び地域社会との連携を図りながら担当部署の事業が円滑に進められるよう連絡調整を行うとともに指導監督する
- (3) 生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者またはその家族に対して、相談助言にあたる。さらに、サービスの調整及び居宅介護支援事業者等他の機関との連携を行う。
- (4) 介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に必要な支援などを行う。
- (5) 看護職員は、利用者の健康状態を的確に把握し、健康保持のために適切な健康管理と対応を行う。
- (6) 機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の維持に努めるため適切な訓練を行う。
- (7) 栄養士は利用者の身体状況等を勘案し、栄養及び嗜好に対して適切な給食を行う。
- (8) 運転手は、利用者の身体状況を把握し、安全に送迎することを十分に心がけると共に、緊急時においては対応マニュアルに基づいた行動を取る。
- (9) 事務員は、介護サービスの提供に伴う法に定める利用料などの徴収の他、会計全般、庶務、接遇を主な業務とし、必要に応じて援助業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日及び国民の祝日とする。

但し、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。また、サービス提供時間は通常、午前8時30分から午後5時まで、時間延長の対応時間は午後5時から午後7時までとする。

(利用の定員)

第7条 事業所の1日にサービスを提供する定員は、通所介護及び通所型予防給付相当サービスを合わせて20名とする。

(通所手続き等)

第8条 事業所は、通所介護又は通所型予防給付相当サービス（以下「通所介護等」という。）の提供に際し、あらかじめ通所利用申込者又はその家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、通所介護等の利用者の同意を得なければならない。

2. 事業所は、通所介護等の提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。

さらに認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

(事業内容と利用料その他の費用)

第9条 事業所の事業にかかわる内容は、次のとおりとする。

(1) 通所型相当サービス計画又は通所介護計画（以下「通所介護計画等」という。）に基づくサービス提供、管理及び評価。

(2) 日常生活に必要な支援、入浴、排泄、食事及び機能訓練。

(3) 必要に応じての送迎。

(4) 相談、助言等に関すること。

2. 事業所が提供した通所介護の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。また、事業所が通所型予防給付相当サービスを提供した場合の利用料の額は、福井市が定める第一号事業に要する費用の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。

3. 事業所は、前項の支払いを受ける額の他次の各号に掲げる支払いを利用者から受け取ることができる。但し、厚生大臣が定める場合を除く。

(1) 食費	朝食	300円
	昼食	600円
	夕食	600円

(2) おむつ代 実費

(3) 前号に掲げるものの他、日常生活で通常必要となるものに関わる費用であって、その利用者に負担させることが相当と認められる費用。

その他、個人用の日用品等 実費

(4) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業所が提供する場合に係る費用。

クラブ活動、行事等の材料費等 実費

(5) 利用者の嗜好、または個別の生活上の必要に応じて購入等を行うものに係る費用

水分補給用飲み物 140円

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、事前に事業内容や費用を説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

5. 前項の費用の支払いは、現金又は利用者の金融機関口座から自動引落としにより、指定日までに受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 事業所の通常の実施地域及び区域は福井市内とする。

(サービス計画の作成)

第11条 事業所は、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下「居宅サービス計画等」という。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画等の内容に沿って作成する。

2. 事業所は、通所介護計画等の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

3. 事業所は、通所介護計画等を作成した際には、当該通所介護計画等を利用者に交付する。

4. 事業所はそれぞれの利用者について、通所介護計画等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(サービスにあたっての留意事項)

第12条 利用者は、サービス提供を受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 医師の診断及び日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態などを事業所に連絡し、心身状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 火災防止に努め、指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (3) 暴力、喧嘩などによる迷惑行為、設備等の汚損破壊行為をしないこと。
- (4) サービス内容について苦情、相談・意見がある時はいつでも申し出る事。
- (5) その他、所長が管理上、支障があると認めた事項。

(勤務体制の確保)

第13条 事業所は、利用者に対し通所介護等その他のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、当該事業所職員は、当該サービスの提供を行う。

2. 事業所は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 職種別研修 随時

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に職員に周知する。

2. 事業所で火災及び地震等の災害が発生した場合、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに火災の場合は、初期消火に努めることとする。

3. 事業所は、非常災害に備えて防災計画を策定し、防火管理者または、火気、消防などについての責任者を定め、避難訓練その他必要な訓練と消防用設備の点検をそれぞれ年2回行う。事業所で火災及び地震等の災害が発生した場合、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに火災の場合は初期消火に努めることとする。

4. 事業所は、非常災害に備えて緊急連絡体制、食料や設備の備蓄整備するとともに、冷房設備、暖房設備の定期点検を行う。

(衛生管理)

第15条 事業所は、通所介護等の提供に使用する機器備品類を常に清潔に保持するための衛生管理を次のとおり行う。

- (1) 寝具類は年2回の丸洗い乾燥と消毒。
 - (2) 居室、共用空間の清掃及び害虫駆除は業者委託にて管理する
 - (3) 医療品及び医療用具は嘱託医の指導の下、看護職員が適正管理する
2. 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の指針の整備。
- (2) 給食サービス及び設備は給食管理マニュアルに基づいて実施
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会及び介護職員、厨房職員その他の職員に対する研修会の定期的実施。
- (4) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止対策を職員に周知徹底する体制の整備。

(緊急時の対応)

第16条 事業所において通所介護等を提供している際に、利用者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに協力病院、若しくはかかりつけ医に連絡し、適切な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(秘密の保持)

第18条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らしてはならない。さらに、職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(利益供与等の禁止)

第19条 事業所及び職員は、居宅介護支援等を行う事業所または、その職

員に対し、当該事業所を紹介することの代償として金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2. 事業所及び職員は、居宅介護支援等を行う事業者または、その職員から、当該事業所から退所する旨を紹介することの代償として金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

第20条 事業所は、提供した通所介護等に関する利用者および家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2. 事業所は、提供した通所介護等の内容に関し、法第23条の規定による市町が行なう文書、その他の物件の提出、若しくは掲示の求め又は、当該市町からの職員の質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町が行なう調査に協力するとともに、市町からの指導または助言を受けた場合は当該指導又は、助言に従って必要な改善を行なう。

3. 事業所は、市町から求めがあつた場合には、前項の改善内容を市町に報告する。

4. 事業所は、提供した通所介護等の内容に関する利用者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会が行なう法176条第1項、第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。

5. 事業所は、国民健康保険団体連合会から求めがあつた場合には、前項の改善内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第21条 事業所は、利用者に対する通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2. 事業所は、事故の状況および事故に際して採った処置を記録する。

3. 事業所は、利用者に対する通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第22条 事業所は職員、設備、備品、および会計に関する諸記録を

整備する。

2. 事業所は、利用者に対する通所介護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 通所介護計画等

(2) 具体的な通所介護等の内容等の記録

(3) 市町への通知に係る記録

(4) 苦情の内容の記録

(5) 事故の状況および事故に際して採った処置の記録

(その他の運営に関する事項)

第23条 事業所は、その通所介護等の用に供する設備について、併設の通所介護と通所型予防給付相当サービスで共用する。

2. 事業所は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他サービス内容に関する事項を掲示しておく。

3. 事業所は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に努める。

4. 事業所は、本事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

5. この規定に定める事項の他、本事業の運営に関する必要事項は、当法人の理事長と事業所の所長が協議して定める。

附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成15年 4月1日 一部改正

平成17年 10月1日 一部改正

平成18年 4月1日 一部改正

平成26年 4月1日 一部改正

平成30年 4月1日 一部改正

令和 1年 10月1日 一部改正

令和 3年 4月1日 一部改正

令和 6年 7月1日 一部改正

足羽利生苑デイサービスセンター 福井市介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型A型サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人足羽福祉会が設置経営する足羽利生苑デイサービスセンター福井市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型A型サービス（以下「事業」という。）は、要支援状態等の利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来る様、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、福井市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保険・医療・福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
3. 通所型A型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うと共に、関係機関への情報の提供を行うものとする。
4. 前各項のほか、福井市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 足羽利生苑デイサービスセンター
- (2) 所在地 福井県福井市榎野町20番地7号

(職員の職種及び員数及び職務の内容)

第4条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、通所型A型サービスの実施に関し、事業所の職員に対し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 介護職員 1名以上

介護職員は、利用者の必要な日常生活上の支援を行う。

2. 上記の職員は、通所介護事業所及び介護予防通所介護事業所の人員を兼務する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日及び国民の祝日とする。
但し、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。
また、サービス提供時間は通常、午前8時30分から午後5時00分までとする。

(利用の定員)

第6条 事業所の利用定員は1日10名とする。

(事業の内容)

第7条 事業所の事業にかかわる内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 簡単な体操及びレクリエーション等の交流。
- (2) 希望に応じての食事や送迎。
- (3) その他、自立支援に資する内容に関連するもの。

(利用料 その他の費用)

第8条 事業所が提供する通所型A型サービスを提供した場合の利用料は、福井市が定める第一号事業に要する費用の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けとることが出来るものとする。

2. 事業所は前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる支払いを利用者から受け取ることが出来るものとする。

- (1) 食費 (食材料費 調理費) 昼食 600円
- (2) おむつ代 実費
- (3) 前号に掲げるものの他、通所型A型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用。

個人用の日用品、レクリエーション等の材料費 実費

(4) 利用者の嗜好、または個別の生活上の必要に応じて購入等を行うものに係る費用

水分補給用飲み物

140円

3. 通所型A型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけるものとする。
4. 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業実施地域は、福井市の旭、和田、酒生、日の出、岡保、円山、東郷、下宇坂の各地区とする。

(衛生管理等)

- 第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は通所型A型サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

(緊急時の対応)

第12条 事業所の職員は、通所型A型サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する通所型A型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに福井市、当該利用者の家族等に連絡すると

ともに必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、通所型A型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
3. 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えて防災計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情の処理)

第15条 事業所は、通所型A型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(秘密の保持)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は利用者との契約終了後においても同様とする。
3. 事業所は、職員であったものに者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(記録の整備)

第18条 事業所は職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2. 事業所は、利用者に対する通所型A型サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他の運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 職員研修 随時

2. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人足羽福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年 4月1日 から施行する。

令和 1年10月1日 一部改正

令和 3年 4月1日 一部改正

令和 6年 7月1日 一部改正

足羽利生苑デイサービスセンター きらく楽 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人足羽福社会が介護保険法及び老人福祉法に規定する事業として設置経営する足羽利生苑デイサービスセンターきらく楽（以下「事業所」という）が行う介護予防認知症対応型通所介護事業及び認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、介護職員及び看護職員、機能訓練指導員等の職員が要介護状態（介護予防認知症対応型通所介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 認知症対応型通所介護の提供にあつては、要介護状態であり、認知症（介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう、適切なサービスを提供する。

2. 介護予防認知症対応型通所介護の提供にあつては、要支援者であり、認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すよう、適切なサービスを提供する。

3. 事業の実施にあつては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことが出来るよう配慮して行なう。

4. 事業の実施にあつては、親切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行なう。

5. 事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
6. 前各項の他、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 足羽利生苑デイサービスセンターきらく楽
- （2） 所在地 福井県福井市梅野町20番地7号

（職員の職種及び員数）

第4条 事業所の職員の職種、員数は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名（常勤、他の職種を兼務する。）
 - （2） 生活相談員 2名（常勤専任1名 常勤兼務1名）
 - （3） 介護職員 2名（常勤専任2名）
- 但し、増やすことが出来る。
- （4） 機能訓練指導員 1名（常勤専任1名）

2. 上記の職員は、認知症対応型通所介護事業所及び介護予防認知症対応型通所介護事業所の人員を兼務する。

（職員の職務内容）

第5条 前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者は、事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2） 生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者またはその家族の必要な相談に応じるとともに、必要な助言や援助等を行なう。又、居宅介護支援事業者等他の機関との連携調整等を行う。
- （3） 介護職員は利用者の心身及び健康の状況等を的確に把握し、適切な世話及び介護を行うとともに、併設施設との連携を蜜にして、利用者の健康保持のために適切な措置を講じる。

(4) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の維持に努めるための適切な訓練を行う。

(5) 調理員は、衛生管理マニュアルを遵守し、利用者への食事の調理・提供を行なう。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日及び国民の祝日とする。

但し、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。また、サービス提供時間は通常、午前8時30分から午後5時まで。時間延長の対応時間は、提供前は午前7時30分から午前8時30分までとし、提供後は午後5時から午後7時までとする。

(利用の定員)

第7条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の1日にサービスを提供する利用定員は合わせて12名とする。

(通所手続き等)

第8条 事業所は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供に際し、あらかじめ利用申込者または、その家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2. 事業所は、サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要支援認定及び要介護認定の有無及び有効期間を確認する。さらに介護認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

(事業の内容)

第9条 事業所の事業にかかわる内容は、次のとおりとする。

(1) 認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供、管理及び評価。

(2) 日常生活に必要な入浴、排泄、食事の世話及び支援、機能訓練。

(3) 必要に応じての送迎。

(4) 相談、助言

(サービス計画の作成)

第10条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画を個別に作成する。

2. 認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
3. 認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
4. 認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付する。
5. 認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行なうとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(利用料 その他の費用)

第11条 事業所が提供する認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする

2. 事業所は前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる支払いを利用者から受け取ることが出来る。

(1) 食費 (食材料費 調理費)	朝食	300円
	昼食	600円
	夕食	600円

(2) おむつ代 実 費

- (3) 前号に掲げるものの他、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用。

その他、個人用の日用品等 実 費

(4) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業所が提供する場合に係る費用。

クラブ活動、行事等の材料費等 実 費

(5) 利用者の嗜好、または個別の生活上の必要に応じて購入等を行うものに係る費用

水分補給用飲み物 140円

3. 前各項の支払いを受けた時は、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
4. 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。
5. 前項の費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。
6. 前項の費用の支払いは、現金または、利用者、家族の指定する金融機関口座から自動引き落としにより、指定日までに受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第12条 事業所の通常の事業実施地域は、福井市の旭、和田、酒生、日之出、岡保、円山、東郷、下宇坂の各地区とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者は、サービスの提供を受ける際、次の事項について留意する。

- (1) 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。
 - (2) 火災防止に努め、指定された場所以外で火気を用いてはならない。
 - (3) 暴力、喧嘩などによる迷惑行為、設備などの汚損、破壊行為をしないこと。
 - (4) サービス内容について苦情、相談及び意見がある時はいつでも申し出ること。
 - (5) その他、管理者が管理上支障があると認めた事項。
2. 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供する利用者は、要介護状態（介護予防認知症対応型通所介護にあっては要支援状態）であって認知症の状態にあるもので、次のいずれかに該

当する者は除かれる。

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
 - (2) 認知症に伴う著しい異常行動を伴う場合。
 - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。
3. 利用申込者の利用に際しては、主治医の診断書等により、当該利用申込者が認知症の状態にあることの確認を行なう。
 4. 利用申込者が入院治療を要する者であること等、利用申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(勤務体制の確保)

第14条 事業所は、利用者に対し、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によっておこなう。

2. 事業所は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 職種別研修 随時

(緊急時の対応)

第15条 事業所は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供を行なっている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに嘱託医か協力病院、若しくはかかりつけ医に連絡し、適切な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、居宅介護予防支援事業所等に連絡するとともに必要な措置を講じる。

2. 事業所は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して行なった処置について記録する。
3. 事業所は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介

護の提供により事故が発生した場合の事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じる

4. 事業所は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(非常災害対策)

第18条 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に職員に周知する。

2. 事業所で火災及び地震等の災害が発生した場合、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに火災の場合は、初期消火に努めることとする。
3. 事業所は、非常災害に備えて防災計画を策定し、防火管理者または火気、消防などについての責任者を定め、避難訓練その他必要な訓練と消防用設備の点検をそれぞれ年2回行う。

(衛生管理)

第19条 事業所は、サービス提供に使用する機器備品類を常に清潔に保持するための衛生管理を次のとおり行う。

- (1) 寝具類は年2回の丸洗い乾燥と消毒。
 - (2) 居室、共用空間の清掃及び害虫駆除は業者委託にて管理する。
 - (3) 医療品及び医療用具は嘱託医の指導の下、適正管理する。
2. 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。
 - (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の指針の整備。

- (2) 給食サービス及び設備は給食管理マニュアルに基づいて実施。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会及び介護職員、厨房職員その他の職員に対する研修会の定期的実施。
- (4) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止対策を職員に周知徹底する体制の整備。

(苦情の処理)

第20条 事業所は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供により利用者および家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2. 事業所は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供により利用者および家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3. 事業所は、提供した認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護関し、介護保険法（以下「法という。」）第23条又は法第78条6若しくは法第115条15の規定による市町が行なう文書その他の物件の提出、若しくは掲示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行なう調査に協力するとともに、市町からの指導または助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
- 4. 事業所は、提供した認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会が行なう法176条第1項、第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なう。
- 5. 事業所は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して市町、国民健康保険団体連合会から求めがあつた場合には、前項の改善内容を市町、国民健康保険団体連合会に報告する。

(個人情報保護)

第21条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努める。

- 2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供

以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の了解を得る。

(秘密の保持)

第22条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。さらに、職員でなくなった後においても者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

(利益供与等の禁止)

第23条 事業所及び職員は、居宅介護支援及び居宅介護予防支援を行う事業所又はその職員に対し、当該事業所を紹介することの代償として金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2. 事業所及び職員は、居宅介護支援及び居宅介護予防支援を行う事業所又はその職員から、当該事業所から退所する旨を紹介することの代償として金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

第24条 事業所は、職員、設備及び備品、会計に関する諸記録を整備する。

2. 事業所は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - ① 認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画
 - ② 具体的なサービスの内容等の記録
 - ③ 市町への通知に係る記録
 - ④ 苦情の内容の記録
 - ⑤ 事故の状況および事故に際して採った処置の記録

(その他の運営に関する事項)

第25条 事業所は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の用に供する設備について共用する。

2. 事業所は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他サービス内容に関する事項を掲示しておく。
3. 事業所は、本事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。
4. この規程に定める事項の他、本事業の運営に関する必要事項は当法人の理事長と事業所の管理者が協議して定める。

附 則 この規程は、平成19年 4月20日 から施行する。
平成26年 4月 1日 一部変更
令和1年 10月 1日 一部変更
令和3年 4月 1日 一部変更
令和6年 7月 1日 一部変更

足羽利生苑 居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人足羽福社会が開設する足羽利生苑指定居宅介護支援センター（以下「**事業所**」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 その利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに地域包括支援センター・指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう）等との連携に努める。

上記の多様な事業者の連携により、総合的かつ効率的に提供するように配慮し努めるものとする。

3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏する事のないよう公正中立に行うものとする。

(**事業所**の名称等)

第3条 事業を行う**事業所**の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 足羽利生苑居宅介護支援センター

(2) 所在地 福井県福井市榑野町20番地7号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 **事業所**に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名

事業所を代表し、主任介護支援専門員の有資格を以って業務の総括の任にあたる。

2. 介護支援専門員 2名以上

- (1) 第2条の運営方針に基づく業務にあたる。
- (2) 利用者35名またはその端数を増すごとに1名を標準とする。
3. 職員の資質向上のために採用時及び定期的かつ計画的に研修を実施する。
4. 利用者に関する情報又は、サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議を定期的（おおむね週1回以上）開催する。
5. 職員は常に清潔保持、健康状態について必要な措置を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 **事業所**の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。但し、日曜日、祝日と12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後6時までとする。
但し、電話による対応は24時間体制とする。

営業日以外及び営業時間外は、折り返し連絡する等できる範囲で対応を行う。

（居宅介護支援の提供方法）

第6条 利用者の相談は次の方法で受けるものとする。

- (1) 場所 居宅介護支援センター会議室 及び利用者宅
- (2) 電話 0776-43-9878
- (3) 担当者 介護支援専門員 2名以上

2. 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められた時には、これを掲示するものとする。
3. 指定居宅介護支援の提供を求められた時には利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期限を確かめる。
4. 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
5. 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期限が満了する1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行う。
6. 要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者もしくはその家族の意思を尊重して医療保健サービス・福祉サービス並

びに地域包括支援センター・指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう）等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的、効果的に行い、サービス提供の手続きを行う。

7. **事業所**は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。

(1) 正当な理由とは、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められる時。

(2) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとした時。

(3) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を福井市に通知する。

(居宅介護支援の内容)

第7条 **事業所**は、介護支援専門員に居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2. 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または、その家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

3. サービス計画の作成にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身または、家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにする。

4. サービス計画の作成にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービスまたは、福祉サービス、地域の住民によるサービス等の利用も含めて計画するよう努める。

5. 居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供する。

6. 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の有している能力、既に提供を受けているサービス等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する課題を把握する。

7. アセスメントにあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者および

その家族に面接して行う。この場合、面接の趣旨を利用者およびその家族に対して、十分に説明し、理解を得る。

8. 利用者および家族の希望、並びに利用者についてのアセスメントの結果に基づき、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標およびその達成時期、サービスの種類、内容および利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅介護サービス計画の原案を作成する。
なお、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介できるよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
9. サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な意見を求める。
ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については担当者に対する紹介等により意見を求めることができるものとする。
10. 居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅介護サービス計画の原案の内容について、利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
11. 居宅サービス計画を作成した際には、利用者および担当者に交付する。
12. 居宅サービス計画の作成後、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じてサービス計画の変更の変更、サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。
13. 介護支援専門員は、「モニタリング」にあたっては、利用者およびその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行う。
 - ①少なくとも一月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。
 - ②少なくとも一月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
14. サービス担当者会議は、各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを目的とする。
15. 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催する。但し、サービス担当者

会議を開催しないことについて、止むを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によることで差し支えないこととする。

16. 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
17. 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
18. 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
19. 第3号から11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
20. 保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合、または、利用者が介護保険施設への入院、または、入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
21. 介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
22. 医療系サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て、主治の医師または歯科医師の意見を求める。

前号の場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。
23. 居宅サービス計画に医療系サービスを位置付ける場合、医師等の指

示がある場合に限り行うものとし、医療系サービス以外のサービス等を位置付ける場合には、居宅サービス等に係る主治医の留意事項が示されている時は、それを尊重する。

介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町に届け出なければならない。（平成30年10月1日から施行する）

24. サービス計画に短期入所を位置付ける場合には、利用者の心身の状況等を勘案して、特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が有効期間の概ね半数を超えないようにする。
25. 被保険者証に居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する。
26. 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保を行っており、利用者宅への実習を行うことがある。
27. 地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、資料又は情報提供に協力するように努める。
28. 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

（利用料等）

- 第8条 **事業所**が提供した事業の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは無料とする。
- 但し、法定代理受領サービス以外の場合は、介護報酬告示上の額を要する。

（通常の事業の実施地域）

- 第9条 通常の事業の実施地域は酒生、岡保、下宇坂地区とする。

（他地区の利用者については、相談に応じます）

（秘密保持）

- 第10条 **事業所**は、利用者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護

に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努める。

2. **事業所**は、職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含めるものとする。
3. **事業所**は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(利益供与の禁止)

第11条 **事業所**は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、特定の居宅サービス事業者等によるサービスの指示等を行わない。

2. 職員は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行わない。
3. **事業所**および職員は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第12条 **事業所**は、提供した居宅介護支援または居宅サービス等に対する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決の窓口を設ける。

2. **事業所**は、前項の苦情を受け付けた場合は苦情の内容等を記録する。
3. **事業所**は、提供した居宅介護支援に関し、**市町**が行う提示や質問、照会に応じ、および、利用者からの苦情に関して**市町**が行う調査に協力するとともに、指導または助言に従って必要な改善を行う。
4. **事業所**は、**市町**からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を**市町**に報告する。
5. **事業所**は、居宅サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。
6. **事業所**は、居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、指導または助言に従って必要な改善を行う。
7. **事業所**は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、

前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時対応)

第13条 **事業所**は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに**市町**、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

2. **事業所**は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置を記録する。

3. **事業所**は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第14条 **事業所**は、利用者に対する記録を整備し、その完結の日ら5年間保存しなければならない。

① 居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録。

② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を編綴した居宅支援台帳。

- ・居宅サービス計画
- ・アセスメントの結果の記録
- ・サービス担当者会議等の記録
- ・モニタリングの結果の記録

③ **市町**への通知に係る記録

④ 苦情の内容等の記録

⑤ 事故の状況および事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する重要事項)

第15条 **事業所**は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他サービス内容に関する事項を掲示しておく。

2. **事業所**は、地域住民やその自発的な活動等の連携・協力を行うなど地域との交流を努める。

3. **事業所**は、本事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

4. この規程に定める事項の他、本事業の運営に関する必要事項は、当法人の理事長と**事業所**の所長が協議して決める。

(虐待防止に関する事項)

第16条 **事業所**は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、**職員**に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

第17条 指定居宅介護事業者は、福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

附 則 この規程は、平成11年10月1日から施行する。

平成15年4月1日	一部改正
平成18年4月1日	一部改正
平成20年4月1日	一部改正
平成24年4月1日	一部改正
平成26年4月1日	一部改正
平成27年4月1日	一部改正
平成28年4月1日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
令和元年11月1日	一部改正
令和2年4月1日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正

重要事項説明書

社会福祉法人 足羽福社会

足羽利生苑

足羽利生苑重要事項説明書

(指定介護老人福祉施設 足羽利生苑)

利用者に対する介護福祉施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令39号4条に基づいて、当施設が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 足羽福祉会
主たる事務所の所在地	福井市梅野町20-7
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 高村 昌裕
電話番号	(0776) 41-3121

2. 利用施設

施設の名称	足羽利生苑
施設の所在地	福井市梅野町20-7
都道府県知事指定番号	福井県 1870100052号
施設長の氏名	岩本 昌雄
電話番号	(0776) 41-3121
FAX番号	(0776) 41-3642

3. 利用施設で併せて実施する事業

事業所の名称	福井県知事の指定番号	サービスの種類
足羽利生苑	第1870100052	介護老人福祉施設
足羽利生苑ショートステイサービスセンター	第1870100052	短期入所生活介護
足羽利生苑介護予防ショートサービスセンター	第1870100052	介護予防短期入所生活介護
足羽利生苑居宅介護支援センター	第1870100052	居宅介護支援
事業所の名称	福井県知事の指定番号	サービスの種類
地域密着型介護老人福祉施設足羽利生苑	第1890100660	地域密着型介護老人福祉施設
福井市介護予防・日常生活支援総合事業における		
通所型予防給付相当サービス	第1870100052	通所型予防給付相当サービス
通所型A型サービス	第1870100052	通所型A型サービス
足羽利生苑デイサービスセンターきらく楽	第1890100165	認知所対応型通所介護
足羽利生苑介護予防デイサービスセンターきらく楽	第1890100165	介護予防認知症対応型通所介護

4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	身体上または精神上により、要介護状態になったご利用者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護とその他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより適切な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	<p>① 人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったケアを『ケアプラン』を中心とした個別サービス計画で具体化します。</p> <p>② 家族、地域社会とのむすびつきを重視し、関係機関や他の事業者との連携により、相談援助機能を充実させます。</p> <p>③ 併設事業との有機的なサービスを提供します。</p>

5. 施設の概要

介護老人福祉施設「足羽利生苑」

建 物	構 造	鉄筋コンクリート造（耐火構造）一部3階建て
	延床面積	2,286.96㎡
	利用定員	59名

居室 設備の種類	室 数	備 考
個 室	6	
4人部屋	17	
食堂	1	
多目的ホール	4	
機能訓練室	1	
一般浴室	1	1階 浴室
機械浴室	2	特殊機械浴×2
医務室	1	
洗面所	6箇所	居室外 6箇所
便 所	5箇所	居室外 1階 5箇所

6. 職員体制

職 種	員数(常勤換算)	指定基準	職 種	員数(常勤換算)	指定基準
施設長	1	1	管理栄養士	1	1以上
課長	1		調理員	業務委託	
生活相談員	2(1兼)	1以上	事務員	2(2.0)	
介護支援専門員	1	1以上	用務員	3以上	
介護職員	18以上	3:1以上	運転手	2	
看護職員	3以上		嘱託医師	2	
機能訓練指導員	1(兼)	1以上	(非常勤)		

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
施設長	正規の時間帯(9:00~18:00) 常勤で勤務
生活相談員	正規の時間帯(9:00~18:00) 常勤で勤務
介護職員	早番(7:00~16:00) 日勤(9:00~18:00) 日勤(9:30~18:30) 遅番(13:00~22:00) 夜勤(22:00~翌日7:00) 夜勤(16:00~翌日9:00)
看護職員	正規の時間帯(9:00~18:00) 早番(7:30~16:30)
介護支援専門員	正規の時間帯(9:00~18:00) 常勤で勤務

7. 施設サービス料金

別紙、サービス内容説明書に記載する施設サービス利用に係る料金は次のとおりです。

◎介護保険から給付されるサービスの利用料金について

①介護福祉施設サービス費

介護保険から給付されるサービスの利用料金は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬の告示により計算した指定介護老人福祉施設サービスの1割(介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合にはそれに応じた割合)下記の表による金額をお支払いください。

【従来型施設 個室・多床室の場合】

(1 割負担の場合)

介護福祉施設サービス費（地域区分 1.4%）		1 割負担分
要介護 1	589 単位/日×30 日＝179,174 円	17,917 円
要介護 2	659 単位/日×30 日＝200,469 円	20,047 円
要介護 3	732 単位/日×30 日＝222,674 円	22,267 円
要介護 4	802 単位/日×30 日＝243,968 円	24,397 円
要介護 5	871 単位/日×30 日＝264,958 円	26,496 円

(2 割負担の場合)

介護福祉施設サービス費（地域区分 1.4%）		2 割負担分
要介護 1	589 単位/日×30 日＝179,174 円	35,835 円
要介護 2	659 単位/日×30 日＝200,469 円	40,094 円
要介護 3	732 単位/日×30 日＝222,674 円	44,535 円
要介護 4	802 単位/日×30 日＝243,968 円	48,794 円
要介護 5	871 単位/日×30 日＝264,958 円	52,992 円

(3 割負担の場合)

介護福祉施設サービス費（地域区分 1.4%）		3 割負担分
要介護 1	589 単位/日×30 日＝179,174 円	53,752 円
要介護 2	659 単位/日×30 日＝200,469 円	60,141 円
要介護 3	732 単位/日×30 日＝222,674 円	66,802 円
要介護 4	802 単位/日×30 日＝243,968 円	73,190 円
要介護 5	871 単位/日×30 日＝264,958 円	79,487 円

◎ 介護給付加算について

項 目	内 容	適用範囲 (全員 個別)	利用者負担金 (1 割)
日常生活継続支援加算 (I)	①入所者数に対し要介護(4・5)の重度者が70%以上、又は日常生活に支障をきたすおそれのある症状、若しくは行動が認められる認知症の入所者が65%以上。 ②介護福祉士の資格を有する介護職員が入所者数に対し6:1を以上配置。	体制加算 (入居者全員)	36 円/日
夜勤職員配置加算(III)ロ	夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。	体制加算 (入居者全員)	16 円/日
生産性向上推進加算 (II)	テクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うこと。	体制加算 (入居者全員)	10 円/月
若年性認知症入所受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。	個別加算 (対象者のみ)	120 円/日

口腔衛生管理加算 (I)・(II)	(I) 入所者の口腔の健康保持を為、口腔衛生管理体制を整え、各入所者の状態に応じた管理を計画的に行うこと。 (II) (I) の要件に加え、計画の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックされた内容を口腔衛生管理計画の有効な実施に活かしていることによる。	体制加算 (入所者全員)	(I) 90円/月 (II) 110円/月
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を1名以上配置し、入所者の栄養状態の維持改善のための栄養管理を計画的に行なうことによる。	体制加算 (入所者全員)	11円/日
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づいて糖尿病食等の治療食の提供が行なわれていることによる。	個別加算 (対象者のみ)	6円/回
精神科医療指導加算	月2回以上の精神科医による療養指導体制がとられていることによる。	体制加算 (入所者全員)	5円/日
看取り介護加算	医師が医学的知見に基づいて、回復の見込みがないと診断した方に対し、利用者又は家族の同意を得て、看取り介護の指針に基づいて看取り介護計画を作成し、個室での看取り看護の実施。	個別加算 (対象者のみ)	施設、居宅死亡時 死亡日以前31日～45日以下 72円/日死亡日以前4日～30日以下 144円/日 死亡前日・前々日 680円/日 死亡日 1,280円/日
経口移行加算	医師の指導の下、現に経管で食事を摂取している方を経口による食事に移行することによる。	個別加算 (対象者のみ)	28円/日
経口維持加算 (I)	医師の指導の下、著しい誤嚥が認められる方に経口摂取維持計画を作成したことによる。	個別加算 (対象者のみ)	400円/月
経口維持加算 (II)	医師の指導の下、誤嚥が認められる方に経口摂取維持計画を作成したことによる。	個別加算 (対象者のみ)	100円/月
外泊時費用	入院や自宅に泊まれた時 入院は3ヶ月程の期間内、退院された時には優先的に施設に戻れる体制をとっていること。	個別加算 (対象者のみ)	246円/日 6日限度
初期加算	入所した日から30日以内、安定して生活を送れるための管理。	個別加算 (対象者のみ)	30円/日 30日が限度
退所時等相談援助加算	入所期間1ヶ月以上の方が退所後居宅生活を送るための相談援助。	個別加算 (対象者のみ)	①退所前後訪問相談 460円/回 ②退所時 400円/回 ③退所前連携 I 600円/回 ④退所前連携 II 400円/回
科学的介護推進体制加算 (I)・(II)	(I) 自立支援・重度化防止の観点から、入所者の栄養や口腔機能、機能訓練などすべての情報を厚生労働省に提出し、(II) そのフィードバックを効果的なサービスの展開につなげること。	体制加算 (入所者全員)	(I) 40円/月 (II) 50円/月
自立支援介護促進加算	医師が入所時、自立支援のために特に必要な医学的評価を行ない、支援計画書を作成する。看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して支援計画を作成しケアを実施して	体制加算 (入居者全員)	300円/月

	<p>いること。</p> <p>医学的評価の結果を厚生労働省に提出し当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施の点に情報を活用していること。</p>		
ADL 維持等加算 (I) (II)	<p>日常生活動作(ADL)の維持もしくは改善の度合いを一定水準以上に保つ取り組みをした場合に評価される加算。6か月後の数値が基準以上で取得できる。</p>	<p>体制加算 (入居者全員)</p>	<p>(I) 30 円/月 (II) 60 円/月</p>
排泄支援加算 (I)	<p>排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援することによる。</p>	<p>個別加算 (対象者のみ)</p>	<p>10 円/月</p>
褥瘡マネジメント加算 (I)	<p>入所者ごとに褥瘡の発生のリスクについて定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し評価。</p>	<p>個別加算 (対象者のみ)</p>	<p>3 円/月</p>
再入所時栄養連携加算	<p>入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行うことによる。</p>	<p>個別加算 (対象者のみ)</p>	<p>200 円/回</p>
退院・退所時連携加算	<p>病院等を退院した者を受け入れる場合に医療提供施設との連携し、利用者を受け入れることによる。</p>	<p>個別加算 (対象者のみ)</p>	<p>30 円/日</p>
個別機能訓練加算 (I) (II)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練指導員の職務に従事する常勤の作業療法士、看護師等を1名以上配置していること。 ・ 入所者ごとの個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。 <p>(II) (I) の要件に加え、計画の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックされた内容を機能訓練計画の有効な実施に活かしていることによる。</p>	<p>個別加算 (対象者のみ)</p>	<p>(I) 12 円/日 (II) 20 円/月</p>
安全対策体制加算	<p>介護事故発生防止のための指針整備。委員会の設置と従業者に対する定期的な研修実施。事故発生時の報告とその分析を通じた改善策を周知する体制整備。</p>	<p>個別加算 (対象者のみ)</p>	<p>20 円/入所時</p>
認知症ケアチーム推進加算 (I)	<p>(1) 施設における入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること</p> <p>(2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること</p> <p>(3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること</p>	<p>体制加算 (入居者全員)</p>	<p>150 円/月</p>

	(4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること	
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を統一した加算	14.0%
地域区分ごとの上乗せ割合	福井市 = 7級地 (入居者全員) 介護給付費・介護給付費の1単位当たり1.4%を算定	1.4% 1単位=10.14円

◎高額介護サービス費について

《高額介護サービス費の制度》

利用者負担第1.第2段階は月額15,000円、利用者負担第3段階は月額24,600円、利用者負担第4段階は月額44,400円を越えた部分は高額介護サービス費として払戻し手続きがありますので各市町村窓口にお尋ねください。

◎介護保険給付外サービスの利用料金について

以下の利用料金は全額がご契約者の負担となります。内容については別紙「サービス内容説明書」をご確認下さい。

①《足羽利生苑の定める食費》

サービスの種別	内 容	自己負担額
食費	朝食、昼食、夕食の食材費と調理費 相当の食費	朝食 300円
		昼食 600円
		夕食 600円

②《足羽利生苑の定める居住費》

足羽利生苑の居住費は従来型個室と多床室の2通りからなり、それぞれの負担額は異なります。

【従来型個室の場合】

サービスの種類	内 容	自己負担額
居 住 費	室料+光熱費相当	一日当たり 1,230円

※ 従来型個室に係る自己負担は、既入所者、新規入所者それぞれについて、国の定める経過措置が講じられ、当該経過措置の適用を受けている期間は多床室扱いとなります。

【多床室の場合】

サービスの種類	内 容	自己負担額
居 住 費	光熱費相当	一日当たり 920円

尚、入院・外泊時における居住費も負担限度額の範囲内でご負担いただくこ

ととなります。

③ ≪ 負担限度額の認定 ≫

施設の利用（入所）にあたり、所得の低い方は居住費・食費につき負担の上限額（負担限度額）が定められおり、費用負担が軽減されることがあります。

負担限度額については、利用者負担段階ごとに定められており、利用者負担第4段階の方については、原則軽減措置はありません。

介護保険負担限度額認定の摘要が受けられる方は、居住費・食費が以下のようになります。

居 住 費

多床室（4人部屋）の場合

利用者負担段階	居住費 負担限度額 一日当たり 円
利用者負担第1段階	0円
利用者負担第2段階	430円
利用者負担第3段階①	430円
利用者負担第3段階②	430円

食 費

利用者負担段階	食 費 負担限度額 一日当たり 円
利用者負担第1段階	300円
利用者負担第2段階	390円
利用者負担第3段階①	650円
利用者負担第3段階②	1,360円

※ 介護サービス費、食費、居住費に係る利用者負担については、特定入所者生活介護サービス、旧措置者、法人負担減免、高額介護サービス費の負担軽減措置により減額される場合がありますので、各市町の介護保険担当窓口にお問い合わせ下さい。

足羽利生苑 利用料金体系 モデル（広域型）

介護報酬改正後の体制加算等を付加した場合の負担内容具体例・・・令和6年4月1日現在、介護サービス費に体制加算（日常生活継続支援加算 36 単位/日、夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ 16 単位/日、精神科医医療指導加算 5 単位/日、科学的介護推進体制加算（Ⅰ）40 単位/月、（Ⅱ）50 単位/月、自立支援介護促進加算 300 単位/月、口腔衛生管理加算（Ⅰ）90 単位/月、（Ⅱ）110 単位/月、褥瘡マネジメント加算 3 単位/月、排泄支援加算（Ⅰ）10 単位/月、栄養マネジメント強化加算 11 単位/日、ADL維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ）30 単位/月 60 単位/月、生産性向上推進加算（Ⅱ）10 単位/月、認知症ケアチーム推進加算（Ⅰ）150 単位/月、）と個別加算（個別機能訓練加算（Ⅰ）12 単位/日、（Ⅱ）20 単位/月）を合算し、介護職員処遇改善加算 14.0%、地域区分ごとの上乗せ割合 1.4%を乗じて計算しています。

※個別加算は対象になるものに個別差がありますので、おおよその月の目安とお考え下さい。

【多床室モデル 30 日/月で計算】

◎要介護1で多床室を利用する場合。（1割負担）

（介護費）（加算分）（処遇改善）（地域分）（居住費）（食費等）

$(17,917 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 99,805 \text{ 円}$

（2割負担 $(35,834 \text{ 円} + 6,046 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 124,011 \text{ 円}$ ）

（3割負担 $(53,751 \text{ 円} + 9,069 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 147,214 \text{ 円}$ ）

【利用者負担段階負担軽減制度（特定入所者介護サービス費）適用の場合】

第1段階 $(17,917 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 0 \text{ 円} + 9,000 \text{ 円} = 33,205 \text{ 円}$

第2段階 $(17,917 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 11,700 \text{ 円} = 48,805 \text{ 円}$

第3段階① $(17,917 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} = 56,605 \text{ 円}$

第3段階② $(17,917 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 40,800 \text{ 円} = 77,905 \text{ 円}$

※小数点以下切り捨て

◎要介護2で多床室を利用する場合。（1割負担）

（介護費）（加算分）（処遇改善）（地域分）（居住費）（食費等）

$(20,047 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 102,267 \text{ 円}$

（2割負担 $(40,094 \text{ 円} + 6,046 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 128,935 \text{ 円}$ ）

（3割負担 $(60,141 \text{ 円} + 9,069 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 155,603 \text{ 円}$ ）

【利用者負担段階負担軽減制度（特定入所者介護サービス費）適用の場合】

第1段階 $(20,047 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 0 \text{ 円} + 9,000 \text{ 円} = 35,667 \text{ 円}$

第2段階 $(20,047 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 11,700 \text{ 円} = 51,267 \text{ 円}$

第3段階 $(20,047 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} = 59,067 \text{ 円}$

第3段階② $(20,047 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 40,800 \text{ 円} = 80,367 \text{ 円}$

※小数点以下切り捨て

◎**要介護3**で多床室を利用する場合。(1割負担)

(介護費)(加算分)(処遇改善)(地域分)(居住費)(食費等)

$$(22,267 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 104,834 \text{ 円}$$

$$(2 \text{ 割負担 } (44,534 \text{ 円} + 6,046 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 134,068 \text{ 円})$$

$$(3 \text{ 割負担 } (66,801 \text{ 円} + 9,069 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 163,302 \text{ 円})$$

【利用者負担段階負担軽減制度(特定入所者介護サービス費)適用の場合】

$$\text{第1段階 } (22,267 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 0 \text{ 円} + 9,000 \text{ 円} = 38,234 \text{ 円}$$

$$\text{第2段階 } (22,267 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 11,700 \text{ 円} = 53,824 \text{ 円}$$

$$\text{第3段階① } (22,267 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} = 61,634 \text{ 円}$$

$$\text{第3段階② } (20,047 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 40,800 \text{ 円} = 80,367 \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

◎**要介護4**で多床室を利用する場合。(1割負担)

(介護費)(加算分)(処遇改善)(地域分)(居住費)(食費等)

$$(24,397 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 107,296 \text{ 円}$$

$$(2 \text{ 割負担 } (48,794 \text{ 円} + 6,046 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 138,992 \text{ 円})$$

$$(3 \text{ 割負担 } (73,191 \text{ 円} + 9,069 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 170,689 \text{ 円})$$

【利用者負担段階負担軽減制度(特定入所者介護サービス費)適用の場合】

$$\text{第1段階 } (24,397 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 0 \text{ 円} + 9,000 \text{ 円} = 40,696 \text{ 円}$$

$$\text{第2段階 } (24,397 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 11,700 \text{ 円} = 56,296 \text{ 円}$$

$$\text{第3段階① } (24,397 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} = 64,096 \text{ 円}$$

$$\text{第3段階② } (24,397 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 40,800 \text{ 円} = 85,396 \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

◎**要介護5**で多床室を利用する場合。(1割負担)

(介護費)(加算分)(処遇改善)(地域分)(居住費)(食費等)

$$(26,496 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 109,722 \text{ 円}$$

$$(2 \text{ 割負担 } (52,992 \text{ 円} + 6,046 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 143,845 \text{ 円})$$

$$(3 \text{ 割負担 } (79,488 \text{ 円} + 9,069 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 27,600 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 177,968 \text{ 円})$$

【利用者負担段階負担軽減制度(特定入所者介護サービス費)適用の場合】

$$\text{第1段階 } (26,496 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 0 \text{ 円} + 9,000 \text{ 円} = 43,122 \text{ 円}$$

$$\text{第2段階 } (26,496 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 11,700 \text{ 円} = 58,722 \text{ 円}$$

$$\text{第3段階① } (26,496 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} = 66,522 \text{ 円}$$

$$\text{第3段階② } (26,496 \text{ 円} + 3,023 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 12,900 \text{ 円} + 40,800 \text{ 円} = 87,822 \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

◎その他の介護保険給付外サービスの利用料金について

サービスの種類	内 容	金 額
理 髪	月 1 回 業者による有料散髪	実費
特別な食事	水分 140円（1日あたり） 酒、ヨーグルト、ゼリー等、	実費相当額
行事・希望外出 時等の費用	行事食は要した費用の一部、行楽等屋外行事、外出は入場料、 交通費等は移送費に準じた実費をご負担いただきます。	

※ その他日常生活に必要な物品で本人にご負担いただくことが適当と認められる、以下のことにつきましてはご利用者の全額負担となりますのでご了承ください。

- ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用、個人用の日用品等（歯ブラシ・歯磨き粉・カミソリ・カミソリ歯、くし・ブラシ各1個） 実 費
- ② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用、 クラブ活動等の材料費 実 費
- ③ 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等） 実 費
- ④ 私物の洗濯代（個別に外部の業者に取り継ぐ場合のクリーニング代） 実 費
- ⑤ 利用者及び家族の希望による一時帰宅、外泊等には介護タクシーやタクシー等の交通機関をご利用いただき、その係る費用を利用した業者にお支払いください。 実 費
- ⑥入院時の紙オムツに係る費用 仕入れ値+消費税
(急な入院や身寄りがない等の理由で家族が準備できない場合)

※ 経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合、相当の額に変更することがあります。その場合、2ヶ月前までにご説明します。

- ⑦ 預り金管理手数料 実 費

8.利用料金のお支払い方法

前記項目7の利用料金、費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので20日まで下記の方法でお支払いいただきます。

- ◇ お支払い方法： 金融機関口座からの自動引き落とし
- ◆ご利用できる金融機関： 福井銀行
契約者ご指定の口座名（口座番号、名義）をご記入ください

（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計

算した金額とします。)

9. 利用者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下のとおりとなります。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合
6日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても厚生大臣の定める基準額の1割の額(246円)と居住費をご負担いただきます。 尚、入院当日と退院日は施設入所日の扱いとなり、この間の6日間が対象となります。 ※一時外泊も同様となります。
② 7日間以上、3ヶ月以内の入院の場合
7日間以上入院された場合は、契約を解除することとなります。但し、3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できます。また、満室の場合でも短期入所生活介護を優先的に利用できるものとします。
③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、契約を解除することに、なります。その後の入所についてはご相談に応じます。

10. 協力医療機関

医療を必要とする場合は、ご契約者のご希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

① 協力医療機関 (緊急時協力病院)

医療機関の名称 :	恩賜財団 福井県済生会病院
所在地 :	福井市 和田中 舟橋 7-1
診療科 :	内科、泌尿科、整形外科、眼科、婦人科、脳外科等他病院が 開設している診療科

医療機関の名称 :	財団法人 松原病院
所在地 :	福井市 文京 2丁目 9-1
診療科 :	精神科 内科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称 :	医療法人 御幸歯科クリニック
所在地 :	福井市 御幸 3丁目 16-34
医療機関の名称 :	ヒロ歯科クリニック

所在地 : 福井市文京2丁目17-1

11. 非常災害時の対策

災害時の対応	別に定める「足羽利生苑」消防計画にのっとり対応を行います。
近隣との協力	同敷地内にある「足羽ワークセンター」と、非常時の相互協力体制をとっています。また、梅野町内会長を通じて地域の応援を得ることとしています。
平常時の訓練	別に定める「足羽利生苑」消防計画にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練及び消火器操作訓練を実施しています。
防災設備	スプリンクラー、屋内消火栓、消火器、自動火災報知器、非常通報装置等の防災設備は年2回点検整備しています。 停電、漏電等の電源設備は毎月点検整備しています。 その他、カーテン類の防煙処理、ガス漏れ報知器、生活必要品の備蓄等を整備しています。
消防計画等	福井東消防署への届出日 H22.7.29 防火管理者 岩本 昌雄（施設長）

12. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族、市町村等に連絡を行なう等必要な措置を講じ、当該事故の状況及び事故に際し採った処置を記録します。尚、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行ないませんが、施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

13. 感染症等対策について

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、その防止の為の指針を整備するとともに、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会及び介護職員、その他の従業者に対する研修会を定期的の実施し、防止対策を職員に周知徹底します。

尚、感染症治療の為、やむを得ず身体拘束を行なう場合があります。その際には、契約書第27条（身体拘束の廃止）にのっとり対応します。

また、来苑されるすべての方に感染対策にご協力いただく場合があります。

14. 第三者評価受審について

施設は、提供するサービスに対し、定期的に福祉サービス第三者評価を受審するものとします。

直近の受審日 令和3年12月7日

評価機関 福井県社会福祉協議会

評価結果の開示状況 足羽福祉会ホームページにて開示

15. 苦情の受け付けについて

(1) 当施設における苦情の受け付け

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情解決責任者 …岩本 昌雄（社会福祉士・施設長）

苦情窓口担当者 …西野 舞子（介護福祉士・課長）

受付時間…毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～13:00

苦情受付BOXを玄関に設置しています。

(2) ご希望により当法人の設置する第三者委員に苦情や相談を申し出る事が出来ます。

第三者委員 氏名 豊島 雅恵

住所 吉田郡永平寺町松岡春日3-2 TEL (0776) 61-0287

氏名 永井 裕子

住所 福井市榑野町20-7 TEL (0776) 41-3108

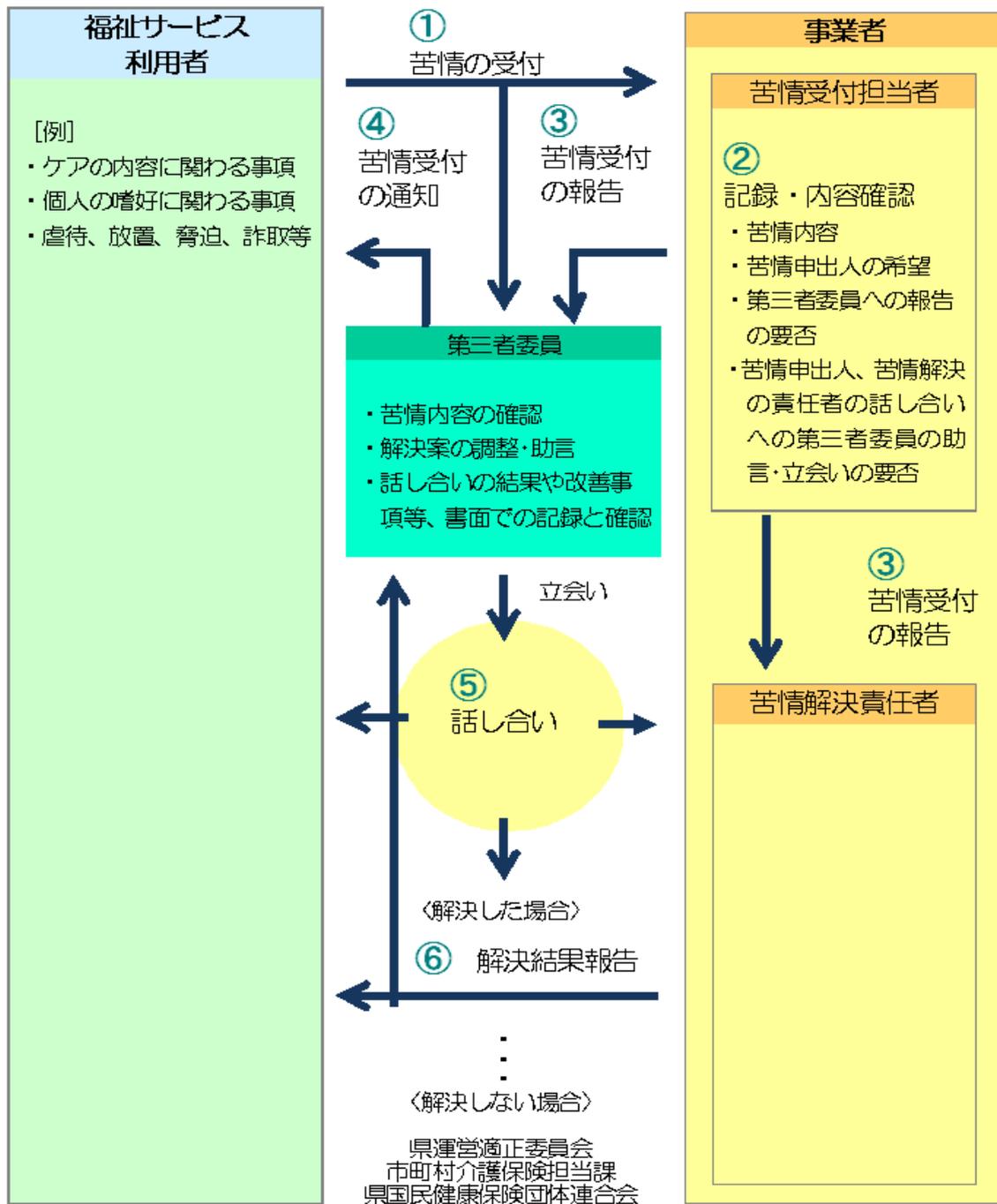
(3) 行政機関、その他受付機関での受け付け

福井市介護保険課	福井県 福井市 大手3-10-1 TEL (0776) 20-5715 FAX (0776) 20-5766
福井市地域包括ケア推進課	福井県 福井市 大手3-10-1 TEL (0776) 20-5400 FAX (0776) 20-5426
坂井地区介護保険広域連合 介護保険課	福井県 坂井市坂井町上兵庫40-15 TEL (0776) 72-3305 FAX (0776) 72-3306
鯖江市 長寿福祉課	福井県 鯖江市 西山町13-1 TEL (0778) 53-2218 FAX (0778) 51-8157
永平寺町 福祉保健課	福井県 吉田郡永平寺町 松岡春日1-4 TEL (0776) 61-3920 FAX (0776) 61-3464
敦賀市 介護保険課	福井県 敦賀市 中央町2-1-1 TEL (0770) 22-8180 FAX (0770) 21-8179

国民健康保険団体連 合会	福井県 福井市 開発4-202-1 TEL (0776) 57-1614 FAX (0776) 57-1615
-----------------	--

(4) 苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行い、その内容等を記録します。
又、市町村及び国民健康保険団体連合会からの指導、助言に基づき行った改善について、求めに応じて内容の報告を行います。

苦情解決の仕組み



令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、別に定めるサービス内容説明書並びに、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 足羽利生苑

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、事業者から、サービス内容説明書並びに、本書面にに基づき重要事項の説明を受けました。

契約者 住所 _____

(続柄 _____) 氏名 _____ 印

利用料金のお支払い方法

◇お支払い方法：金融機関口座からの自動引き落とし

◆ご指定の金融機関と口座名義と番号をご記入下さい

金融機関名 _____

口座名義 _____

口座番号 _____

重要事項説明書

社会福祉法人 足羽福社会
地域密着型介護老人福祉施設

足羽利生苑

足羽利生苑重要事項説明書

利居者に対する地域密着型介護福祉施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令39号4条に基づいて、当施設が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 足羽福祉会
主たる事務所の所在地	福井市榑野町20-7
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 高村 昌裕
電話番号	(0776) 41-3121

2. 利用施設

施設の名称	足羽利生苑
施設の所在地	福井市榑野町20-7
都道府県知事指定番号	福井市 1890100660号
施設長の氏名	岩本 昌雄
電話番号	(0776) 41-3121
FAX番号	(0776) 41-3642

3. 利用施設で併せて実施する事業

事業所の名称	福井県知事の指定番号	サービスの種類
足羽利生苑	第1870100052	介護老人福祉施設
足羽利生苑ショートステイサービスセンター	第1870100052	短期入所生活介護
足羽利生苑介護予防ショートサービスセンター	第1870100052	介護予防短期入所生活介護
足羽利生苑居宅介護支援センター	第1870100052	居宅介護支援
事業所の名称	福井県知事の指定番号	サービスの種類
地域密着型介護老人福祉施設足羽利生苑	第1890100660	地域密着型介護老人福祉施設
福井市介護予防・日常生活支援総合事業における		
通所型予防給付相当サービス	第1870100052	通所型予防給付相当サービス
通所型A型サービス	第1870100052	通所型A型サービス
足羽利生苑デイサービスセンターきらく楽	第1890100165	認知所対応型通所介護
足羽利生苑介護予防デイサービスセンターきらく楽	第1890100165	介護予防認知症対応型通所介護

4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	身体上または精神上により、要介護状態になったご利用者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護とその他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより適切な地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	①人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったケアを『ケアプラン』を中心とした個別サービス計画で具体化します。 ②家族、地域社会とのむすびつきを重視し、関係機関や他の事業者との連携により、相談援助機能を充実させます。

5. 施設の概要

介護老人福祉施設「足羽利生苑」

建 物	構 造	鉄筋コンクリート造（耐火構造）3階建（2F・3F）
	延床面積	686.67㎡
	利用定員	18名

居室 設備の種類	室 数	備 考
個 室	18	ユニット型個室
リビングダイニング	2	2F・3F
浴 室	2	中間浴×2(2F・3F)
トイレ	4	2F2箇所、3F2箇所
リネン室	2	2F・3F
洗面所	18	居室内

6. 職員体制

職 種	員数(常勤換算)	指定基準	職 種	員数(常勤換算)	指定基準
施設長	1(兼)	1 3:1 以上	管理栄養士	1(兼)	
生活相談員	1(兼)		調理員	業務委託	
介護支援専門員	1		事務員	2(兼)	
介護職員	10		用務員	1(兼)	
看護職員	1		運転手	2(兼)	
機能訓練指導員	1(兼)		嘱託医師 (非常勤)	2(兼)	

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
施設長	正規の時間帯(9:00~18:00)
生活相談員	正規の時間帯(9:00~18:00)
介護職員	早番(7:00~16:00) 日勤(9:00~18:00) 遅番(13:00~22:00) 夜勤(22:00~翌日7:00) 夜勤(16:00~翌日9:00)
看護職員	早番(7:30~16:30) 正規の時間帯(9:00~18:00)
介護支援専門員	正規の時間帯(9:00~18:00)

7. 施設サービス料金

別紙、サービス内容説明書に記載する施設サービス利用に係る料金は次のとおりです。

◎介護保険から給付されるサービスの利用料金について

①地域密着型介護福祉施設サービス費

介護保険から給付されるサービスの利用料金は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬の告示により計算した指定介護老人福祉施設サービスの1割（介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合にはそれに応じた割合）下記の表による金額をお支払いください。

【ユニット型個室の場合】

(1割負担の場合)

介護福祉施設サービス費（地域区分 1.4%）		1割負担分
要介護1	682 単位/日×30日=207,464円	20,746円
要介護2	753 単位/日×30日=229,062円	22,906円
要介護3	828 単位/日×30日=251,877円	25,187円
要介護4	901 単位/日×30日=274,084円	27,408円
要介護5	971 単位/日×30日=295,378円	29,537円

(2割負担の場合)

介護福祉施設サービス費（地域区分 1.4%）		2割負担分
要介護1	682 単位/日×30日=207,464円	41,492円
要介護2	753 単位/日×30日=229,062円	45,812円
要介護3	828 単位/日×30日=251,877円	50,375円
要介護4	901 単位/日×30日=274,084円	54,816円
要介護5	971 単位/日×30日=295,378円	59,075円

(3 割負担の場合)

介護福祉施設サービス費（地域区分 1.4%）		3 割負担分
要介護 1	682 単位/日×30 日＝207,464 円	62,239 円
要介護 2	753 単位/日×30 日＝229,062 円	68,718 円
要介護 3	828 単位/日×30 日＝251,877 円	75,563 円
要介護 4	901 単位/日×30 日＝274,084 円	82,225 円
要介護 5	971 単位/日×30 日＝295,378 円	88,613 円

◎介護給付加算について

項 目	内 容	適用範囲 (全員 個別)	利用者負担金 (1 割)
日常生活継続支援加算 (イ)	イ、入所者数に対し要介護(4・5)の重度者が 70%以上、又は日常生活に支障をきたすおそれのある症状、若しくは行動が認められる認知症の入所者が 65%以上を占めることによる。介護福祉士の資格を有する介護職員が入所者数に対し 6:1 を以上配置していることによる。 ロ、介護福祉士を常勤換算方法で、入所者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置していること。	体制加算 (入居者全員)	46 円/日
看護体制加算 (I)	常勤の正看護師を 1 名以上配置することによる。	体制加算 (入居者全員)	12 円/日
夜勤職員配置加算 (II)	夜勤時に基準+1 人以上の職員を配置し、ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定している。	体制加算 (入居者全員)	46 円/日
生産性向上推進加算 (II)	テクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うこと。	体制加算 (入居者全員)	10 円/月
口腔衛生管理加算 (I)・(II)	(I) 入所者の口腔の健康保持を為、口腔衛生管理体制を整え、各入所者の状態に応じた管理を計画的に行うこと。 (II) (I) の要件に加え、計画の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックされた内容を口腔衛生管理計画の有効な実施に活かしていることによる。	体制加算 (入所者全員)	(I) 90 円/月 (II) 110 円/月
認知症ケアチーム推進加算 (I)	(1) 施設における入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上であること (2) 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を 1 名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心	体制加算 (入居者全員)	150 円/月

	<p>理症状に対応するチームを組んでいること</p> <p>(3) 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること</p> <p>(4) 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること</p>		
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を1名以上配置し、入所者の栄養状態の維持改善のための栄養管理を計画的に行なうことによる。	体制加算 (入所者全員)	11円/日
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づいて糖尿病食等の治療食の提供が行なわれていることによる。	個別加算 (対象者のみ)	6円/回
精神科医療指導加算	月2回以上の精神科医による療養指導体制がとられていることによる。	体制加算 (入所者全員)	5円/日
看取り看護加算	医師が医学的知見に基づいて、回復の見込みがないと診断した方に対し、利用者又は家族の同意を得て、看取り介護の指針に基づいて看取り介護計画を作成し、個室での看取り看護の実施。	個別加算 (対象者のみ)	施設・居宅死亡時 死亡日以前31日～45日以下72円/日 死亡日以前4日～30日以下144円/日 死亡前日・前々日680円/日 死亡日1,280円/日
経口移行加算	医師の指導の下、現に経管で食事を摂取している方を経口による食事に移行することによる。	個別加算 (対象者のみ)	28円/日
経口維持加算Ⅰ	摂食障害や誤嚥が認められる入所者に対し、月1回以上、他職種が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者等が経口による継続的な食事の摂取をするための経口維持を作成し、特別な管理を実施した場合に算定。	個別加算 (対象者のみ)	400円/月
経口維持加算Ⅱ	摂食障害や誤嚥が認められる入所者に対し、介護保険施設等が協力歯科医療機関を定めた上で、医師(配置医は除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が食事の観察及び会議等に加わった場合に経口維持加算(Ⅰ)に加えて(Ⅱ)を算定。	個別加算 (対象者のみ)	100円/月
外泊時費用	入院や自宅に泊まれた時 入院は3ヶ月程の期間内、退院された時には優先的に施設に戻る体制をとっていること。	個別加算 (対象者のみ)	246円/日 6日限度
初期加算	入所した日から30日以内、安定して生活を送れるための管理。	個別加算 (対象者のみ)	30円/日 30日が限度
退所時等相談援助加算	入所期間1ヶ月以上の方が退所後居宅生活を送るための相談援助。	個別加算 (対象者のみ)	①退所前後訪問相談 460円/回

			②退所時 400 円／回 ③退所前連携 500 円／回
在宅・入所相互利用 加算	複数の入所者であらかじめ在宅期間及び 入所期間を定めて、個室を計画的に利用す ることによる。	個別加算 (対象者のみ)	40 円/日 1 回あたり 3 カ月が限度
科学的介護推進体 制加算 (I)・(II)	(I) 自立支援・重度化防止の観点から、 入所者の栄養や口腔機能、機能訓練などす べての情報を厚生労働省に提出し、(II)そ のフィードバックを効果的なサービスの 展開につなげること。	体制加算 (入所者全員)	(I) 40 円/月 (II) 50 円/月
自立支援介護促進 加算	医師が入所時、自立支援のために特に必要 な医学的評価を行ない、支援計画書を作成 する。看護師、介護支援専門員その他の職 種が共同して支援計画を作成しケアを実 施していること。 医学的評価の結果を厚生労働省に提出し 当該情報その他自立支援促進の適切かつ 有効な実施の点に情報を活用しているこ と。	体制加算 (入居者全員)	300 円/月
ADL 維持等加算 (I) (II)	日常生活動作(ADL)の維持もしくは改善の 度合いを一定水準以上に保つ取り組みを した場合に評価される加算。6 か月後の数 値が基準以上で取得できる。	体制加算 (入居者全員)	(I) 30 円/月 (II) 60 円/月
排泄支援加算 (I)	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入 所者に対し、多職種が協働して支援計画を 作成し、その計画に基づき支援すること による。	個別加算 (対象者のみ)	10 円/月
褥瘡マネジメント 加算 (I)	入所者ごとに褥瘡の発生のリスクについ て定期的な評価を実施し、その結果に基づ き計画的に管理することに対し評価。	個別加算 (対象者のみ)	3 円/月
再入所時栄養連携 加算	入所者が医療機関に入院し、施設入所時 とは大きく異なる栄養管理が必要となっ た場合に、施設の管理栄養士が医療機関 の管理栄養士と連携して、再入所後の 栄養管理に関する調整を行うことによる。	個別加算 (対象者のみ)	400 円/回
退院・退所時連携 加算	病院等を退院した者を受け入れる場合に 医療提供施設との連携し、利用者を受け 入れることによる。	個別加算 (対象者のみ)	30 円/日
個別機能訓練 加算 (I) (II)	・機能訓練指導員の職務に従事する常勤 の作業療法士、看護師等を 1 名以上配 置していること。 ・入所者ごとの個別機能訓練計画を作成 し、当該計画に基づき、計画的に機能訓 練を行っていること。 (II) (I) の要件に加え、計画の内容を厚 生労働省に提出し、フィードバックされ た内容を機能訓練計画の有効な実施に 活かしていることによる。	個別加算 (対象者のみ)	(I) 12 円/日 (II) 20 円/月
若年性認知症 入所者受入加算	若年性認知症入所者に対して個別の担 当者を定めて介護保険施設サービスを行 った場合に算定。	個別加算 (対象者のみ)	120 円/日
安全対策体制加算	介護事故発生防止のための指針整備。委 員会の設置と従業者に対する定期的な 研修実施。事故発生時の報告とその分 析を通じた改善策を周知する体制整備。	個別加算 (対象者のみ)	20 円/入所時

介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を統一した加算	14.0%
地域区分ごとの上乗せ割合	福井市 = 7 級地 (入居者全員) 介護給付費・介護給付費の1単位あたりに1.4%を算定	1.4% 1単位=10.14円

◎高額介護サービス費について

《高額介護サービス費の制度》

利用者負担第1. 第2段階は月額15,000円、利用者負担第3段階は月額26,400円、利用者負担第4段階は月額44,000円を越えた部分は高額介護サービス費として払戻し手続きがありますので各市町村窓口にお尋ねください。

◎介護保険給付外サービスの利用料金について

以下の利用料金は全額がご契約者の負担となります。内容については別紙「サービス内容説明書」をご確認下さい。

①《足羽利生苑の定める食費》

サービスの種別	内 容	自己負担額
食 事	朝食、昼食、夕食の食材費 と調理費相当の食費	朝食 300円
		昼食 600円
		夕食 600円

②《足羽利生苑の定める居住費》 【ユニット型個室の場合】

サービスの種類	内 容	自己負担額
居 住 費	室料+光熱費相当	一日当たり 2,080円

尚、入院・外泊時における居住費も負担限度額の範囲内でご負担いただくこととなります。

③《負担限度額の認定》

施設の利用（入所）にあたり、所得の低い方は居住費・食費につき負担の上限額（負担限度額）が定められおり、費用負担が軽減されることがあります。

負担限度額については、利用者負担段階ごとに定められており、利用者負担第4段階の方については、原則軽減措置はありません。

介護保険負担限度額認定の摘要が受けられる方は、居住費・食費が以下のようになります。

居 住 費

利用者負担段階	居住費 負担限度額 一日当たり 円
利用者負担第1段階	880円
利用者負担第2段階	880円
利用者負担第3段階①	1,370円
利用者負担第3段階②	1,370円

食 費

利用者負担段階	食 費 負担限度額 一日当たり 円
利用者負担第1段階	300円
利用者負担第2段階	390円
利用者負担第3段階①	650円
利用者負担第3段階②	1,360円

※ 介護サービス費、食費、居住費に係る利用者負担については、特定入所者生活介護サービス、旧措置者、法人負担減免、高額介護サービス費の負担軽減措置により減額される場合がありますので各市町の介護保険担当窓口にお問い合わせ下さい。

介護報酬改定後のご負担内容具体例

足羽利生苑 利用料金体系 モデル（地域密着型）

介護報酬改正後の体制加算を付加した場合の負担内容具体例・・・令和6年4月1日現在、介護サービス費に体制加算（日常生活継続加算46単位/日、看護体制加算12単位/日、夜勤職員配置加算46単位/日、精神科医医療指導加算5単位/日、科学的介護推進体制加算（Ⅰ）40単位/月、（Ⅱ）50単位/月、自立支援介護促進加算300単位/月、口腔衛生管理加算（Ⅰ）90単位/月、（Ⅱ）110単位/月、褥瘡マネジメント加算3単位/月、排泄支援加算（Ⅰ）10単位/月、栄養マネジメント強化加算11単位/日、ADL維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ）30単位/月60単位/月、生産性向上推進体制加算（Ⅱ）10単位/月、認知症ケアチーム推進加算（Ⅰ）150単位/月、）と個別加算（個別機能訓練加算（Ⅰ）12単位/日、（Ⅱ）20単位/月）を合算し、介護職員処遇改善加算分14.0%・地域区分ごとの上乗せ割合1.4%を乗じて計算しています。

※個別加算は対象になるものに個別差がありますので、おおよその月の目安とお考え下さい。

【ユニット型 個室モデル30日/月で計算】

◎要介護1で個室を利用する場合。

1割負担

（介護費）（加算分）（処遇改善）（地域分）（居住費）（食費等）

$(20,746円 + 4,370円) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400円 + 48,000円 = 139,433円$

2割負担 $(41,492円 + 8,740円) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400円 + 48,000円 = 168,466円$

3割負担 $(62,307円 + 13,110円) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400円 + 48,000円 = 197,579円$

【利用者負担段階負担軽減制度（特定入所者介護サービス費）適用の場合】

第1段階 $(20,746円 + 4,370円) \times 1.14 \times 1.014 + 26,400円 + 9,000円 = 64,433円$

第2段階 $(20,746円 + 4,370円) \times 1.14 \times 1.014 + 26,400円 + 11,700円 = 67,133円$

第3段階① $(20,746円 + 4,370円) \times 1.14 \times 1.014 + 41,100円 + 19,500円 = 89,633円$

第3段階② $(20,746円 + 4,730円) \times 1.14 \times 1.014 + 41,100円 + 40,800円 = 111,349円$

※小数点以下切り捨て

◎**要介護2**で個室を利用する場合。

1 割負担

(介護費) (加算分) (処遇改善) (地域分) (居住費) (食費等)

$$(22,906 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 141,929 \text{ 円}$$

$$2 \text{ 割負担} \quad (45,812 \text{ 円} + 8,740 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 173,459 \text{ 円}$$

$$3 \text{ 割負担} \quad (68,718 \text{ 円} + 13,110 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 204,989 \text{ 円}$$

【利用者負担段階負担軽減制度 (特定入所者介護サービス費) 適用の場合】

$$\text{第1段階} \quad (22,906 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 26,400 \text{ 円} + 9,000 \text{ 円} = 66,929 \text{ 円}$$

$$\text{第2段階} \quad (22,906 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 26,400 \text{ 円} + 11,700 \text{ 円} = 69,626 \text{ 円}$$

$$\text{第3段階①} \quad (22,906 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 41,100 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} = 92,129 \text{ 円}$$

$$\text{第3段階②} \quad (22,906 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 41,100 \text{ 円} + 40,800 \text{ 円} = 113,429 \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

◎**要介護3**で個室を利用する場合。

1 割負担

(介護費) (加算分) (処遇改善) (地域分) (居住費) (食費等)

$$(25,187 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 144,566 \text{ 円}$$

$$2 \text{ 割負担} \quad (50,374 \text{ 円} + 8,740 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 178,733 \text{ 円}$$

$$3 \text{ 割負担} \quad (75,561 \text{ 円} + 13,110 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 212,900 \text{ 円}$$

【利用者負担段階負担軽減制度 (特定入所者介護サービス費) 適用の場合】

$$\text{第1段階} \quad (25,187 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 26,400 \text{ 円} + 9,000 \text{ 円} = 69,566 \text{ 円}$$

$$\text{第2段階} \quad (25,187 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 26,400 \text{ 円} + 11,700 \text{ 円} = 72,266 \text{ 円}$$

$$\text{第3段階①} \quad (25,187 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 41,100 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} = 94,766 \text{ 円}$$

$$\text{第3段階②} \quad (25,187 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 41,100 \text{ 円} + 40,800 \text{ 円} = 116,066 \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

◎**要介護4**で個室を利用する場合。

1 割負担

(介護費) (加算分) (処遇改善) (地域分) (居住費) (食費等)

$$(27,408 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 147,134 \text{ 円}$$

$$2 \text{ 割負担} \quad (54,816 \text{ 円} + 8,740 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 183,868 \text{ 円}$$

$$3 \text{ 割負担} \quad (82,224 \text{ 円} + 13,110 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 220,602 \text{ 円}$$

【利用者負担段階負担軽減制度 (特定入所者介護サービス費) 適用の場合】

$$\text{第1段階} \quad (27,408 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 26,400 \text{ 円} + 9,000 \text{ 円} = 72,134 \text{ 円}$$

$$\text{第2段階} \quad (27,408 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 26,400 \text{ 円} + 11,700 \text{ 円} = 74,834 \text{ 円}$$

$$\text{第3段階①} \quad (27,408 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 41,100 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} = 97,334 \text{ 円}$$

$$\text{第3段階②} \quad (27,408 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 41,100 \text{ 円} + 40,800 \text{ 円} = 118,644 \text{ 円}$$

※小数点以下切り捨て

◎**要介護5**で個室を利用する場合。

1割負担

(介護費)(加算分)(処遇改善)(地域分)(居住費)(食費等)

$$(29,537 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 149,595 \text{ 円}$$

2割負担 $(59,074 \text{ 円} + 8,740 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 188,790 \text{ 円}$

3割負担 $(88,611 \text{ 円} + 13,110 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 62,400 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 227,985 \text{ 円}$

【利用者負担段階負担軽減制度(特定入所者介護サービス費)適用の場合】

第1段階 $(29,537 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 26,400 \text{ 円} + 9,000 \text{ 円} = 74,595 \text{ 円}$

第2段階 $(29,537 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 26,400 \text{ 円} + 11,700 \text{ 円} = 77,295 \text{ 円}$

第3段階① $(29,537 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 41,100 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} = 99,795 \text{ 円}$

第3段階② $(29,537 \text{ 円} + 4,370 \text{ 円}) \times 1.14 \times 1.014 + 41,100 \text{ 円} + 40,800 \text{ 円} = 121,095 \text{ 円}$

※小数点以下切り捨て

◎その他の介護保険給付外サービスの利用料金について

サービスの種類	内 容	金 額
理 髪	月1回 業者による有料散髪	実費
特別な食事	水分 140円(1日当たり) 酒、ヨーグルト、ゼリー等、 実費相当額	
行事・希望外出時等の費用	行事食は要した費用の一部、行楽等屋外行事、ご希望外出は入場料、交通費等は移送費に準じた実費をご負担いただきます。	

※ その他日常生活に必要な物品で本人にご負担いただくことが適当と認められる、以下のことにつきましてはご利用者の全額負担となりますのでご了承ください。

①利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用、個人用の日用品等。(歯ブラシ・歯磨き粉・カミソリ・カミソリ歯、くし・ブラシ各1個) 実費

②利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用、クラブ活動等の材料費。 実費

③健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等) 実費

④私物の洗濯代(個別に外部の業者に取り継ぐ場合のクリーニング代) 実費

⑤利用者及び家族の希望による一時帰宅、外泊等には介護タクシーやタクシー等の交通機関をご利用いただき、その係る費用を利用した業者にお支払いください。 実費

⑥入院時の紙オムツに係る費用 仕入れ値+消費税

(急な入院や身寄りがない等の理由で家族が準備できない場合)

※ 経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合、相当の額に変更することがあります。その場合、2ヶ月前までにご説明します。

8. 利用料金のお支払い方法

前記項目7の利用料金、費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので20日まで下記の方法でお支払いいただきます。

◇ お支払い方法： 金融機関口座からの自動引き落とし
 ◆ ご利用できる金融機関： 福井銀行
 契約者ご指定の口座名（口座番号、名義）をご記入ください

（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

9. 利用者が病院に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下のとおりとなります。

	① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合	
<p>6日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても厚生大臣の定める基準額の1割の額（246円）と居住費をご負担いただきます。</p> <p>尚、入院当日と退院日は施設入所日の扱いとなり、この間の6日間が対象となります。※一時外泊も同様となります。</p>		
	② 7日間以上、3ヶ月以内の入院の場合	
<p>7日間以上入院された場合は、契約を解除することとなります。但し、3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できます。また、満室の場合でも短期入所生活介護を優先的に利用できるものとします。</p>		
	③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合	
<p>3ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、契約を解除することとなります。その後の入所についてはご相談に応じます。</p>		

10. 協力医療機関

医療を必要とする場合は、ご契約者のご希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません

① 協力医療機関 （緊急時協力病院）

医療機関の名称	：	恩賜財団 福井県済生会病院
所在地	：	福井市 和田中 舟橋 7-1
診療科	：	内科、泌尿科、整形外科、眼科、婦人科、脳外科等他病院が開設している診療科
所在地	：	福井市 文京 2丁目 9-1
診療科	：	精神科 内科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称：	医療法人 御幸歯科クリニック
所在地	： 福井市 御幸3丁目 16-34
医療機関の名称：	ヒロ歯科クリニック
所在地	： 福井市文京2丁目17-1

11. 非常災害時の対策

災害時の対応	別に定める「足羽利生苑」消防計画にのっとり対応を行います。
近隣との協力	同敷地内にある「足羽ワークセンター」と、非常時の相互協力体制をとっています。また、梅野町内会長を通じて地域の応援を得ることとしています。
平常時の訓練	別に定める「足羽利生苑」消防計画にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練及び消火器操作訓練を実施しています。
防災設備	スプリンクラー、屋内消火栓、消火器、自動火災報知器、非常通報装置等の防災設備は年2回点検整備しています。 停電、漏電等の電源設備は毎月点検整備しています。
消防計画等	福井東消防署への届出日 H22.7.29 防火管理者 岩本 昌雄（施設長）

12. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族、市町村等に連絡を行なう等必要な措置を講じ、当該事故の状況及び事故に際し採った処置を記録します。尚、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行ないませんが、施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

13. 感染症等対策について

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、その防止の為の指針を整備するとともに、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会及び介護職員、その他の従業者に対する研修会を定期的の実施し、防止対策を職員に周知徹底します。

尚、感染症治療の為、やむを得ず身体拘束を行なう場合があります。その際には、契約書第27条（身体拘束の廃止）にのっとり対応します。

また、来苑されるすべての方に感染対策にご協力いただく場合があります。（1）当施設における苦情の受け付け

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情解決責任者 …岩本 昌雄（社会福祉士・施設長）

苦情窓口担当者 …西野 舞子（介護福祉士・課長）

受付時間…毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～13:00

苦情受付BOXを玄関に設置しています。

(2) ご希望により当法人の設置する第三者委員に苦情や相談を申し出る事が出来ます。

第三者委員 氏名 豊島 雅恵

住所 吉田郡永平寺町松岡春日3-2 TEL (0776) 61-0287

氏名 永井 裕子

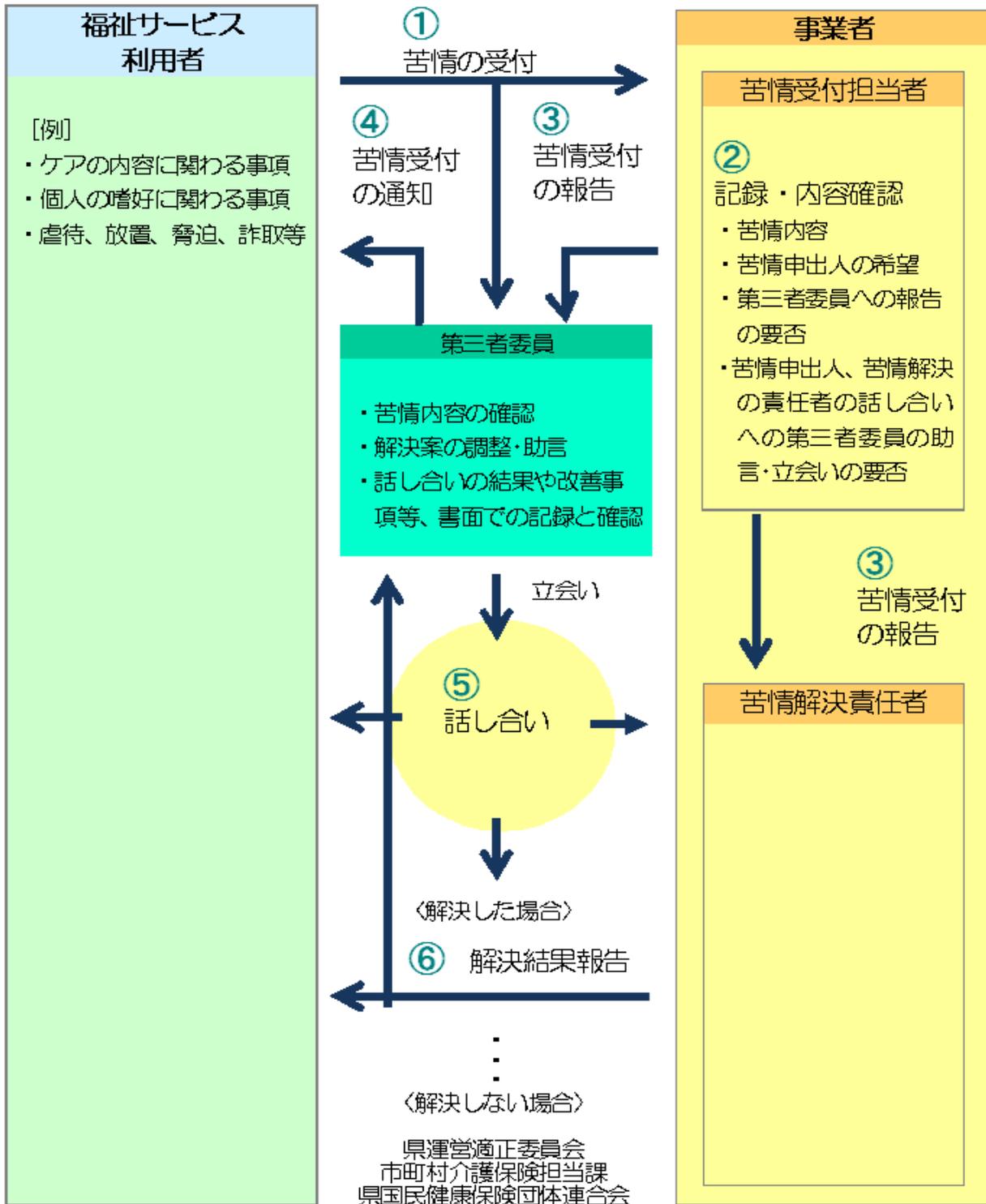
住所 福井市梶野町20-7 TEL (0776) 41-3108

(3) 行政機関、その他受付機関での受け付け

福井市介護保険課	福井県 福井市 大手3-10-1 TEL (0776) 20-5715 FAX (0776) 20-5766
福井市地域包括ケア推進課	福井県 福井市 大手3-10-1 TEL (0776) 20-5400 FAX (0776) 20-5426
坂井地区広域連合 介護保険課	福井県 坂井市坂井町上兵庫40-15 TEL (0776) 72-3305 FAX (0776) 72-3306
鯖江市 長寿福祉課	福井県 鯖江市 西山町13-1 TEL (0778) 53-2218 FAX (0778) 51-8157
永平寺町 福祉保健課	福井県 吉田郡永平寺町 松岡春日1-4 TEL (0776) 61-3920 FAX (0776) 61-3464
敦賀市 介護保険課	福井県 敦賀市 中央町2-1-1 TEL (0770) 22-8180 FAX (0770) 21-8179
国民健康保険団体連合会	福井県 福井市 開発4-202-1 TEL (0776) 57-1614 FAX (0776) 57-1615

(4) 苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行い、その内容等を記録します。又、市町村及び国民健康保険団体連合会からの指導、助言に基づき行った改善について、求めに応じて内容の報告を行います。

苦情解決の仕組み



令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、別に定めるサービス内容説明書並びに、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム） 足羽利生苑

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、事業者から、サービス内容説明書並びに、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

契約者 住所 _____

(続柄 _____) 氏名 _____ 印 _____

利用料金のお支払い方法

◇お支払い方法：金融機関口座からの自動引き落とし

◆ご指定の金融機関と口座名義と番号をご記入下さい

金融機関名 _____

口座名義 _____

口座番号 _____

重要事項説明書

社会福祉法人 足羽福社会

足羽利生苑ショートステイ サービスセンター

足羽利生苑 短期入所生活介護 重要事項説明書

ご利用者に対する短期入所生活介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令37号第125条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 足羽福社会
主たる事務所の所在地	福井市榑野町20-7
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 高村 昌裕
電話番号	(0776) 41-3121

2. ご利用施設

施設の名称	足羽利生苑ショートステイサービスセンター
施設の所在地	福井市榑野町20-7
都道府県知事指定番号	福井県 1870100052号
施設長の氏名	岩本 昌雄
電話番号	(0776) 41-3121
FAX番号	(0776) 41-3642

3. ご利用施設で併せて実施する事業

事業所の名称	福井県知事の指定番号	サービスの種類
足羽利生苑	第1870100052	介護老人福祉施設
足羽利生苑ショートステイサービスセンター	第1870100052	短期入所生活介護
足羽利生苑介護予防ショートサービスセンター	第1870100052	介護予防短期入所生活介護
足羽利生苑居宅介護支援センター	第1870100052	居宅介護支援
事業所の名称	福井県知事の指定番号	サービスの種類
地域密着型介護老人福祉施設足羽利生苑	第1890100660	地域密着型介護老人福祉施設
福井市介護予防・日常生活支援総合事業における		
通所型予防給付相当サービス	第1870100052	通所型予防給付相当サービス
通所型A型サービス	第1870100052	通所型A型サービス

足羽利生苑デイサービスセンターさらく楽	第1890100165	認知所対応型通所介護
足羽利生苑介護予防デイサービスセンターさらく楽	第1890100165	介護予防認知症対応型通所介護

4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	身体上または精神上により、要介護状態になったご利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的あるいは精神的負担の軽減を図るため利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護とその他日常生活の世話、機能訓練、健康管理等により適切な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	<p>① 利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立ったケアを『ケアプラン』を中心とした短期入所生活介護サービス計画で具体化し、その有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう援助します。</p> <p>② 家族、地域社会とのむすびつきを重視し、併設事業との有機的なサービスを総合的に提供し、関係機関や他の事業者との連携により、相談や援助に応じます。</p>
通常の実施地域	サービス(事業)の実施地域は主に福井市内全域とし、福井市外の方については都度、協議の上決定させていただきます。

5. 施設設備の概要 (介護老人福祉施設と共用)

敷地		
建物	構造	鉄筋コンクリート造(耐火構造)一部3階建て
	延床面積	2,286.96㎡
	利用定員	15名

居室設備の種類	室数	備考
個室	6	
4人部屋	17	
食堂	1	
多目的ホール	4	
機能訓練室	1	
一般浴室	1	1階浴室
機械浴室	2	特殊機械浴×2
医務室	1	

洗面所	6	居室外 6 箇所
便 所	5	居室外 1 階 5 箇所

6 . 職 員 体 制

職 種	員数 (常勤換算)	指定基準	職 種	員数 (常勤換算)	指定基準
所長 (管理者)	1 (兼0.1)	1	運転手	3 (兼0.1)	
生活相談員	1 (兼0.1)		嘱託医師 (非常勤)	2	
介護職員	} 4 (兼3.6)	利用者3人に 対し1人以上			
看護職員					
機能訓練指導員	1 (兼0.1)				
管理栄養士	1 (兼0.1)				
調理員	業務委託	適当数			

上記職員は併設の介護予防短期入所生活介護事業所の人員を兼務します。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
所長	正規の勤務時間帯 (9:00～18:00) 常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯 (9:00～18:00) 常勤で勤務
介護職員	早番 (7:00～16:00) 日勤 (9:30～18:30) 遅番 (13:00～22:00) 夜勤 (22:00～翌日7:00) 夜勤 (16:00～翌日9:00)
看護職員	早番 (7:30～16:30) 正規の時間帯 (9:30～18:30)
介護支援専門員	正規の時間帯 (9:30～18:30)

7 . 施 設 サ ー ビ ス 利 用 料 金

別紙、サービス内容説明書に記載する施設サービス利用に係る料金は次のとおりです。

◎介護保険から給付されるサービスの利用料金について

①短期入所生活介護サービス費

介護保険から給付されるサービスの利用料金は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬の告示により計算した指定介護老人福祉施設サービスの1割（介護保険法の定めにより保険給付が9割でな

い場合にはそれに応じた割合) 下記の表による金額をお支払ください。

【従来型個室・多床室の場合】

《厚生労働大臣の定める短期入所生活介護サービス費（1日あたり）》

	短期入所生活介護サービス費	1割負担
要介護1	603単位/日 × 1日 = 6,030	603
要介護2	672単位/日 × 1日 = 6,720	672
要介護3	745単位/日 × 1日 = 7,450	745
要介護4	815単位/日 × 1日 = 8,150	815
要介護5	884単位/日 × 1日 = 8,840	884

① 通常の事業実施地域内での送迎

を行うことが必要と認められる方の送迎加算》

通常の送迎の実施地域内での費用は厚生労働大臣の定める基準によります。

片道 1,840円	⇒	184円
-----------	---	------

② サービス提供体制強化加算 I

介護福祉士の資格を有する職員が介護職員の50%以上を占める割合で配置していることによります。

サービス提供体制強化加算 I 220円	⇒	22円（一日あたり）
---------------------	---	------------

③ 夜勤職員配置加算 III

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回って、かつ喀痰吸引が実施できることによる

夜勤職員配置加算 III 150円	⇒	15円（一日あたり）
-------------------	---	------------

④ 療養食加算について

医師の指示（食事箋）に基づいて糖尿病食等の治療食の提供が行なわれている場合には介護給付加算が算定され、その1割の額をお支払いいただくこととなります。

療養食加算 80円	⇒	8円（一食あたり）
-----------	---	-----------

⑤ 若年性認知症利用者受け入れ加算

若年性認知症の利用者ごとに受け入れ担当者を定めて、短期入所の受け入れを行ったことにより介護給付加算が算定され、その1割の額をお支払い

いただくこととなります。

若年性認知症利用者受け入れ加算 1200円 ⇒ 120円(一日あたり)

⑥ 緊急短期入所受入加算について

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない受け入れを緊急に行った場合の加算。受け入れを行った(7日間)ことにより介護給付加算が算定され、その1割の額をお支払いいただくこととなります。

緊急短期入所受入れ加算 900円 ⇒ 90円(一日あたり)

⑦ 生産性向上推進体制加算Ⅱ

生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行ない、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入する事で介護給付加算が算定され、その1割の額をお支払いいただくこととなります。

生産性向上推進体制加算Ⅱ 100円 ⇒ 10円(一月あたり)

⑧ 長期利用減算

月の利用日数が連続して30日を超える事で発生する減算となります。24時間以上利用がなくなる事でリセットされます。

長期利用減算 -300円 ⇒ -30円(一日あたり)

介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を統一した加算	14.0%
------------	---	-------

地域区分ごとの上乗せ割合	福井市 = 7級地 介護給付費・介護給付費の1単位あたりに1.4%を算定	1.7% 1単位=10.17円
--------------	---	--------------------

◎ 高額介護サービス費について

《高額介護サービス費の制度》

利用者負担第1. 第2段階は月額15,000円、利用者負担第3段階は月額24,600円、利用者負担第4段階は月額37,200円を越えた部分は高額介護サービス費として払戻し手続きがありますので各市町村窓口にお尋ね下さい

◎介護保険給付外サービスの利用料金について

以下の利用料金は全額がご契約者の負担となります。内容については別紙「サービス内容説明書」をご確認下さい。

① < 足羽利生苑の定める食費 >

サービスの種別	内 容	自己負担額
食 事	朝食、昼食、夕食の食材費と調理費相当の食費	朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円

※ 食事代キャンセル料

・利用当日にサービスのご利用をキャンセルした場合の当日分 ・サービス提供中に体調不良、その他の理由で利用を中断した場合の当日分	キャンセル料 朝 300円 昼 600円 夕 600円 (当日予定していた分)
--	---

② < 足羽利生苑の定める滞在費 >

足羽利生苑の滞在費は従来型個室と多床室の2通りからなり、それぞれの負担額は異なります。

【従来型個室の場合】

サービスの種類	内 容	自己負担額
滞 在 費	室料＋光熱費相当	一日当たり 1,230円

【多床室の場合】

サービスの種類	内 容	自己負担額
滞 在 費	光熱費相当	一日当たり 920円

※ 従来型個室に係る自己負担は、既入所者、新規入所者それぞれについて、国の定める経過措置が講じられ、当該経過措置の適用を受けている期間は多床室扱いとなります。

※ 特別養護老人ホームの空きベッドを利用する場合の滞在費も同額となります。

※ 介護サービス費、食費、滞在費に係る利用者負担については、特定入所者生活介護サービス、法人負担減免、高額介護サービス費の負担軽減措置により減額される場合がありますので各市町村の介護保険窓口にお問い

合わせ下さい。

滞 在 費

利用者負担段階	居住費 負担限度額 一日当たり 円
利用者負担第1段階	0円
利用者負担第2段階	430円
利用者負担第3段階①	430円
利用者負担第3段階②	430円

食 費

利用者負担段階	食 費 負担限度額 一日当たり 円
利用者負担第1段階	300円
利用者負担第2段階	600円
利用者負担第3段階①	1,000円
利用者負担第3段階②	1,300円

◎その他の介護保険給付外サービスの利用料金について

サービスの種類	内 容	金 額
理 髪	月1回 業者による有料散髪	実費
喫茶室	各メニュー 同一価格	50円
特別な 食事	水分 140円 (1日当たり) 酒、ヨーグルト、ゼリー等	
行 事 希 望 外 出	行事食は要した費用の一部、行楽等屋外行事、ご希望 外出は入場料、交通費等は移送費に準じた <u>実費</u> をご負担 いただきます。	

※ その他日常生活に必要な物品で本人にご負担いただくことが適当と認められる、以下のことにつきましてはご利用者の全額負担となりますのでご了承ください。

- ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを
施設が提供する場合に係る費用： 個人用の日用品等 実 費
- ② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを
施設が提供する場合に係る費用： クラブ活動等の材料費 実 費
- ③ 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等） 実 費
- ④ 私物の洗濯代（個別に外部の業者に取り継ぐ場合の
クリーニング代） 実 費

※ 経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合、相当の額に変更することがあります。その場合、2ヶ月前までにご説明し

ます。

8. 利用料金のお支払い方法

前記項目7の利用料金、費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日ごろにご請求しますので20日までに下記の方法でお支払いいただきます。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

9. 営業日及びご利用の予約

営業日 : 年中無休

ご予約の方法 : ご利用の予約は、希望される期間の初日の2ヶ月前から受け付けております。

10. 協力医療機関

① 協力医療機関 (緊急時協力病院)

医療機関の名称 :	恩賜財団 福井県済生会病院
所在地 :	福井市 和田中 舟橋7-1
診療科 :	内科 泌尿科 整形外科 婦人科 眼科 脳外科等 病院が開設している診療科

医療機関の名称 :	財団法人 松原病院
所在地 :	福井市 文京2丁目9-1
診療科 :	精神科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称 :	医療法人 御幸歯科クリニック
所在地 :	福井市 御幸3丁目16-4
医療機関の名称 :	ヒロ歯科クリニック
所在地 :	福井市文京2丁目17-1

11. 非常災害時の対策

災害時の対応	別に定める「足羽利生苑」消防計画にのっとり対応を行います。
近隣との協力	同敷地内にある「足羽ワークセンター」と、非常時の相互協力体制をとっています。また、梅野町内会長を通じて地域の応援を得ることとなっています。

平常時の訓練	別に定める「足羽利生苑」消防計画にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練及び消火器操作訓練を実施しています。
防災設備	スプリンクラー、屋内消火栓、消火器、自動火災報知器、非常通報装置等の防災設備は年2回点検整備しています。
	停電、漏電等の電源設備は毎月点検整備しています。
消防計画等	その他、カーテン類の防煙処理、ガス漏れ報知器、生活必需品の備蓄等を整備しています。 防火管理者 岩本 昌雄（施設長）

12. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族、居宅介護支援事業所、市町村、当該の居宅介護支援事業所等に連絡を行なう等必要な措置を講じ、当該事故の状況及び事故に際し採った処置を記録します。尚、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行ないませんが、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

13. 感染症等対策について

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、その防止の為の指針を整備するとともに、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会及び介護職員、その他の従業者に対する研修会を定期的を実施し、防止対策を職員に周知徹底します。

尚、感染症治療の為、やむを得ず身体拘束を行なう場合があります。その際には、契約書第24条（身体拘束の廃止）にのっとり対応します。

また、来苑されるすべての方に感染対策にご協力いただく場合があります。

14. 第三者評価受審について

施設は、提供するサービスに対し、定期的に福祉サービス第三者評価を受審するものとしします。

直近の受審日 令和3年12月7日

評価機関 福井県社会福祉協議会

評価結果の開示状況 足羽福祉会ホームページにて開示

15. 苦情の受け付けについて

(1) 当事業所における苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情解決責任者… 岩本 昌雄（施設長・社会福祉士）

苦情窓口担当者… 西野 舞子（課長・介護福祉士）

◆受付時間 毎週月～土 9：00～17：30

苦情受付BOXを玄関に設置しています。

(2) ご希望により当法人の設置する第三者委員に苦情や相談を申出ることが出来ます。

◆第三者委員 氏名 豊島 雅恵

住所 吉田郡永平寺町松岡春日3-2 TEL (0776) 61-0287

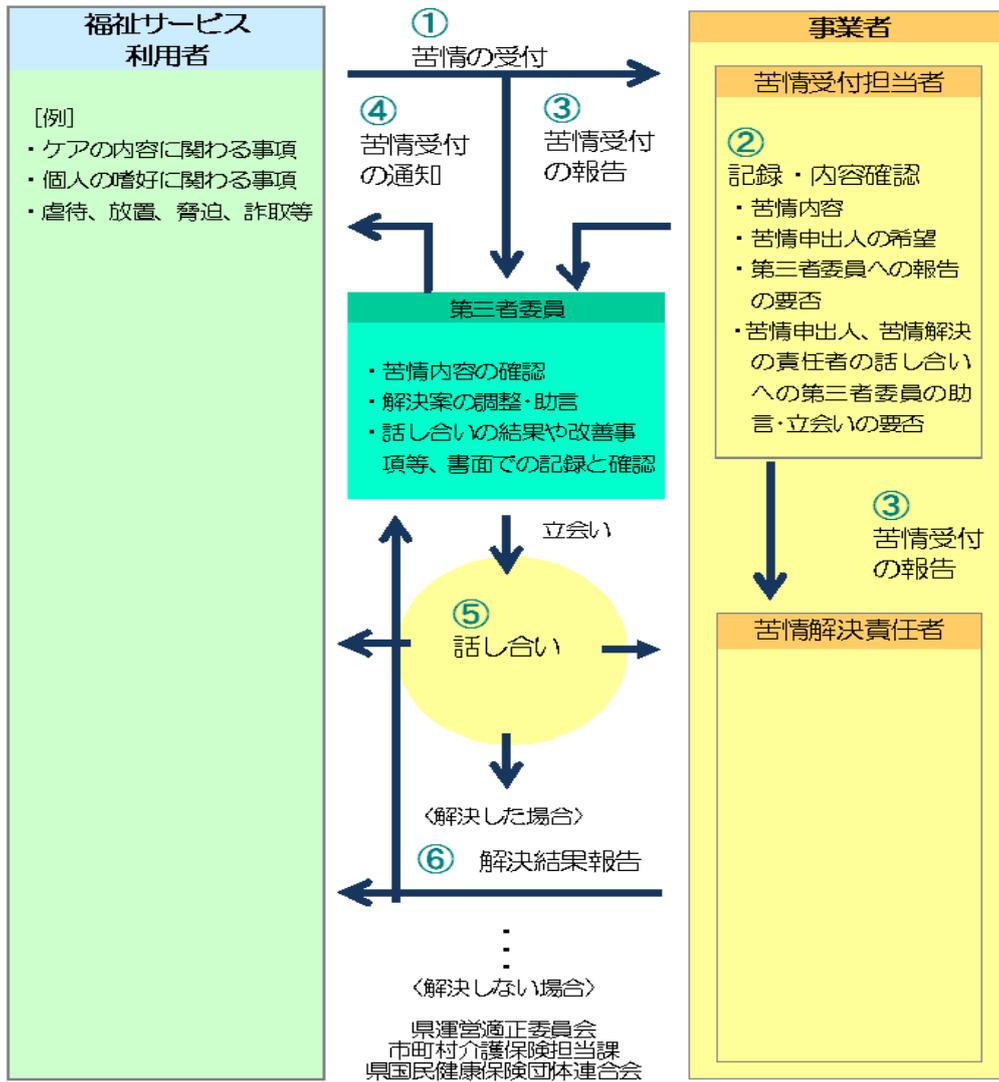
氏名 永井 裕子

住所 福井市梅野町20-7 TEL (0776) 41-3108

苦情やご相談は以下の窓口でも受けることができます。

福井市役所	所在地	： 福井市 大手3丁目
介護保険担当課	TEL	： (0776) 20-5715
国民健康保険	所在地	： 福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館4階
団体連合会	TEL	： 介護保険専用 (0776) 57-1614

苦情解決の仕組み



令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、別に定めるサービス内容説明書並びに、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

足羽利生苑ショートステイサービスセンター

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、事業者より、サービス内容説明書並びに本書面に基づき重要事項の明
明を受けました。

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

重要事項説明書

社会福祉法人 足羽福祉会

**足羽利生苑介護予防
ショートステイサービスセンター**

足羽利生苑 介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

ご利用者に対する短期入所生活介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令37号第125条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 足羽福祉会
主たる事務所の所在地	福井市梅野町20-7
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 高村 昌裕
電話番号	(0776) 41-3121

2. ご利用施設

施設の名称	足羽利生苑介護予防ショートステイサービスセンター
施設の所在地	福井市梅野町20-7
都道府県知事指定番号	福井県 1870100052 号
施設長の氏名	岩本 昌雄
電話番号	(0776) 41-3121
FAX番号	(0776) 41-3642

3. ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定	利用定員
	指定年月日 指定番号	
・介護老人福祉施設	みなし指定 福井 1870100052	59名
・地域密着型介護老人福祉施設	H26・4・1 福井 1890100660	18名
・通所介護	H12・2・29 福井 1870100052	} 20名
・介護予防通所介護	H18・4・1 福井 1870100052	
・認知症対応型通所介護	H19・4・11 福井 1890100165	12名
介護予防認知症対応型通所介護		
・短期入所生活介護	H18・4・1 福井 1870100052	15名 (併設の短期入所生活介護と合わせて)
・居宅介護支援	H11・7・30 福井 1870100052	35名 (介護支援専門員1名につき)

4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	身体上または精神上により、要介護状態になったご利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的あるいは精神的負担の軽減を図るため利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護とその他日常生活の世話、機能訓練、健康管理等により適切な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	<p>① 利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立ったケアを『ケアプラン』を中心とした短期入所生活介護サービス計画で具体化し、その有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう援助します。</p> <p>② 家族、地域社会とのむすびつきを重視し、併設事業との有機的なサービスを総合的に提供し、関係機関や他の事業者との連携により、相談や援助に応じます。</p>
通常の事業 実施地域	サービス(事業)の実施地域は主に福井市内全域とし、福井市外の方については都度、協議の上決定させていただきます。

5. 施設設備の概要 (介護老人福祉施設と共用)

敷地		
建物	構造	鉄筋コンクリート造(耐火構造)一部3階建て
	延床面積	2,286.96㎡
	利用定員	15名

居室設備の種類	室数	備考
個室	6	
4人部屋	17	
食堂	1	
多目的ホール	4	
機能訓練室	1	
一般浴室	1	1階浴室
機械浴室	2	特殊機械浴×2
医務室	1	
洗面所	6	居室外 6箇所
便所	5	居室外 1階5箇所

6. 職員体制

職 種	員数 (常勤換算)	指定基準	職 種	員数 (常勤換算)	指定基準
所長 (管理者)	1 (兼0.1)	1	運転手	3 (兼0.1)	
生活相談員	1 (兼0.1)		嘱託医師(非常勤)	2	
介護職員	} 4 (兼3.6)	} 利用者3人に 対し1人以上			
看護職員					
機能訓練指導員	1 (兼0.1)				
管理栄養士	1 (兼0.1)				
調理員	業務委託	適当数			

上記職員は併設の短期入所生活介護事業所の人員を兼務します。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
所長	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00) 常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯 (9:30~18:30) 常勤で勤務
介護職員	早番 (7:00~16:00) 日勤 (9:30~18:30) 遅番 (13:00~22:00) 夜勤 (22:00~翌日7:00) 夜勤 (16:00~翌日9:00)
看護職員	早番 (7:30~16:30) 正規の時間帯 (9:30~18:30)
介護支援専門員	正規の時間帯 (9:30~18:30)

7. 施設サービス利用料金

別紙、サービス内容説明書に記載する施設サービス利用に係る料金は次のとおりです。

◎介護保険から給付されるサービスの利用料金について

①短期入所生活介護サービス費

介護保険から給付されるサービスの利用料金は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬の告示により計算した指定介護老人福祉施設サービスの1割（介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合にはそれに応じた割合）下記の表による金額をお支払いください。

【従来型個室・多床室の場合】

《厚生労働大臣の定める短期入所生活介護サービス費（1日あたり）》

	短期入所生活介護サービス費	1割負担
要支援1	451単位/日 × 1日 = 4,510	451
要支援2	561単位/日 × 1日 = 5,610	561

① 通常の事業実施地域内での送迎

を行うことが必要と認められる方の送迎加算》

通常の送迎の実施地域内での費用は厚生労働大臣の定める基準によります。

片道 1,840円	⇒	184円
-----------	---	------

② サービス提供体制強化加算 I

介護福祉士の資格を有する職員が介護職員の50%以上を占める割合で配置していることによります。

サービス提供体制強化加算 I 220円	⇒	22円（一日あたり）
---------------------	---	------------

③ 療養食加算について

医師の指示（食事箋）に基づいて糖尿病食等の治療食の提供が行なわれている場合には介護給付加算が算定され、その1割の額をお支払いいただくこととなります。

療養食加算 80円	⇒	8円（一食あたり）
-----------	---	-----------

④ 若年性認知症利用者受け入れ加算

若年性認知症の利用者ごとに受け入れ担当者を定めて、短期入所の受け入れを行ったことにより介護給付加算が算定され、その1割の額をお支払いいただくこととなります。

若年性認知症利用者受け入れ加算 1200円	⇒	120円（一日あたり）
-----------------------	---	-------------

⑤ 緊急短期入所受入加算について

利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、許多億サービス計画に位置付けられていない受け入れを緊急に行った場合の加算。受け入れを行った(7日間)ことにより介護給付加算が算定され、その1割の額をお支払い

いただくこととなります。

緊急短期入所受け入れ加算 900円

90円(一日あたり)

⑥ 生産性向上推進体制加算Ⅱ

生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行ない、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入する事で介護給付加算が算定され、その1割の額をお支払いいただくこととなります。

生産性向上推進体制加算Ⅱ 100円

⇒

10円(一月あたり)

⑦ 長期利用減算

月の利用日数が連続して30日を超える事で発生する減算となります。24時間以上利用がなくなる事でリセットされます。

長期利用減算 -300円

⇒

-30円(一日あたり)

介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を統一した加算	14.0%
------------	---	-------

※令和6年6月より算定開始

地域区分ごとの上乗せ割合	福井市 = 7級地 介護給付費・介護給付費の1単位あたりに1.7%を算定	1.7% 1単位=10.17円
--------------	---	--------------------

◎高額介護サービス費について

《高額介護サービス費の制度》

利用者負担第1. 第2段階は月額15,000円、利用者負担第3段階は月額24,600円、利用者負担第4段階は月額37,200円を越えた部分は高額介護サービス費として払戻し手続きがありますので各市町村窓口にお尋ね下さい

◎介護保険給付外サービスの利用料金について

以下の利用料金は全額がご契約者の負担となります。内容については別紙「サービス内容説明書」をご確認下さい。

① ≪ 足羽利生苑の定める食費 ≫

サービスの種別	内 容	自己負担額
食 事	朝食、昼食、夕食の食材費と調理費相当の食費	朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円

※食事代キャンセル

・利用当日にサービスのご利用をキャンセルした場合の当日分 ・サービス提供中に体調不良、その他の理由で利用を中断した場合の当日分	キャンセル料 朝300円 昼600円 夕600円 (当日予定していた分)
--	--

② ≪ 足羽利生苑の定める滞在費 ≫

足羽利生苑の滞在費は従来型個室と多床室の2通りからなり、それぞれの負担額は異なります。

【従来型個室の場合】

サービスの種類	内 容	自己負担額
滞 在 費	室料＋光熱費相当	一日当たり 1,230円

【多床室の場合】

サービスの種類	内 容	自己負担額
滞 在 費	光熱費相当	一日当たり 920円

- ※ 従来型個室に係る自己負担は、既入所者、新規入所者それぞれについて、国の定める経過措置が講じられ、当該経過措置の適用を受けている期間は多床室扱いとなります。
- ※ 特別養護老人ホームの空きベッドを利用する場合の滞在費も同額となります。
- ※ 介護サービス費、食費、滞在費に係る利用者負担については、特定入所者生活介護サービス、法人負担減免、高額介護サービス費の負担軽減措置により減額される場合がありますので各市町村の介護保険窓口にお問い合わせ下さい。

滞 在 費

利用者負担段階	居住費 負担限度額 一日当たり 円
利用者負担第1段階	0円
利用者負担第2段階	430円
利用者負担第3段階①	430円
利用者負担第3段階②	430円

食 費

利用者負担段階	食 費 負担限度額 一日当たり 円
利用者負担第1段階	300円
利用者負担第2段階	600円
利用者負担第3段階①	1,000円
利用者負担第3段階②	1,300円

◎その他の介護保険給付外サービスの利用料金について

サービスの種類	内 容	金 額
理 髪	月1回 業者による有料散髪	実費
喫茶室	メニュー 同一価格	50円
特別な食事	水分 140円1(1日当たり) 酒、ヨーグルト、ゼリー等	
行 事 希望 外出	行事食は要した費用の一部、行楽等屋外行事、ご希望外出は入場料、交通費等は移送費に準じた <u>実費</u> をご負担いただきます。	

※ その他日常生活に必要な物品で本人にご負担いただくことが適当と認められる、以下のことにつきましてはご利用者の全額負担となりますのでご了承ください。

- ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用

個人用の日用品等 実 費

- ② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用

クラブ活動等の材料費 実 費

- ③ 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等） 実 費

- ④ 私物の洗濯代（個別に外部の業者に取り継ぐ場合のクリーニング代） 実 費

※ 経済状況の著しい変化その他、やむを得ない事由がある場合、相当

の額に変更することがあります。その場合、2ヶ月前までにご説明します。

8. 利用料金のお支払い方法

前記項目7の利用料金、費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日ごろにご請求しますので20日までに下記の方法でお支払いいただきます。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

9. 営業日及びご利用の予約

営業日 : 年中無休

ご予約の方法 : ご利用の予約は、希望される期間の初日の2ヶ月前から受け付けております。

10. 協力医療機関

① 協力医療機関 (緊急時協力病院)

医療機関の名称 :	恩賜財団 福井県済生会病院
所在地 :	福井市 和田中 舟橋7-1
診療科 :	内科 泌尿科 整形外科 婦人科 眼科 脳外科等 病院が開設している診療科

医療機関の名称 :	財団法人 松原病院
所在地 :	福井市 文京2丁目9-1
診療科 :	精神科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称 :	医療法人 御幸歯科クリニック
所在地 :	福井市 御幸3丁目16-4
医療機関の名称 :	ヒロ歯科クリニック
所在地 :	福井市文京2丁目17-1

11. 非常災害時の対策

災害時の対応	別に定める「足羽利生苑」消防計画にのっとり対応を行います。
--------	-------------------------------

近隣との協力	同敷地内にある「足羽ワークセンター」と、非常時の相互協力体制をとっています。また、梅野町内会長を通じて地域の応援を得ることとなっています。
平常時の訓練	別に定める「足羽利生苑」消防計画にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練及び消火器操作訓練を実施しています。
防災設備	スプリンクラー、屋内消火栓、消火器、自動火災報知器、非常通報装置等の防災設備は年2回点検整備しています。
	停電、漏電等の電源設備は毎月点検整備しています。
消防計画等	その他、カーテン類の防煙処理、ガス漏れ報知器、生活必需品の備蓄等を整備しています。 防火管理者 岩本 昌雄（施設長）

12. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族、居宅介護支援事業所、市町村、当該の居宅介護支援事業所等に連絡を行なう等必要な措置を講じ、当該事故の状況及び事故に際し採った処置を記録します。尚、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行ないませんが、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

13. 感染症等対策について

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、その防止の為の指針を整備するとともに、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会及び介護職員、厨房職員その他の従業者に対する研修会を定期的の実施し、防止対策を職員に周知徹底します。

14. 第三者評価受審について

施設は、提供するサービスに対し、定期的に福祉サービス第三者評価を受審するものとします。

直近の受審日 平成30年7月12日

評価機関 福井県社会福祉協議会

評価結果の開示状況 足羽福祉会ホームページにて開示

15. 苦情の受け付けについて

(1) 当事業所における苦情の受け付け

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情解決責任者… 岩本 昌雄（施設長・社会福祉士）

苦情窓口担当者… 西野 舞子（課長、介護福祉士）

◆受付時間 毎週月～金 9：00～17：30

土 9：00～17：30

苦情受付BOXを玄関に設置しています。

(2) ご希望により当法人の設置する第三者委員に苦情や相談を申出ることが出来ます。

◆ 第三者委員

氏名 豊島 雅恵

住所 吉田郡永平寺町松岡春日3-2 TEL (0776) 61-0287

氏名 永井 裕子

住所 福井市梅野町20-7 TEL (0776) 41-3108

苦情やご相談は以下の窓口でも受けることができます。

福井市役所	所在地	：	福井市 大手3丁目
介護保険担当課	TEL	：	(0776) 20-5715
福井市役所			
地域包括ケア推進課	Tel	：	(0776) 20-5400
国民健康保険	所在地	：	福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館4階
団体連合会	TEL	：	介護保険専用 (0776) 57-1614

苦情解決の仕組み

事業者

福祉サービス
利用者

(例)

①ケアの内容に関わる事項

②個人の嗜好に関わる事項

③虐待、放置、脅迫、搾取等

(1) 苦情の受付

(4) 苦情受付の通知

(3) 苦情受付の報告

第三者委員

ア. 苦情内容の確認

イ. 解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等書面での記録と確認

苦情受付担当者

(2) 記録。内容確認

ア. 苦情内容

イ. 苦情申出人の希望

ウ. 第三者委員への報告の要否

エ. 苦情申出人、苦情解決の責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立会の要否

苦情受付の報告

苦情解決責任者

立会い

(5) 話し合い

(6) 解決した場合

解決結果報告

※ 解決しない場合

県運営適正化委員会、市町村介護保険担当課
県国民健康保険団体連合会

(4) 苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行い、その内容等を記録します。
又、市町村及び国民健康保険団体連合会からの指導、助言に基づき行った改善について、求めに応じて内容の報告を行います。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、別に定めるサービス内容説明書並びに、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

足羽利生苑介護予防ショートステイサービスセンター

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、事業者より、サービス内容説明書並びに本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

重要事項説明書

社会福祉法人 足羽福社会

足羽利生苑

デイサービスセンター

足羽利生苑デイサービスセンター 重要事項説明書

当事業は、通所介護サービスの情報提供開始にあたり、の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。但し、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1. 事業所経営法人
2. ご利用事業所の概要
3. 職員の職種および職務内容
4. 営業日及び営業時間
5. サービス提供実施地域
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. 災害時の対策について
8. 苦情の受付について
9. 虐待防止について
10. 事故発生時の対応について
11. 感染症予防対策について
12. 記録の保存について
13. 緊急時の対応について

1. 事業所経営法人

法人の名称	社会福祉法人 足羽福祉会
主たる事務所の所在地	〒910-2178 福井市梅野町20-7
代表者（職名・氏名）	理事長 高村 昌裕
設立年月日	昭和43年6月13日
電話番号	0776-41-3108

2. ご利用事業所の概要

(1) 施設概要

ご利用事業所の名称	足羽利生苑デイサービスセンター	
サービスの種類	通所介護（福井市指定）	
事業所の所在地	〒910-2178 福井市 梅野町20-7	
事業所の管理者	岩本 昌雄	
電話番号・FAX番号	TEL 0776-41-3121	FAX 0776-41-3642
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日	1870100052
利用定員	定員20人	

通常の事業の実施地域	福井市
面積	6557.30㎡（足羽利生苑、足羽ワークセンターも含む）
建物概要	鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根2階建て 述べ床面積 502.33㎡
損害賠償責任保険	あいおい損保保険

(2) 主な設備

◇ 通所介護・福井市総合事業通所型A型・認知症対応型通所介護(デイサービス館)

室名	事業名面積	通所介護	認知通所	A型	※共用室	面積	通所介護	認知通所	※共用室面積	通所介護	認知通所	
食堂機能訓練室		145.17	117.43	38.40	※浴室	37.91	23.69	14.22	※玄関	30.32	18.95	11.37
静養室		15.93	15.40		※脱衣室	25.04	15.65	9.39	※その他	階段室 16.26	EV室 10.14	
トイレ		3.46	4.00		※通路	22.15	13.84	8.31	通所介護	238.94㎡	通所A型 38.40㎡	
相談室			14.76		※身障トイレ	3.60	2.25	1.35	認知症対応型通所介護	196.23㎡	その他	26.40㎡
計		202.96	151.59	38.40	計	88.70	55.43	33.27			延床面積	499.97㎡

(3) ご利用施設であわせて実施する事業

事業所の名称	福井県知事の指定番号	サービスの種類
足羽利生苑	第1870100052	介護老人福祉施設
足羽利生苑ショートステイサービスセンター	第1870100052	短期入所生活介護
足羽利生苑介護予防ショートステイサービスセンター	第1870100052	介護予防短期入所生活介護
足羽利生苑居宅介護支援センター	第1870100052	居宅介護支援
事業所の名称	福井市の指定番号	サービスの種類
地域密着型介護老人福祉施設 足羽利生苑	第1890100660	地域密着型介護老人福祉施設
福井市介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型予防給付相当サービス 通所型A型サービス	第1870100052 第1870100052	通所型予防給付相当サービス 通所型A型サービス
足羽利生苑デイサービスセンター きらく楽	第1890100165	認知症対応型通所介護
足羽利生苑介護予防デイサービスセンター きらく楽	第1890100165	介護予防認知症対応型通所介護

(4) 事業の目的と運営方針

目的…利用者に対し居宅サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにご家族の身体的或いは精神的負担の軽減を図るため、適切な通所介護サービスを提供することを目的とする。

事業所の運営方針

「生き生きと」・「安心して」・「わがままに生きたい」利用者様の思いを受け止め、共に生きる日々の行動を実践しましょう。

- 一. その人の生き方に尊敬を
- 一. 命の尊さを念頭に
- 一. その人への笑顔を忘れずに
- 一. 心の込もった言葉と表情を最善を尽くすことに誇りを持ちましょう

3. 職員の職種および職務内容

当事業所では、利用者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名(兼)	事業所と職員の業務及び管理を一元的に行う。
生活相談員	2名(1兼)	利用者が自立した日常生活が営めるよう、利用者または家族に対し、相談援助にあたり、更にサービスの調整および他の機関との連携を行う。
介護職員	2名以上	利用者の心身の状況を的確に把握し、世話や介護を適切に行う。
看護職員	1名	利用者の健康状態を的確に把握し、健康維持のため、適切な措置を講じる。
機能訓練指導員	1名	日常生活上必要な機能の維持に努めるため、適切な訓練を行う。
運転手	2名(兼)	利用者の身体状況を把握し、安全にすることを十分に心がけるとともに、緊急時には対応マニュアルに基づいた行動をとる。

※上記の職員は、通所介護事業所及び通所型予防給付相当サービス事業所の人員を兼務する。

【主な職員の勤務体制】

職種	勤務体制
介護職員	日勤(8:30～17:30)
看護職員	正規の時間帯(8:30～17:30)
生活相談員	正規の時間帯(8:30～17:30) 常勤で勤務

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し、12月31日～1月3日までを除きます。
営業時間	8:30 ～ 17:30 まで 但し、特別に必要な場合はこの限りではありません。
サービス提供時間	8:30 ～ 17:00 まで

5. サービス提供実施地域

当事業所は 福井市内 を中心に事業を運営します。

(旭、和田、酒生、日之出、岡保、円山、東郷、下宇坂の各地区)

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

【通所介護計画等の作成】

通所介護計画の作成にあたっては、居宅サービス計画の内容に沿って作成しその内容についての説明を行い、同意を得ます。又、作成した際には、通所介護計画を交付します。

【介護】

当事業所において利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 一、利用者の日常生活における家事を、その心身の状況等に応じてそれぞれの役割を持って行うための適切な支援
- 二、身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
- 三、排泄の自立についての必要な支援
- 四、おむつ使用者について排泄の自立を図り、そのおむつの適切な取り替え
- 五、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

【食事の提供】

利用者の心身状況及び嗜好を考慮し、必要に応じて治療食などを栄養士の管理のもとで提供する。また、利用者が通常のメニューの他に希望する特別な食事などについては健康に充分配慮すると共に、ご家族の同意を得たうえで提供する。

食事の提供時間は、基本的な時間設定は行なうが利用者個々に応じて提供する。食事の提供に当たっては別途料金をご負担いただきます。

〔機能訓練〕

利用者の心身の状況に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の改善または維持のための訓練。

【健康管理】

常に利用者の健康の状況に注意すると共に健康保持の為の適切な措置を講ずる。

【相談援助】

常に利用者の心身の状態、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者またはそのご家族に対し、適切な相談、助言と必要な援助を行う。

【社会生活上の便宜の提供等】

常に利用者のご家族との連携を図り、交流等の機会を確保するよう努めるとともに、必要に応じて行政機関における諸手続きなどの代行事務、適宜のレクリエーション行事その他日常生活におけるいろいろな便宜を供与する。

【その他】

事業所の目的、運営の方針に係る必要な援助。

(2) 介護保険給付の対象となるサービス

介護保険の給付されるサービスの利用料金は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額をお支払いください。尚、サービス利用料金は利用者様の要介護度に応じて異なります。

(3) 通所介護サービス費（利用1回当たりの時間別単位）

所要時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3～4時間	370単位	423単位	479単位	533単位	588単位
4～5時間	388単位	444単位	502単位	560単位	617単位
5～6時間	570単位	673単位	777単位	880単位	984単位
6～7時間	584単位	689単位	796単位	901単位	1008単位
7～8時間	658単位	777単位	900単位	1023単位	1148単位

【加 算に ついて】

利用者の要望及び状態に応じて、様々な対応をさせていただきます。但し、これらの対応に関しましては、別途費用を申し受けます。

(通所介護加算項目)

- ☆ 栄養アセスメント加算… 50単位/月
- ☆ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)… 5単位/(6月に1回を限度)
- ☆ 科学的介護推進体制加算… 40単位/月
- ☆ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ… 56単位/日
- ☆ 入浴介助加算(Ⅰ)… 40単位/日
- ☆ 入浴介助加算(Ⅱ)… 55単位/日
- ☆ ADL維持等加算(Ⅰ)… 30単位/月
- ☆ 若年性認知症利用者受け入れ加算… 60単位/日
- ☆ 認知症加算… 60単位/日
- ☆ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ… 22単位/日
- ☆ **介護職員処遇改善加算Ⅰ… 一か月のサービス全合計の9.2%**

(通所介護減算項目)

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。
減算の種類

- ☆ 送迎を利用しない場合の減算 - 47単位/回・片道
- ☆ 定員超過・人員欠如による減算割合 70%

※上記の金額から10.14単位/円の金額を乗じた額が実際の費用負担額となります。

$$\text{一か月の利用料金} = \text{一か月の利用単位数} \times (\text{地域区分}) 10.14 \times (\text{負担割合分})$$

- ※ 契約者がまだ要介護認定等を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて負担額が変更します。
- ※ 介護保険給付の支給限度額を越えてサービスを利用される場合は額が自己負担となります。

(4) 介護保険の対象とならないサービス

① 食費

下記の食費に関する事項が全額自己負担となり介護保険給付以外のサービスとなります。

《足羽利生苑デイサービスセンターの定める食費》

サービスの種別	内 容	自己負担額
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食、昼食、夕食の食材費と ・栄養管理、調理費相当の食費 	朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円
食事のキャンセル代	<ul style="list-style-type: none"> ・利用当日にサービスのご利用をキャンセルした場合の当日分 ・サービス提供中に体調不良、その他の理由で利用を中断した場合の当日分 	キャンセル料 朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円

② 特別な食事

利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供いたします。水分を利用者の意向や嗜好に基づいて提供しているため、特別な食事としてご請求させていただきます。

水分代 1日140円

③ 理容・美容

定期的に外部業者による有料散髪を行ないます。利用者のご希望に応じて利用いただけます。

利用料金：2,000円～

④ レクリエーション・クラブ活動

趣味の活動の場合は、材料代をいただくことがあります（生花の花代など）

利用料金：要した費用の実費

⑤ 行事及び希望外出

行事食、入場料、交通費等要した費用をご負担いただきます。

利用料金：要した費用の実費

⑥ その他

日常生活に必要な物品につきましては利用者の全額負担となりますのでご了承ください。

(5) 利用料金のお支払方法

前期 (3) (4) の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので20日までに以下の方法でお支払いいただきます。(1ヶ月に満たさない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

費用の支払いは、現金又は利用者の金融機関口座から自動引落としにより、指定日までにごください。

7. 災害時の対策について

災害時の対応	別に定める「足羽利生苑」消防計画に基づき対応を行います。
近隣との協力	近隣の「福井済生会病院」および「本定医院」と連携し、非常時の相互協力体制を整えています。
平常時の訓練	別に定める「足羽利生苑」消防計画に基づき年2回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練及び消火器操作訓練を実施しています。
防災設備	スプリンクラー、消火用散水栓、消火器、自動火災報知器、非常通報装置等の防災設備は年2回点検整備しています。 停電、漏電等の電源設備は毎月点検整備しています。その他、カーテン類の防煙処理、ガス漏れ報知器、生活必要品の備蓄等を整備しています。

8. 苦情の受け付け

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口でお受けします。

窓口担当者	西野 舞子
ご利用時間	8:30~17:30 直接またはお電話にてお受けします。 TEL(0776)41-3121

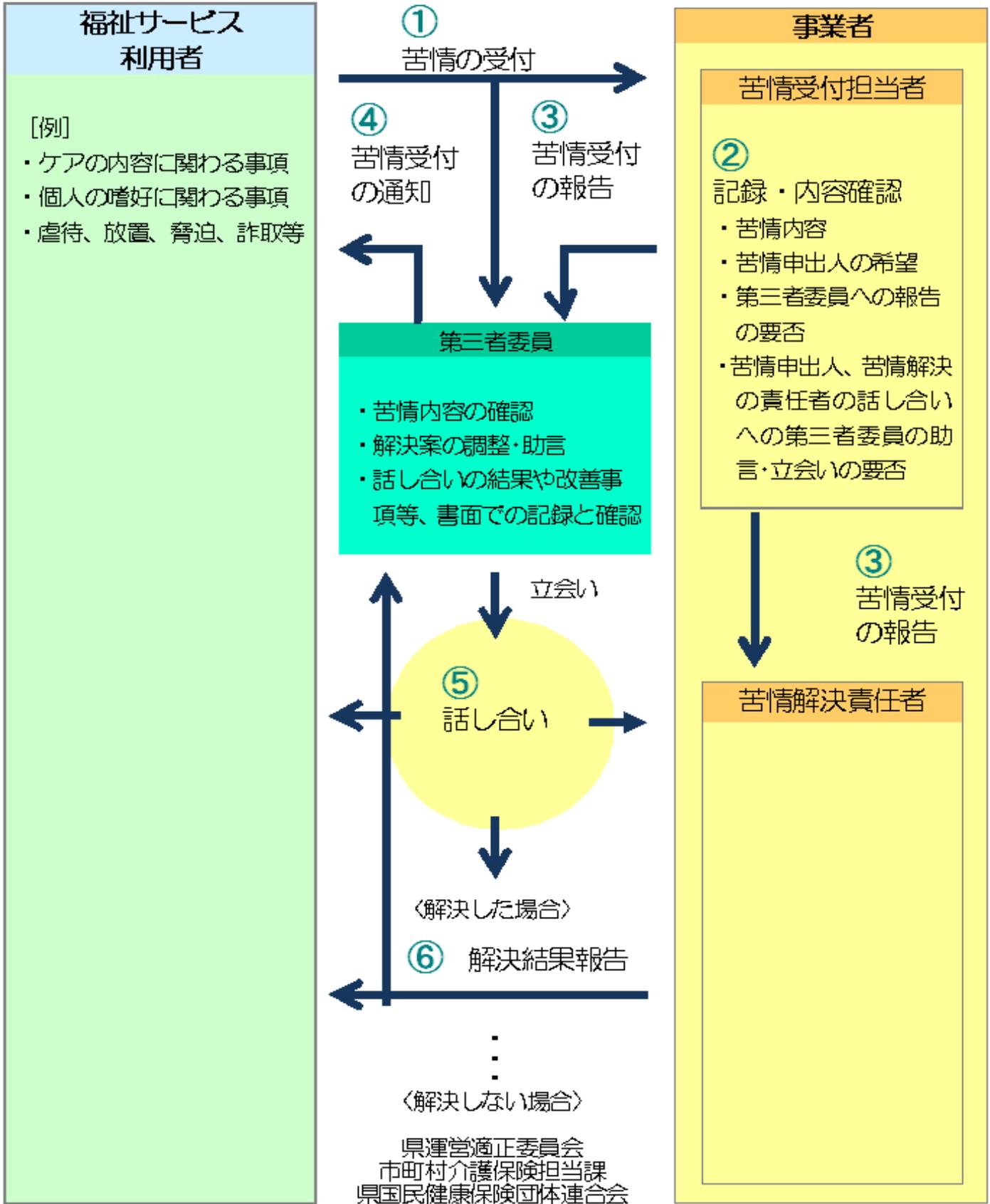
(2) ご希望により当法人が設置する第三者委員に苦情やご相談を申し出ることができます。

	氏 名 住 所
第三者委員	豊島 雅恵 (とよしま まさえ)
	吉田郡永平寺町松岡春日3-2 TEL(0776)61-0287
	永井 裕子 (ながい ゆうこ)
	福井市梅野町20-7 TEL(0776)41-3108

(3) 行政機関その他の苦情受け付け機関

福井市 介護保険課	福井市大手3-10-1
	TEL(0776)20-5715
	FAX(0776)20-5766
国民健康保険 団体連合会	福井市開発4-202-1
	福井県自治会館4F
	TEL(0776)57-1614
	FAX(0776)57-1615

苦情解決の仕組み



9. 虐待防止について

※ 事業所は利用者の権利の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

※ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町に通報します。

10. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町（坂井郡広域連合も含む）当該利用者のご家族へ連絡を行うと共に必要な措置を講じ、事故に際して取った処置を記録します。又、賠償すべき事故が、発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。合わせて、事故が発生した際は、その原因を解明し、再発生を防ぎます。また日頃より事故の予防も兼ね、マニュアルの作成やサービスの質の向上を図り事業所内外での研修の機会を設けるなどの対策を行ないます。

11. 感染症予防対策について

感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のために、現状確認及び予防を含む対応策を月に1回以上代表者にて検討し、マニュアル化や研修を開催し職員に周知徹底すると共に、日頃より必要事項については来園された方全てに協力をお願いし予防します。

12. 記録の保存について

指定 通所介護サービスの提供にかかる記録は、5年間保存します。

重要事項説明書

社会福祉法人 足羽福社会

足羽利生苑デイサービスセンター

福井市介護予防・日常生活支援総合事業

通所型予防給付相当サービス

重要事項説明書

当事業所は、福井市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型予防給付相当サービスの提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します

目次

1. 事業所経営法人
2. ご利用事業所の概要
3. 職員の職種および職務内容
4. 営業日及び営業時間
5. サービス提供実施地域
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. 災害時の対策について
8. 苦情の受付について
9. 虐待防止について
10. 事故発生時の対応について
11. 感染症予防対策について
12. 記録の保存について
13. 緊急時の対応について

1. 事業所経営法人

法人の名称	社会福祉法人 足羽福祉会
主たる事務所の所在地	〒910-2178 福井市榎野町20-7
代表者（職名・氏名）	理事長 高村 昌裕
設立年月日	昭和43年6月13日
電話番号	0776-41-3108

2. ご利用事業所の概要

(1) 施設概要

ご利用事業所の名称	福井市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型予防給付相当サービス	
サービスの種類	通所介護（福井市指定）	
事業所の所在地	〒910-2178 福井市 榎野町20-7	
事業所の管理者	岩本 昌雄	
電話番号・FAX番号	TEL 0776-41-3121	FAX 0776-41-3642
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日	1870100052
利用定員	定員20人（定員は併設の通所介護事業所と合わせて1日20名）	
通常の事業の実施地域	福井市	
面積	6557.30㎡（足羽利生苑、足羽ワークセンターも含む）	

建物概要	鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根 2階建て 述べ床面積 502.33㎡
損害賠償責任保険	あいおい損保保険

(2) 主な設備

◇ 通所介護・福井市総合事業通所型A型・認知症対応型通所介護(デイサービス館)

室名	事業名	通所介護	認知通所	A型	※共用室	面積	通所介護	認知通所	※共用室面積	通所介護	認知通所	延床面積	
食堂機能訓練室		145.17	117.43	38.40	※浴室	37.91	23.69	14.22	※玄関	30.32	18.95	11.37	
静養室		15.93	15.40		※脱衣室	25.04	15.65	9.39	※その他	階段室	16.26	EV室	10.14
トイレ		3.46	4.00		※通路	22.15	13.84	8.31	通所介護	238.94㎡	通所A型	38.40㎡	
相談室			14.76		※昇降トイレ	3.60	2.25	1.35	認知症対応型通所介護	196.23㎡	その他	26.40㎡	
計		202.96	151.59	38.40	計	88.70	55.43	33.27				延床面積	499.97 ㎡

(3) ご利用施設であわせて実施する事業

事業所の名称	福井県知事の指定番号	サービスの種類
足羽利生苑	第1870100052	介護老人福祉施設
足羽利生苑ショートステイサービスセンター	第1870100052	短期入所生活介護
足羽利生苑介護予防ショートステイサービスセンター	第1870100052	介護予防短期入所生活介護
足羽利生苑デイサービスセンター	第1870100052	通所介護
足羽利生苑居宅介護支援センター	第1870100052	居宅介護支援
事業所の名称	福井市の指定番号	サービスの種類
地域密着型介護老人福祉施設 足羽利生苑	第1890100660	地域密着型介護老人福祉施設
福井市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型A型サービス	第1870100052	通所型A型サービス
足羽利生苑デイサービスセンター きらく楽	第1890100165	認知症対応型通所介護
足羽利生苑介護予防デイサービスセンター きらく楽	第1890100165	介護予防認知症対応型通所介護

(4) 事業の目的と運営方針

目的…

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

方針…

- ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、福井市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療

サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

- ・ 通所型予防給付相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・ 上記のほか、福井市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

3. 職員の職種および職務内容

当事業所では、利用者に対して通所型予防給付相当サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名(兼)	事業所と職員の管理及び、業務の管理を一元的に行うと共に、通所型予防給付相当サービスの実施に関し事業所の従事者に対し、遵守すべき事項について指揮命令をおこなう。
生活相談員	1名 (1兼)	利用者及び利用者の家族の必要な相談意応じるとともに、適切なサービスが提供されるような事業所内のサービスの調整や他のサービスの事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携をおこなう。
介護職員	2名 以上	利用者の必要な日常生活上の支援をおこなう。
看護職員	1名	利用者の健康管理及び看護を行うとともに、事業所における衛生管理等の業務を行う。
機能訓練指導員	1名	利用者の心身の状況に応じて自立した日常生活を営むのに必要な機能の維持又は向上のための機能訓練を行う。
運転手	2名(兼)	利用者の身体状況を把握し、安全にすることを十分に心がけるとともに、緊急時には対応マニュアルに基づいた行動をとる。

※上記の職員は、通所介護事業所及び通所型予防給付相当サービス事業所の人員を兼務する。

【主な職員の勤務体制】

職種	勤務体制
介護職員	日勤(8:30~17:30)
看護職員	正規の時間帯(8:30~17:30)
生活相談員	正規の時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務

4. 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日 但し、12月31日～1月3日までを除きます。
営業時間	7:30 ～ 18:30 まで 但し、特別に必要ある場合はこの限りではありません。
サービス提供時間	8:30 ～ 17:00 まで
時間延長対応時間	17:00 ～ 19:00

5. サービス提供実施地域

当事業所は 福井市内 を中心に事業を運営します。

(旭、和田、酒生、日之出、岡保、円山、東郷、下宇坂の各地区)

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービスの概要

【通所介護計画等の作成】

通所介護計画の作成にあたっては、居宅サービス計画の内容に沿って作成しその内容についての説明を行い、同意を得ます。又、作成した際には、通所介護計画を交付します。

【介護】

当事業所において利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 一、 利用者の日常生活における家事をその心身の状況等に応じてそれぞれの役割を持って行うための適切な支援
- 二、 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
- 三、 排泄の自立についての必要な支援
- 四、 おむつ使用者について排泄の自立を図り、そのおむつの適切な取り替え
- 五、 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

【食事の提供】

利用者の心身状況及び嗜好を考慮し、必要に応じて治療食などを栄養士の管理のもとで提供する。また、利用者が通常のメニューの他に希望する特別な食事などについては健康に充分配慮すると共に、ご家族の同意を得たうえで提供する。

食事の提供時間は、基本的な時間設定は行なうが利用者個々に応じて提供する。

食事の提供に当たっては別途料金をご負担いただきます。

〔機能訓練〕

利用者の心身の状況に応じ、日常生活を送るのに必要な機能の改善または維持のための訓練。

【健康管理】

常に利用者の健康の状況に注意すると共に健康保持の為の適切な措置を講ずる。

【相談援助】

常に利用者の心身の状態、その置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者またはそのご家族に対し、適切な相談、助言と必要な援助を行う。

【社会生活上の便宜の提供等】

常に利用者のご家族との連携を図り、交流等の機会を確保するよう努めるとともに、必要に応じて行政機関における諸手続きなどの代行事務、適宜のレクリエーション行事その他日常生活におけるいろいろな便宜を供与する。

【その他】

事業所の目的、運営の方針に係る必要な援助。

(2) 介護保険給付の対象となるサービス

介護保険の給付されるサービスの利用料金は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額をお支払いください。

尚、サービス利用料金は利用者様の要介護度に応じて異なります。

(3) 予防給付相当サービス 月額単価

予防給付相当		
対象者・頻度	1回	月額上限
要支援1相当・事業対象者（月5回上限）	436単位	1, 798単位/月
要支援2相当（月9回上限）	447単位	3, 621単位/月

【加算について】

利用者の要望及び状態に応じて、様々な対応をさせていただきます。但し、これらの対応に関しましては、別途費用を申し受けます。

- ☆ 栄養アセスメント加算 50単位/月
- ☆ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位/6ヵ月に1回
- ☆ 科学的介護推進体制加算 40単位/月
- ☆ 若年性認知症受入加算 240単位/月
- ☆ サービス提供体制強化加算Ⅰ…事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士の割合が40%以上の場合に加算されます。

要支援1相当… 88単位/月

要支援2相当…176単位/月

- ☆ 介護職員処遇改善加算Ⅰ… 一か月のサービス全合計の9.2%

(通所介護減算項目)

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類

☆送迎を利用しない場合の減算 - 47単位/回・片道

☆定員超過・人員欠如による減算割合 70%

※利用者負担額 = 一か月の利用単位数 × (地域区分) 10.14 × 負担割合分

- ※ 契約者がまだ要介護認定等を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて負担額が変更します。
- ※ 介護保険給付の支給限度額を越えてサービスを利用される場合は額が自己負担となります。

(4) 介護保険の対象とならないサービス

①食費

下記の食費に関する事項が全額自己負担となり介護保険給付以外のサービスとなります。

《足羽利生苑デイサービスセンターの定める食費》

サービスの種別	内 容	自己負担額
食 事	・朝食、昼食、夕食の食材費と ・栄養管理、調理費相当の食費	朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円
食事のキャンセル代	・利用当日にサービスのご利用をキャンセルした場合の当日分 ・サービス提供中に体調不良、その他の理由で利用を中断した場合の当日分	キャンセル料 朝食 300円 昼食 600円 夕食 600円

②特別な食事

利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供いたします。水分を利用者の意向や嗜好に基づいて提供しているため、特別な食事としてご請求させていただきます。

利用料金：要した費用の実費 水分代 1日140円

③理容・美容

定期的に外部業者による有料散髪を行ないます。利用者のご希望に応じて利用いただけます。 利用料金：2,000円～

④レクリエーション・クラブ活動

趣味の活動の場合は、材料代をいただくことがあります(生花の花代など) 利用料金：要した費用の実費

⑤行事及び希望外出

行事食、入場料、交通費等要した費用をご負担いただきます。 利用料金：要した費用の実費

⑥その他

日常生活に必要な物品につきましては利用者の全額負担となりますのでご了承ください。

(5) 利用料金のお支払方法

前期(3)(4)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので20日までに以下の方法でお支払いいただきます。(1ヶ月に満たさない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)費用の支払いは、現金又は利用者の金融機関口座から自動引落としにより、指定日までにお支払いください。

7. 災害時の対策について

災害時の対応	別に定める「足羽利生苑」消防計画に基づき対応を行います。
近隣との協力	近隣の「福井済生会病院」および「本定医院」と連携し、非常時の相互協力体制を整えています。
平常時の訓練	別に定める「足羽利生苑」消防計画に基づき年2回以上の夜間及び昼間を想定した避難訓練及び消火器操作訓練を実施しています。
防災設備	スプリンクラー、消火用散水栓、消火器、自動火災報知器、非常通報装置等の防災設備は年2回点検整備しています。 停電、漏電等の電源設備は毎月点検整備しています。その他、カーテン類の防煙処理、ガス漏れ報知器、生活必要品の備蓄等を整備しています。

8. 苦情の受け付け

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口でお受けします。

窓口担当者	西野 舞子
ご利用時間	8:30~17:30 直接またはお電話にてお受けします。

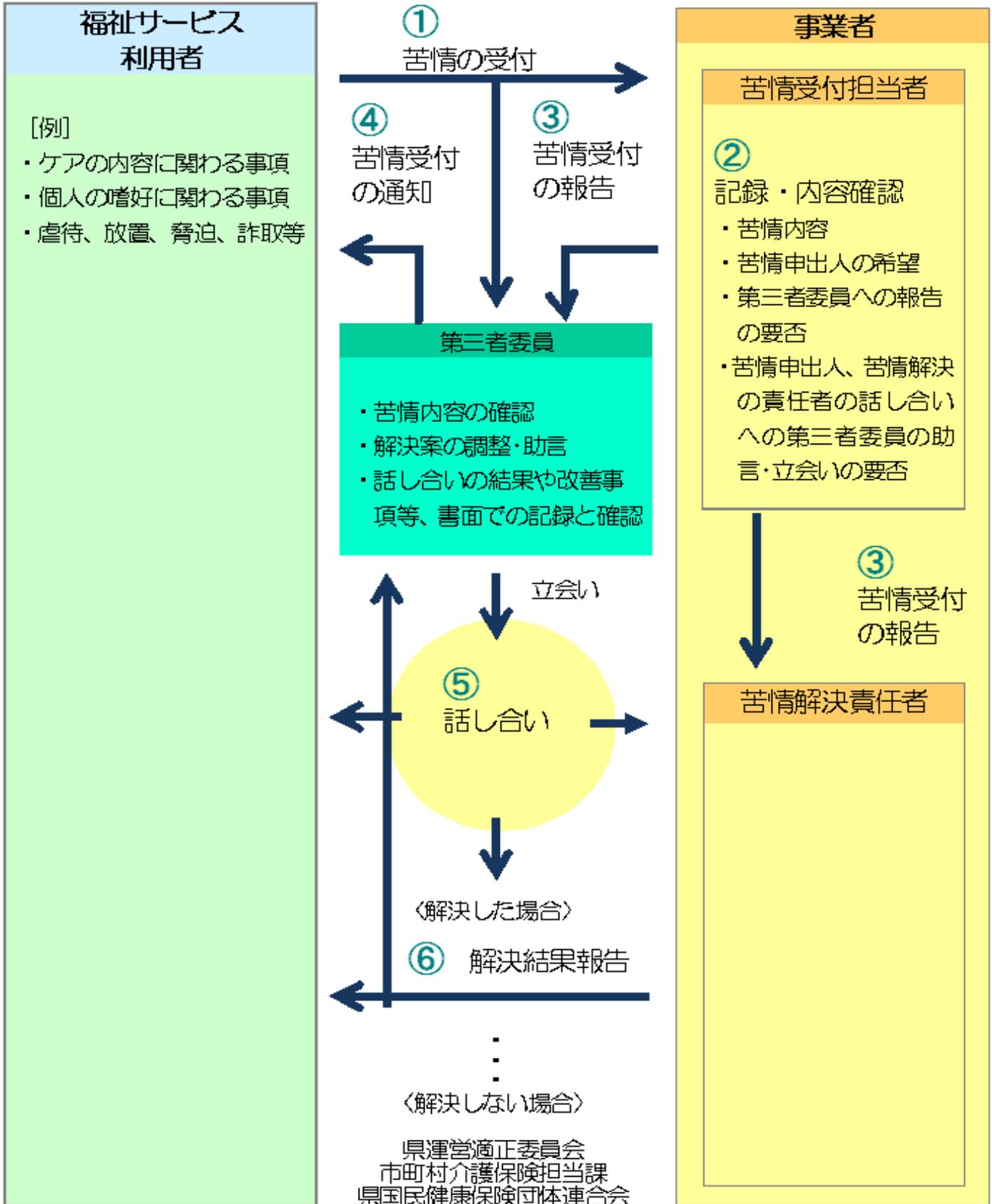
(2) ご希望により当法人が設置する第三者委員に苦情やご相談を申し出ることができます。

	氏 名 住 所
第三者委員	豊島 雅恵 (とよしま まさえ)
	吉田郡永平寺町松岡春日3-2 TEL (0776) 61-0287
	永井 裕子 (ながい ゆうこ)
	福井市梅野町20-7 TEL (0776) 41-3108

(3) 行政機関その他の苦情受け付け機関

福井市 介護保険課	福井市大手3-10-1
	TEL (0776) 20-5715
	FAX (0776) 20-5766
国民健康保険 団体連合会	福井市開発4-202-1
	福井県自治会館4F
	TEL (0776) 57-1614
	FAX (0776) 57-1615

苦情解決の仕組み



9. 虐待防止について

※ 事業所は利用者の権利の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、

その結果について、職員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

※ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家

族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町に通報します。

10. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町（坂井郡広域連合も含む）当該利用者のご家族へ連絡を行うと共に必要な措置を講じ、事故に際して取った処置を記録します。又、賠償すべき事故が、発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。合わせて、事故が発生した際は、その原因を解明し、再発生を防ぎます。

また日頃より事故の予防も兼ね、マニュアルの作成やサービスの質の向上を図り

事業所内外での研修の機会を設けるなどの対策を行ないます。

11. 感染症予防対策について

感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のために、現状確認及び予防を含む対応策を

月に1回以上代表者にて検討し、マニュアル化や研修を開催し職員に周知徹底すると共に、

日頃より必要事項については来園された方全てに協力をお願いし予防します。

12. 記録の保存について

指定 通所介護サービスの提供にかかる記録は、5年間保存します。

13. 緊急時の対応

事業所においてサービスを提供している際に、利用者の心身に異変その他緊急事態が発生した時は、速やかに利用者の主治医または事業者の嘱託医か協力医療機関へ連絡し、適切な措置を講じると同時に家族（緊急連絡先）に連絡いたします。

利用者の主治医	氏 名	
	所属機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	恩賜財団 福井県済生会病院
	所在地	福井市和田船橋 7 - 1
	医療機関の名称	財団法人 松原病院
	所在地	福井市文京 2 - 9 - 1
緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	連絡先(昼)	
	連絡先(夜)	

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

通所型予防給付相当サービスの提供開始にあたり、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて説明しました。

足羽利生苑デイサービスセンター
通所型予防給付相当サービス

職名 _____ 氏名 _____ (印)

サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて事業者から説明を受けました。

契約者 住 所 _____

氏名 _____ (印)

契約代理人 住 所 _____

氏名 _____ (印)

重要事項説明書

社会福祉法人 足羽福社会

足羽利生苑

居宅介護支援センター

足羽利生苑居宅介護支援センター 重要事項説明書

居宅介護支援のサービス提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業所が契約者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称 : 社会福祉法人 足羽福祉会
事業者の所在地 : 福井市梅野町20-7
法人種別 : 社会福祉法人
代表者名 : 理事長 高村 昌裕
電話番号 : 0776-41-3121

2. ご利用の事業所

事業所の名称 : 足羽利生苑居宅介護支援センター
介護保険指定番号 : 福井県第1870100052号
事業所の所在地 : 福井市梅野町20-7
管理者名 : 藤田 葵
電話番号 : 0776-43-9878
FAX番号 : 0776-41-3642

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業所の名称	福井県知事の指定番号	サービスの種類
足羽利生苑	1870100052	介護老人福祉施設
足羽利生苑ショートステイサービスセンター	〃	短期入所生活介護
足羽利生苑介護予防ショートステイサービスセンター	〃	介護予防短期入所生活介護
足羽利生苑デイサービスセンター	〃	通所介護
足羽利生苑介護予防デイサービスセンター	〃	介護予防通所介護
事業所の名称	福井市の指定番号	サービスの種類
地域密着型介護老人福祉施設足羽利生苑	1890100660	地域密着型介護老人福祉施設
足羽利生苑デイサービスセンター きらく楽	1890100165	地域密着型認知症対応型通所介護
足羽利生苑介護予防デイサービスセンター きらく楽	〃	介護予防地域密着型認知症対応型通所介護

4. 事業の目的と運営方針

目的…この事業は、利用者に適切な指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。

方針…

- ①利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮します。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービス並びに地域包括支援センター・指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう）等との連携を行い、上記の多様な事業者の連携により、総合的かつ効率的に提供するように配慮し努めます。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏する事のないよう公正中立に行います。

5. 職員の職種、人員および職務内容

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名 常勤	事業所を代表し、主任介護支援専門員の有資格を以て業務の総括の任にあたる。
介護支援専門員	3名(専) 以上	運営方針に基づく業務にあたる。 利用者35名またはその端数を増すごとに1名を標準とする。

- ②職員の資質向上のために採用時および定期的研修を確保する。
- ③職員は常に清潔保持、健康状態について必要な措置を行う。

6. 営業日および営業時間

- ①営業日 : 月曜日～土曜日(但し、祝日と12月31日～1月3日を除く)
- ②営業時間 : 午前9時～午後6時
但し、緊急の電話連絡による対応は24時間体制とする。
必要に応じて、営業日以外及び営業時間外は出来る範囲で対応します。

7. 利用料

このサービスの利用料及びその他の費用は以下の通りです。

- ①事業者が提供した事業の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは無料となります。
- ②交通費 : 通常の事業実施地区内(酒生、岡保、下宇坂)にお住まいの方は無料です。

通常の事業実施地区を超える場合は事業実施地域境界から起算します。（事業実施地区境界から1kmごとに50円）

③その他：記録の謄写費用などを頂くことがあります。

④キャンセル料

サービスをキャンセルした場合には交通費等実費を頂くことがあります。

* 居宅介護支援費

介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。
（全額介護保険により負担されます。）

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費 I i 1086単位	居宅介護支援費 I i 1411単位
〃 45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費 I ii 544単位	居宅介護支援費 I ii 704単位
〃 40人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費 I iii 326単位	居宅介護支援費 I iii 422単位

* 地域区分別の単価（7級地10.21円）を含んでいない。

* 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。
また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

* 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記単位数より月につき-200単位を減算することとなります。

* 45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費 I ii 又は I iii を算定します。

【加算について】

利用者様への支援内容、当事業所の運営体制により適宜、下記の加算を算定させていただきます。

	加算	加算額	算定回数等
要介護度による区分なし	初回加算	300単位/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250単位/月	入院した日のうちに情報提供した場合。 情報提供の方法は問わない。
	入院時情報連携加算 (Ⅱ)	100単位/月	入院した日の翌日又は翌々日に情報提供した場合。情報提供の方法は問わない。
	退院・退所加算	(Ⅰ) イ 450 単位 (Ⅰ) ロ 600 単位 (Ⅱ) イ 600 単位 (Ⅱ) ロ 750 単位 (Ⅲ) 900 単位	医療機関や介護保険施設退院等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランを作成し、居宅・地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。同一の利用者について、居宅・地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。 退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加する。 (Ⅰ)イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受ける。 (Ⅰ)ロ イにおける情報提供をカンファレンスにより1回受ける。 (Ⅱ)イ (Ⅰ)イにおける情報提供を2回以上受ける。 (Ⅱ)ロ (Ⅱ)イにおける情報提供のうち1回以上はカンファレンスにより受ける。 (Ⅲ) (Ⅰ)イにおける情報提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスによる *入院または入所期間中につき1回を限度。 また初回加算との同時算定不可。

通院時情報連携加算	50単位 /月	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受け居宅サービス計画書に記録した場合。
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (一月に2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上でその死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し当該利用者の心身の状況等を記録し主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合
特定事業所加算 (I)	519 単位	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合
特定事業所加算 (II)	421 単位	
特定事業所加算 (III)	323 単位	
特定事業所加算 (A)	114 単位	
特定事業所医療連携加算	125単位	

※地域区分別の単価（7級地10.21円）を含んでいない。

8. 居宅介護支援の内容

①居宅介護支援の提供方法

- ・介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者もしくはその家族から求められた時には、これを掲示します。
- ・指定居宅介護支援の提供を求められた時には被保険者証により、被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と有効期限を確めます。
- ・要介護認定等の申請が行われていない場合は、契約者の意向に添い、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- ・要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期限が満了する1か月前には行われるよう必要な援助を行います。
- ・要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者もしくはその家族の意思を尊重して医療保健サービス・福祉サービス並びに地域包括支援センター・指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう）等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的、効果的に行い、サービス提供の手続きを行います。
- ・事業者は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否してはなりません。

- （1） 正当な理由とは、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められる時。
- （2） 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとした時。
- （3） 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を福井市に通知する。

②居宅介護支援の内容

- ・担当の介護支援専門員が居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当します。
- ・居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または、その家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行います。
- ・サービス計画の作成にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身または、家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにします。
- ・サービス計画の作成にあたっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービスまたは、福祉サービス、地域の住民によるサービス等の利用も含めて計画するよう努めます。
- ・居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、サービスの内容、利用料

等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供します。

- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の有している能力、既に提供を受けているサービス等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する課題を把握します。

- ・アセスメントにあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して行います。この場合、面接の趣旨を利用者およびその家族に対して、十分に説明し、理解を得ます。

- ・利用者および家族の希望、並びに利用者についてのアセスメントの結果に基づき、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標およびその達成時期、サービスの種類、内容および利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅介護サービス計画の原案を作成します。

- ・居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行い理解を得ます。なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得ます。

- ・サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な意見を求めます。

ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については担当者に対する紹介等により意見を求めることができますものとしします。

- ・居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅介護サービス計画の原案の内容について、利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。

- ・居宅サービス計画を作成した際には、利用者および担当者に交付します。

- ・居宅サービス計画の作成後、実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じてサービス計画の変更の変更、サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行います。

- ・介護支援専門員は、「モニタリング」にあたっては、利用者およびその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行います。

- ①少なくとも一月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接します。

- ②少なくとも一月に1回、モニタリングの結果を記録します。

- ・サービス担当者会議は、各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを目的とします。

・介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を必ず開催します。但し、サービス担当者会議を開催しないことについて、止むを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によることで差し支えないこととします。

・介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載します。

・介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載します。

・介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ります。

・第3号から11号までの規定は、第12号に規定する居宅サービス計画の変更について準用します。

・保健医療サービスおよび福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合、または、利用者が介護保険施設への入院、または、入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

・介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅サービス計画の作成等の援助を行います。

・医療系サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て、主治の医師または歯科医師の意見を求めます。

前号の場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

・居宅サービス計画に医療系サービスを位置付ける場合、医師等の指示がある場合に限り行うものとし、医療系サービス以外のサービス等を位置付ける場合には、居宅サービス等に係る主治医の留意事項が示されている時は、それを尊重します。

・介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ）を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ます。

・サービス計画に短期入所を位置付ける場合には、利用者の心身の状況等を勘案して、特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が有効期間の概ね半数を超えないようにします。

・ケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙「サービス割合等説明書」にて説明を行います。

・被保険者証に居宅サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成します。

・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保を行っており、利用者宅への実習を行うことがあります。

・地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、資料又は情報提供に協力することがあります。

・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

9. 事業の実施地域 … 酒生、岡保、下宇坂地区

(他地区の利用者については、相談に応じます)

10. 秘密保持

・事業者は、利用者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

・事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含めるものとします。

・事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

11. 利益供与の禁止

- ・事業者は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、特定の居宅サービス事業者等によるサービスの指示等を行いません。
- ・職員は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行いません。
- ・事業者および職員は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受いたしません。

12. 苦情の申立先

- ① 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口でお受けします。

窓口担当者 **西野 舞子**

ご利用時間 9:00~18:00 直接またはお電話にてお受けします。

Tel (0776) 41-3121

- ② 希望により当法人が設置する第三者委員に苦情やご相談を申し出ることができます。

第三者委員 氏名 豊島 雅恵 (とよしま まさえ)

住所 吉田郡永平寺町松岡春日3-2

Tel (0776) 61-0287

氏名 永井 裕子 (ながい ゆうこ)

住所 福井市梅野町20-7

Tel (0776) 41-3108

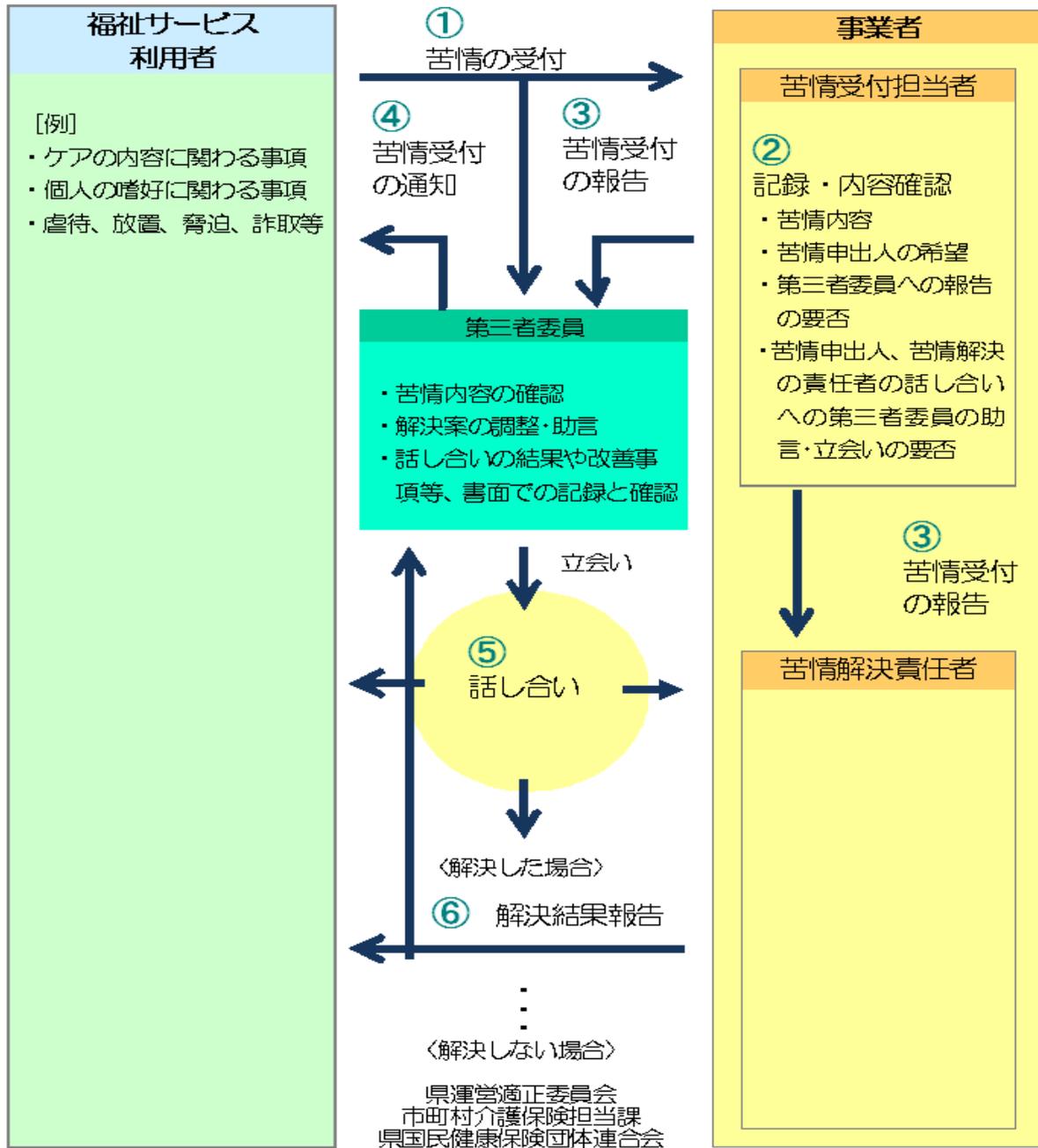
- ③ 苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行い、その内容等を記録します。

又、市町村及び国民健康保険団体連合会からの指導、助言に基づき行った改善について、求めに応じて内容の報告を行います。

- ④ 行政機関その他の苦情受け付け機関

福井市介護保険課	福井市大手3-10-1 Tel (0776) 20-5715 FAX (0776) 20-5766
国民健康保険団体連合会	福井市開発4-202-1 福井県自治会館4F Tel (0776) 57-1614 FAX (0776) 57-1615

苦情解決の仕組み



13. 事故発生時の対応

- ・利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ・前項の事故の状況および事故に際して採った処置を記録します。
- ・利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

14. 記録の整備

- ・利用者に対する記録を整備し、その完結の日から5年間保存いたします。
 - ① 居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録。
 - ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を編綴した居宅支援台帳。
 - ・居宅サービス計画
 - ・アセスメントの結果の記録
 - ・サービス担当者会議等の記録
 - ・モニタリングの結果の記録
 - ③ 市町村への通知に係る記録
 - ④ 苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況および事故に際して採った処置の記録
(その他運営に関する重要事項)

15. 虐待防止に関する事項

- ・利用者の人権擁護、虐待の発生またはその発生を防止するため次の措置を講じます。
 - ① 虐待防止に関する責任者の選定及び虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底
 - ② 虐待防止の指針を整備
 - ③ 成年後見制度の利用促進
 - ④ 従業者に対し、虐待の防止を啓発、普及するための研修を定期的を実施
 - ⑤ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

従事者は事業所内および利用者の居宅その他の場所において、当事業所の従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者のこと）その他の者により、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

16. その他運営に関する重要事項

- ・見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他サービス内容に関する事項を掲示します。
- ・地域住民やその自発的な活動等の連携・協力を行うなど地域との交流に努めます。
- ・事業者は、本事業の会計と、その他の事業の会計を区分します。
- ・この規程に定める事項の他、本事業の運営に関する必要事項は、当法人の理事長と事業者の所長が協議して決めます。
- ・指定居宅介護事業者は、福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

重要事項説明書

社会福祉法人 足羽福社会
指定介護予防支援事業所
足羽利生苑居宅介護支援センター

(介護予防支援)

1 事業所の法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 足羽福祉会
代表者名	理事長 高村 昌裕
本社所在地・電話	福井市榑野町 20 号 7 番地 0776-41-3108
業務の概要	児童・障害者・高齢者福祉事業

2 事業所の概要

事業所名	足羽利生苑 居宅介護支援センター
所在地	福井市榑野町 20-7
事業者指定番号	1870100052
連絡先	電話 0776-43-9878
サービス提供地域	福井市内、酒生地区・岡保地区・和田地区・美山地区

3 事業所の職員体制等

管理者	1名（常勤）
主任ケアマネジャー	1名
介護支援専門員	3名以上
事務員	1名

4 窓口受付時間

区分	月曜日～土曜日
時間	9:00 ～ 18:00

(注) 年末年始 (12/31～1/3) は「休祭日」の扱いとなります。
24時間連絡体制にて、時間外は対応します。

5 利用者負担金

- (1) 介護予防支援については、原則として利用者の負担はありません。
- (2) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となります。

6 事業所のサービスの方針等

基本理念

『わたしたちは、「ともに生き、ともに集う、光を求めて!』の法人に理念に則り、地域の方々が生み慣れた地域で安心して生活を続けられるように支援を行い、地域に信頼されるセンター運営を目指します。

7 介護予防支援の内容

- (1) 担当の職員が介護予防サービス計画（以下「サービス計画」という）の作成に関する業務を担当します。
- (2) サービス計画の作成にあたっては、利用者様の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者様の心身又は、ご家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにします。
- (3) サービス計画の作成にあたっては、利用者様の日常生活全般を支援する観点から介護予防給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は、福祉サービス、地域の住民によるサービス等の利用も含めて計画するよう努めます。
- (4) サービス計画作成の開始にあたり、利用するサービス等の選択にあたっては、当該地域におけるサービス事業者等に関する情報及び、利用料等の情報を適正に利用者様又は、そのご家族に対して提供します。その際にはサービスの内容が特定の種類、事業者に偏るような誘導は行いません。
- (5) サービス計画作成の作成にあたっては、利用者様が有している能力を使用し、自立した日常生活を営むことが出来る様に支援するための課題を把握します。
- (6) アセスメントにあたっては、利用者様の居宅を訪問し、利用者様及びそのご家族に面接して行います。この場合、面接の趣旨を十分に説明し理解を得ます。
- (7) 利用者様及びご家族の希望、ならびに利用者様についてのアセスメントの結果に基づき、最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、利用者様及びそのご家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成します。
- (8) 必要に応じサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、サービス計画原案の内容について担当者から、専門的な意見を求めます。特に訪問看護・通所リハビリテーション等の医療のサービスの利用を希望される場合には、利用者様の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、サービス計画書を関係機関に提出し情報共有させていただきます。
- (9) 居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上でサービス計画の原案の内容について、利用者様又はそのご家族に対して説明し、文書により利用者様の同意を得ます。
- (10) サービス計画を作成した際には、利用者様及び担当者に交付します
- (11) サービス計画を作成後、実施状況の把握（モニタリング）を行い必要に応じて

サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行います。

- (12) 病院などの入退院の際には、医療との連携を持ち、身体面や精神面の把握をしていきます。
- (13) 人権擁護・虐待防止など必要な体制整備及び研修の実施を行います。

8 サービスの利用にかかる留意点

サービスの利用にあたり、次の点にご留意をお願いします。

- (1) 担当者（介護支援専門員）の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険者証、お薬手帳等と合わせて保管しておくようにお願いします。
- (2) サービス計画の作成に当たり、利用者様またはご家族は複数のサービス事業者等の紹介を求めることやサービス計画原案に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- (3) 利用者様が医療機関に入院する必要がある場合には、入院先に担当者の氏名と連絡先をお伝えください。

9 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

10 相談窓口、苦情対応

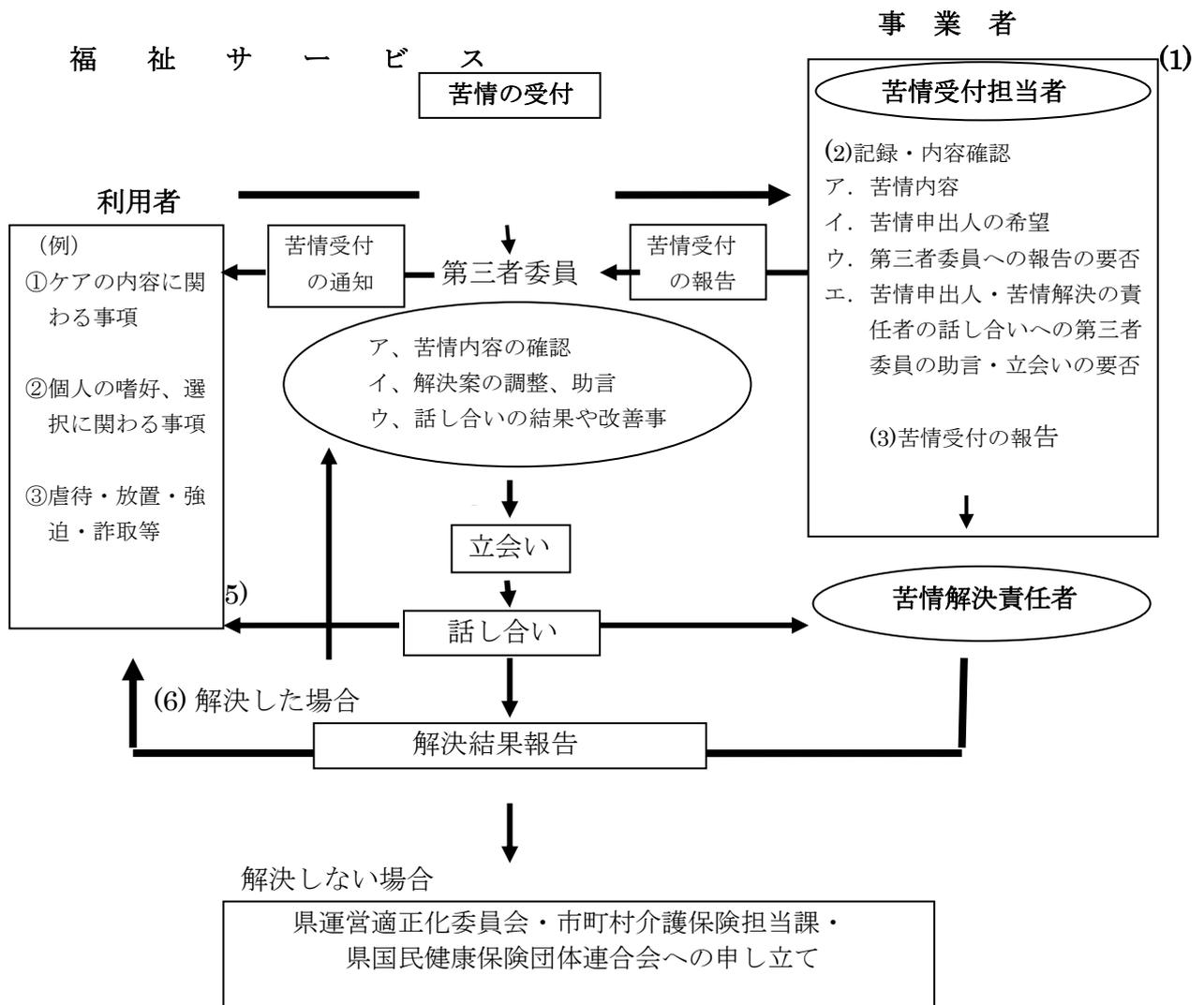
- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

センター窓口	電話番号	0776-43-9878
	fax 番号	0776-41-3642
	相談員（責任者）	西野 舞子
	対応時間	月～土 9：00～18：00

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

福井市地域包括ケア推進課 福井市大手3丁目10-1 20-5400
福井県国民健康保険団体連合会 福井市西開発4丁目201-1 57-1614

苦情解決の仕組み



1 1 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底（法人の高齢分野内委員会と協働にて実施）
- ②虐待の防止のための指針を整備
- ③職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施（法人の高齢分野内委員会と協働にて実施）
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに市町に通報します。

本書交付の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

介護予防支援に関する契約にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

介護予防支援事業者 事業者名 足羽利生苑居宅介護支援センター
説明者 印

介護予防支援及に関する契約にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名 印
(代理人) 印
本人との続柄()